

・第 2 編

風水害対策編

◆第 1 章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

総務課、政策推進課、農林課、道路河川課、まちづくり課
営業課、上下水道課

第1 基本方針

- (1) 将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い地域づくり、まち（都市）づくりを行う。
- (2) 「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のハード・ソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第2 主な取組み

- (1) 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により風水害に強い地域基盤を形成する。
- (2) 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等、風水害に強いまち（都市）づくりを推進する。
- (3) 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域関係者の主体的な取組をはじめ、あらゆる関係者（国・県・市・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域基盤づくり

市は、急しゅんな地形、ぜい弱な地質、急勾配の河川等の地域条件を抱えており、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な地域基盤の形成に取り組む必要がある。

(1) 総合的計画策定上の配慮

総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市の地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(2) 基幹的都市施設整備上の配慮

基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(3) 公共施設等の安全性の確保

住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

(4) 土地保全機能の維持増進

風水害に強い地域の形成を図るため、以下の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩

壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

ア 平成9年の河川法の一部改正に伴い、地域の意見を反映した河川整備を推進するための新しい計画制度として「河川整備計画」策定が義務づけられた。信濃川水系北信圏域河川整備計画は、平成27年5月14日に国土交通省関東地方整備局長に認可申請を行い、平成27年7月2日付けで認可となり、国と県が連携して整備を実施している。

市においても県の整備計画を基に河川整備に努め、住宅・工業団地等の開発に際しては防災調整池等の整備を実施する。

イ ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

ウ 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する地すべり防止施設等の整備を推進し、また、山地災害の発生を防止するための森林の造成を図る。

(5) 社会資本の維持管理

老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により、風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(1) 風水害に強いまちの形成

ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

イ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定及びハザードマップの作成について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

エ 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市及び特定都市下水道の下水道管

理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定する。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行う。

オ 防災拠点等の災害時において、防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

カ 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。

キ 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ク 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

ケ 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

(ア) いっ水、たん水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

(イ) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除等の建設等の推進

(ロ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

(ハ) 防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

(ニ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用の誘導及び風水害時の避難体制の整備促進

(ホ) 土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

(ヘ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

(コ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険区域に係る監視体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進

により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川反乱など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流木治水の取組と連携しつつ、土砂流入の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(ケ) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(コ) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

(2) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

エ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市は、上下水道、廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策をとるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(4) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的な

ものにするよう努める。

ウ 指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

カ 須坂市洪水タイムラインにより災害対応を行う。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同タイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、運輸、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

総務課、農林課、道路河川課、消防本部・消防署

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- (1) 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- (2) 住民の避難誘導体制を整備する。
- (3) 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。
- (4) 火災警報発令時の警戒体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等、また、国及び長野県からの情報提供によるレーダー雨量情報、地上雨量計情報及び水位計情報を活用し、住民への伝達方法として放送要請、広報車、同報系防災行政無線等による体制、施設を整備する。

(第2編第2章第1節「災害直前活動」伝達系統図参照)

2 避難誘導体制の整備

- (1) 風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める（第2編第1章第11節「避難の受入活動計画」参

照)。

- (6) 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。その他の河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムにより備蓄状況の確認を行うとともに、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう輸送拠点の管理者の連絡先、開設手続き等を共有し、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう次に掲げる体制の整備を行う。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

- (3) 委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

4 火災警報の発令

市長は、消防法第22条の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令する。

その発令の要件はおおむね次のとおりとする。

- (1) 実効湿度が55パーセント以下であって、最小湿度が20パーセント以下となる見込みのと

き。

- (2) 実効湿度が60パーセント以下であり、最小湿度40パーセント以下であって、最大風速が7メートルを超える見込みのとき。
- (3) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

5 火災警報発令時の計画

- (1) 消防署は巡回等の警戒活動によって出火発見、連絡通報の万全を期す。
- (2) 消防署の当直員は、外部出向等を取りやめ火災出動に備える。
- (3) 消防団は、分団本部、部詰所等に幹部又は最少出動要員を待機させ出動の迅速を図る。
- (4) 消防本部は、広報車等を利用し火災予防の点検及びたき火の制限等の広報を行う。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

総務課、政策推進課

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- (1) 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 市は防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- (3) 情報通信手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 災害情報収集・連絡体制

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、県、他市町村、関係機関への連絡不能時などの被災時のあらゆる状況に対応ができるよう、諸状況に応じた情報ルート、担当者、目標時間等をあらかじめ定めておく。
- (2) 訓練の実施

円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (3) 情報通信拠点のネットワーク化

公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (4) 情報収集と情報伝達

雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (5) 県防災情報システムにより関係機関と情報共有、連携強化に努める。
- (6) 災害対策本部等に意見聴取、連絡調整等のため関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性

の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 市防災行政無線による情報伝達

移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線設備等により、地域住民への情報伝達手段の強化を図る。

また、職員の無線装置操作の訓練、講習会を行うとともに保守点検整備の実施により、円滑な通信の確保を図る。

〔資料4－1〕同報系防災行政無線屋外拡声子局設置場所一覧表

〔資料4－2〕同報系防災行政無線戸別受信機設置場所一覧表

〔資料4－3〕デジタル移動系呼出名称・設置場所

(2) コミュニティFM放送による情報伝達・提供

コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）による情報伝達・提供を行い、情報伝達体制の強化を図る。

(3) 災害時優先電話の登録・活用

災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話（株）長野支店長に対し、災害時優先電話の登録を受けておくとともに、運用方法等について習熟し、効果的な活用にあつめる。

(4) アマチュア無線局の協力体制構築

須坂市アマチュア無線クラブとの協力体制を構築し、非常時の情報通信網のバックアップを図る。

〔資料5－9－2〕災害時の情報伝達に関する協定書

(5) 新たな災害時通信網の整備

衛星携帯電話、防災行政無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）など衛星通信ネットワーク、長野県防災情報システムと連携のLアラートなどの整備による、災害時通信網の多ルート化にあつめる。

(6) 通信機器の耐震・停電対策

防災行政無線、消防無線等の非常通信施設の設置に当たっては、停電に備え、非常用電源の確保を図る。

第4節 活動体制計画

総務課、各部課

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備、防災会議の設置等、災害時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

第2 主な取組み

- (1) 地域防災計画に基づき、災害時に各部課が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できる個別応急対策マニュアルを作成し、部員への周知及び訓練の実施を図る。
- (2) 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- (3) 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- (4) 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- (5) 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (6) 受援計画の策定等により、他団体からの資源確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集・活動体制の整備

職員を災害発生初期から必要な部署にできるだけ多く動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、次の対策を推進する。（動員配備体制については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照）

(1) 非常参集体制の整備

災害発生のあるゆる事態に際し、迅速な対応を図るよう、職員の非常参集の体制を整備し、また必要に応じて見直し、常に体制の充実に努める。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(2) 個別応急対応マニュアルの作成

各部課は災害時に分掌する業務等を体系的に整理した職員応急対応マニュアル等を整備し、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整える。

また、同マニュアルに基づく訓練の実施を図り、平常時より職員の対応能力の向上に努める。

(3) 人材の育成及び専門家等の支援の活用

応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(4) 人材の確保及び即応体制の整備

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 須坂市防災会議の設置

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

市は、災害対策基本法第16条及び須坂市防災会議条例に基づき、須坂市防災会議を設置し、地域特性及び地域の災害特性に対応した地域防災計画の策定及び修正を行い、その実施を推進する。

(2) 防災関係機関との連携体制の整備

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

ア 防災関係機関との協力体制の確保

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

イ 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

3 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす市役所庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

今後、非常事態に備え、防災中枢機能の確保を図るため、防災拠点施設となる市役所庁舎において必要な機器及び物資を設置又は備蓄するよう努めるとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

4 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに

留意しつつ、重要な業務を絞り込み、その制約要因を改善するため、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

- (1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、重要な業務を絞り込み、その継続の制約要因を改善し、許容限度まで復旧させるため、業務継続計画の策定等により、実施すべき対応、手順を定めておく。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、事前に不可欠な人材、設備、資器材の供給源などを可能な限り二重化するよう努める。
- (3) 重要業務に不可欠な人、モノ、資金、情報などの資源がそろわなければ復旧・復興活動はできないことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、市役所庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特典、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

総務課、消防本部・消防署

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- (1) 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- (2) 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- (3) 姉妹都市等相互間の災害時相互応援体制の確立を図る。
- (4) 隣接市町村等間の相互応援体制の確立を図る。
- (5) 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。
- (6) 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- (7) 受援体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 県内全市町村間の相互応援体制の整備

(1) 相互応援体制の確立

長野県では、長野県市町村災害時相互応援協定（平成8年4月1日締結）に基づき、県内市町村を10ブロックに編成し、各ブロックを代表市町村が統括する全県的な相互応援体制の整備を図っており、本市は、長野市を代表市町村とする長野ブロックに所属している。

市は、協定に基づく、円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。

(2) 相互応援活動計画の策定

相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ブロック構成市町村間の連携強化

ブロックを構成する各市町村と協力し、応援活動に伴う資機材、物資等備蓄状況の把握及び合同訓練等を行うなど、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるように連携強化に努める。

2 県内外消防本部間の消防相互応援体制の整備

長野県消防相互応援協定（平成27年4月8日）及び緊急消防援助隊長野県隊応援等実施計画（令和5年4月1日）に基づき、相互応援体制を整備する。

- (1) 消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できるよう体制

を整備する。

- (2) 消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

3 姉妹都市等との相互応援体制の整備

神奈川県三浦市、新潟県新発田市、宮城県塩竈市、岐阜県羽島市、神奈川県海老名市及び兵庫県朝来市との間で、相互応援協定を締結し、災害時の応援体制を整備している。

応援活動あるいは応援要請の手続等についてあらかじめ計画を定める等、常時より相互応援体制の充実に努めるとともに、合同訓練等を定期的に行うなど相互応援体制の強化に努める。

4 隣接市町村等間の相互応援体制の整備

隣接市町村等との間で、相互応援協定を締結し、災害時の応援体制を整備している。

消防本部・消防署は、協定に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できるよう、事前に活動計画等を定めたり、各消防本部における消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、常時より応援要請及び応援活動体制の強化に努める。

5 広域活動拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

6 受援体制の整備

内閣府の受援計画策定ガイドライン等を踏まえ、大規模災害を想定し、応援業務のリスト化、受け入れ環境の整備を含む受援計画を策定し、訓練による検証や見直しを推進する。

- (1) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- (4) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

健康づくり課、医療保険課、消防本部・消防署

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設及び消防本部等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況、活動体制、災害発生及び交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- (1) 災害等緊急時に備え、救助・救急用資機材の整備を図る。
- (2) 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- (3) 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急体制の整備

- (1) 救助・救急資機材の確保

ア 資機材の整備と隊員養成

災害時に地域が分断された場合を想定し、地域に消火、救助、救急活動を行うための資機材を整備する。消防部において救急・救助隊員を養成し、職員の災害対応能力の充実を図る。

イ 救助・救出用資機材の備蓄

救助・救出活動等に必要な資機材の備蓄を図るとともに、災害発生に備え、維持・補修に努める。

- (2) 地域救助・救急拠点の整備

避難所及び消防団詰所等に、救助・救急用資機材の配備を行い、消防団、自主防災組織を中心に地域住民の協力を得て、発災初期の救助、救急活動を行うことのできる体制を整備する。

また、平常時から地域住民に対して、救助方法及び応急手当等の指導や定期的な訓練を実施し、地域での救助・救出体制を強化する。

2 災害時医療体制の整備

- (1) 初期医療体制

ア 医療救護班派遣体制の整備

災害時の負傷者の応急医療に対応するため、須高医師会・須高歯科医師会・北信薬剤師会（以下、「三師会」という。）との協定を締結し、医療救護班の派遣体制を整備する。

大規模災害等に際し、日本赤十字社長野県支部への医療救護班の派遣要請等の事態に備え、あらかじめ関係機関との調整を図る。

〔資料5-4-1〕災害時の医療救護活動に関する協定書

〔資料5-4-2〕災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

〔資料5-4-3〕災害時の薬事における医療救護活動に関する協定書

イ 救護所設置体制の整備

災害時、速やかに救護所の設置が図れるよう、あらかじめ市内中学校を救護所に指定するとともに、三師会と医療救護計画を策定し、救護所の設置・運営に備える。

(2) 後方医療体制の整備

地域災害医療センター及び基幹災害医療センターに指定されている長野赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

〔名簿-4〕市内の医療提供施設一覧表

〔名簿-5〕災害対応病院・災害用医薬品等備蓄事業者一覧表

(3) 医療用資機材等の備蓄・調達

ア 現況の備蓄・調達体制

県が指定した災害用医薬品について、須高医師会、須高薬剤師会、県を通じた備蓄（ランニング備蓄含む。）調達体制を整えている。

また、県では、初期医療用医薬品の常時備蓄を行っているほか、日本赤十字社長野支部、長野県医師会、長野保健福祉事務所等の関係機関において備蓄を行い、災害時に備えている。

※須高地域災害時医療救護活動マニュアル資料編参照

イ 備蓄・調達実施計画の策定

防災アセスメントの被害想定等を参考に、今後、医師会や薬剤師会の協力を得て、県が備蓄する災害用医薬品の利用を考慮した上で、市において常時備蓄・調達を図るべき医薬品の内容・数量等を定めて、備蓄・調達目標を設定し、医療関係機関等の協力により備蓄調達体制を推進する。

3 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 市消防計画における救助・救急活動の充実化

大規模災害発生時の救助・救急活動が、的確かつ円滑に行われるように、次に掲げる事項に留意して、市消防計画における救助・救急計画を作成する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成と任務

カ 消防団の活動要領

- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他、必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の連携強化

消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるように、あらかじめ具体的な連絡体制について検討を行うとともに、傷病者の移送について、医療機関同士の連携が図れるよう関係機関を交えた調整を行う。

また、消防機関、医療機関が共催する救助・救急活動訓練を実施し、災害活動における協力体制の強化に努める。

(3) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備

災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努める。

第7節 消防・水防活動計画

総務課、道路河川課、消防本部・消防署

第1 基本方針

災害時の消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他施設の損壊により、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、資機材の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- (1) 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等について、あらかじめ計画を定める。
- (2) 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防活動計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、消防機関が大規模災害発生時、迅速かつ効果的に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動を実施する。

(1) 消防力の強化

ア 消防組織の拡充強化

「消防力の整備指針」に適合するよう、消防組織の拡充に努める。

特に、地域消防活動において重要な役割を担う消防団の育成を図るため、次のような施策を推進する。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

- (7) 消防団施設・設備・処遇の充実強化
- (4) 啓発活動による青年層、女性層の加入促進

イ 消防施設・消防水利の整備充実

(7) 消防施設の整備

「消防力の整備指針」に適合するよう、消防機械器具、消防無線施設の整備充実を図り、その近代化に努める。

(4) 消防水利の整備

「消防水利の基準」に適合するよう消防水利施設等の整備を図り、その適正配置に努める。

消防水利の確保に当たっては、水道施設の損壊による消火栓の使用不能等の事態に備え、耐震性防火水槽の整備や河川・農業用水・プール・ため池の活用等による多様化を図る。

(ウ) 化学消火剤の備蓄

危険物等に起因する大規模火災を鎮圧するため、化学消火剤を備蓄し、化学消防力の強化を推進する。

ウ 自衛消防力の強化

(ア) 自主防災組織の設置推進

防災初期における消火、救助活動への自発的活動を強化するため、住民、事業所等による自主防災組織の設置を推進するとともに、リーダー研修等を実施し、育成強化を図る。

(イ) 防災訓練の実施

消防本部、消防団及び自主防災組織の連携を強化し、大規模災害発生時において、組織的に一体となった防災活動ができるよう防災訓練を実施する。

エ 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 火災予防体制の強化

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な火災予防知識を浸透させるため、春・秋及び随時に火災予防運動を実施するほか、火災気象通報発令時及び強風乾燥時のパトロールを実施する。

イ 防火思想、知識の普及

市報、(株) Goolight、ながのコミュニティ放送 (FMぜんこうじ)、広報車等により、市民への火災予防並びに防火知識の普及を図る。

ウ 各事業所の立入検査の実施。また、住宅防火訪問により電気・火気器具類の取扱い方法及び火の元点検の指導を図る。

エ 防火管理者制度の効果的運用

学校、病院、工場等の防火対象物については、消防法第8条の規定による防火管理者の選任を徹底し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の整備・点検及び火気の使用等について、十分な指導を行う。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、市内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上の危険な場合及び火災発生時に、人命に危険がある場合は、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

オ 危険物保有施設への指導

多数の化学物質を有する学校、企業、薬局等の施設の管理者に対し、次のような混触発火が生じないように、管理の徹底を指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等の禁水性物質の浸水による発火

(3) 活動体制の整備

ア 事前調査の実施

消防地水利及び延焼拡大が予想される危険区域、消火困難区域等について、事前調査による状況把握に努め、災害時の適切な配備・消火体制の確立に活用する。

イ 活動計画の策定

大規模災害発生時、消火、救助及び応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時の活動体制、情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防ぎよ地域、延焼防止線の設定等の火災防ぎよ計画を定める。

(4) 応援協力体制の確立

大規模地震発生時において、市の消防力では対処が困難な事態に備え、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等の効果的運用が図られるよう、応援要請体制、応援受入れ体制を確立する。

また、他の自治体からの応援要請に際しての応援体制についても確立する。

2 水防計画

(1) 水防体制の確立

ア 水防組織の強化

市の水防団は、消防団が担当しており、消防団の育成強化により、水防組織の充実を図る。

イ 配備体制・監視体制の確立

洪水等の発生時、要警戒時に迅速な対応が図られるよう、危険箇所等の把握に努めるとともに、配備体制と発動基準、伝達系統等をあらかじめ定めておく。

また、降雨時の水位観測等の監視体制を確立する。

[資料7-2] 重要水防箇所一覧表

[資料7-3] 重要水防箇所図

[資料7-4] 想定氾濫区域

[資料7-5] 想定氾濫区域及び水防倉庫位置図

ウ 浸水想定区域に想定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

エ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の公表

[資料11-11] 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

オ 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

(2) 水防用設備・資機材の整備

洪水等に備え、常時より水防（防災）倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄について充実を図る。

(3) 水防訓練の実施

水防管理者は、須坂建設事務所長と協議し、毎年出水期前に、須坂建設事務所の指導により訓練を実施する。

なお、訓練には消防職員及び消防団員を参加させ、水防思想の普及と各種水防工法技術の向上を図る。

(4) 応援協力体制の整備

ア 建設業者への協力要請

須坂市建設業協会との協定締結により、洪水、崖崩れ、地すべり等の防災活動について協力体制を整備している。

イ 他の水防機関との協力体制

他の水防管理者や消防団への応援要請や応援派遣について計画を定め、相互応援体制を整備する。

〔資料5－7－8〕災害時における測量及び設計業務等の復旧に関する協定書

(5) 市は、要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告を行う。

第8節 要配慮者支援計画

総務課、福祉課、高齢者福祉課、健康づくり課、医療保険課
市民課、産業連携開発課、商業観光課

第1 基本方針

市・県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難でありその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。また、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

第2 主な取組み

- (1) 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- (2) 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- (3) 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化に努める。
- (4) 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- (5) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の策定

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられ、個別避難計画作成は努力義務とされており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援について全体計画の作成に努めるとともに、以下の事項を必須として、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (7) 区長（区役員を含む。）
- (4) 民生児童委員

- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 須坂市社会福祉協議会
- (オ) 須坂市消防本部及び須坂市消防署
- (カ) 須坂市消防団
- (キ) 須坂警察署
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、以下とする。

- (ア) 介護保険法に規定する要介護認定3以上の者
- (イ) 身体障害者手帳1級及び2級の第1種を所持する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- (ウ) 療育手帳A所持者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者で単身世帯の者
- (オ) 市の生活支援を受けている難病患者
- (カ) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者
- (キ) 市長が特に支援が必要と認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとし、名簿作成に必要な個人情報は、市の関係部局及び本人から入手する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日及び年齢
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 町名及び組名
- (キ) 避難支援等を必要とする事由
- (ク) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の状況把握に努め、年1回以上を目安に、定期的に名簿情報の更新を行う。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項

- (ア) 名簿の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限るものとし、必要最低限の情報とする。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。

(エ) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製しないよう指導する。

(オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 災害時に避難行動要支援者が避難するため、市から発令・伝達される情報については、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階があるが、避難行動要支援者及び避難支援等関係者には、円滑に避難するために高齢者等避難を発令した時点で伝達を行い、避難を開始するよう促す。

(イ) 緊急かつ確実に避難に関する情報等を発令・伝達するために、防災行政無線や市の広報車、消防団等の車両出向による情報伝達放送、市の災害情報メール、エリアメール等多様な伝達手段を活用し、周知する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時には、避難行動要支援者のみならず避難支援等関係者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となることから、避難支援等関係者が自身及び家族の安全を確保したうえで、災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援にあたることができるよう配慮する。

(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持に関わる児・者については、平時から非常電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計

画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。

(5) 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ（新・地域見守り安心ネットワーク）等により、要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者の移送計画

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(7) 個別避難計画の事前提供

避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

2 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(1) 指定避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、助産を必要とする者を含む女性専用トイレ、女性専用スペース（更衣、授乳、オムツ交換、助産を必要とする者の休憩スペースを含む）の設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、N P O ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

(8) 支援協力体制の整備

長野保健福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、N P O ・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する。

[名簿－4] 市内の医療提供施設一覧表

[名簿－6] 市内の社会福祉施設等一覧表

(1) 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員・生活指導員等）、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

(6) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(7) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(8) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

- (9) 要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定締結等に努める。

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

外国籍市民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(1) 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

市区域内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

(2) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

また、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じ、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(5) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想されるため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(1) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるととも

に、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(3) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

(4) 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

〔資料11－11〕 浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

第9節 緊急輸送計画

総務課、道路河川課

第1 基本方針

災害時の救急救助活動、被害拡大防止活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期災害復旧のため、緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- (1) 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- (2) ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- (3) 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- (4) 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路の指定・整備

緊急交通路の指定及び整備は、県が次のように実施する。

- ア 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定し、大規模災害時の総合交通規制について隣接県警察と協議のうえ、協定を締結する。
- イ 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定め、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、災害に強い道路網を順次整備する。
- ウ 広域・基幹農道等の整備を推進するとともに、緊急交通路となり得る道路について関係機関と調整のうえ、開設、拡張、改良工事を推進する。

(2) 緊急交通路接続道路の確保

市は、県の指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」と物資輸送拠点、拠点ヘリポート、避難所等との接続道路を確保するため、県、警察署との連携のもと、対象路線を選定し、適切な道路網の整備に努める。

(3) 緊急交通路の啓開体制の整備

緊急交通路の啓開活動を速やかに行うため、次の体制整備を図る。

- ア 啓開活動のためのマニュアルの作成
- イ 障害物の除去に必要な資機材の備蓄や整備
- ウ 廃材等の集積場所の確保
- エ 須坂市建設業協会との協力体制の充実、強化
- オ 被害情報収集体制の整備

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

- (1) 最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

- (2) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

- (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

物資輸送拠点	勤労青少年ホーム創造の家・勤労青少年体育センター
拠点ヘリポート	県民須坂運動広場

3 輸送体制の整備計画

- (1) 緊急通行車両等の確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる市有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておく。

- (2) 緊急用車両の確保

災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の管理体制を整備する。

- (3) 民間業者等との協力体制の整備

ア 市内の輸送業者との災害時の協力体制を確保する。

〔資料5-6-1〕緊急・救援輸送に関する協定書

イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

ウ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことができることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

第10節 障害物の処理計画

農林課、道路河川課

第1 基本方針

災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- (1) 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- (2) 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 施設倒壊等の未然防止

- (1) 関係機関の実施策

各機関の施設、設備等を定期的に巡回点検し、工作物の倒壊等を未然に防止する。

特に、街路樹、電柱等の路上占有物等を管理・所有する機関については、その徹底を図る。

- (2) 住民の実施策

住民が所有又は管理する施設・設備等について、定期的に点検を行い、工作物の倒壊等の未然防止に努める。

2 障害物除却の体制整備

- (1) 倒木の処理

倒木処理については、あらかじめ森林組合等林業関係団体と協力し、相互に調整を図り、処理体制の整備に努める。

- (2) 道路施設上の障害物

緊急交通路及び重要交通路とされる道路については、速やかな障害物除去体制の整備を図るとともに、災害時に迅速に資機材、人材の調達が行えるように関係機関、須坂市建設業協会との協力体制を整備する。

第11節 避難の受入活動計画

総務課、福祉課、高齢者福祉課、健康づくり課、医療保険課、市民課
文化スポーツ課、まちづくり課、学校教育課、子ども課

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取り組み

- (1) 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- (3) 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- (4) 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

- (1) 市は、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

- (2) 市は、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供す

る。

(3) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

ア 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(4) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(7) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

(7) 避難受入れ中の秩序保持

(イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(7) 平常時における広報

a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

b 住民に対する巡回指導

c 防災訓練等

(イ) 災害時における広報

a 広報車による周知

b 避難誘導員による現地広報

c 住民組織を通じた広報

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

(5) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(6) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 避難場所の確保

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する

場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (5) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 避難場所の指定

大規模な市街地火災等から避難者を収容し、又は避難者を保護するため次の避難場所を指定する。

ア 広域避難場所

須坂駅東側の市街地においては、家屋の密集度が高く、大規模延焼の危険があるため、大規模延焼火災が起きた場合の輻射熱等から避難者の安全確保のため、おおむね10ha程の空地が確保される、次に示すグラウンド、公園を指定する。

市街地北部広域避難場所	相森中学校、長野県農業試験場、果樹試験場
市街地南部広域避難場所	百々川緑地、臥竜公園、臥竜公園駐車場

イ 避難場所

市街地火災等から避難して様子をみたり、地域住民の集合等に利用する場所である。

次の学校等のグラウンドを避難場所として指定する。

なお、区において一時避難場所を定めている場合は、区で定めた一時避難場所に集合し、避難場所等へ避難する。

〔資料 9－1〕 指定緊急避難場所、指定避難所

〔資料 9－3〕 地域避難所一覧

〔資料 9－4〕 避難場所・避難所位置図

3 避難所の確保

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

- (1) 指定避難所については、避難者を滞留させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円

滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (6) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (7) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

また、女性や子どもへの暴力の予防、トイレ、物干し場、更衣室、授乳室等を使用できる環境づくり（男女別など）の優先的な整備に努める。

〔資料5-7-7〕災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

- (10) 避難所の感染症対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の

整備に努める。

〔資料5-7-5〕し尿収集業務応援協定書

〔資料5-7-6〕仮設トイレ設置業務応援協定書

〔資料5-5-2〕災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

〔資料5-5-3〕災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書

〔資料5-8-5〕災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

(12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

(14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

(15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

(17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(21) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移

送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

- (22) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (23) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

- (24) 避難所の指定

避難所は風水害による避難者等を一時的に収容し、当面の生活の場を確保する施設であり、次に示す区分により指定する。

ア 避難所

体育館等を有し、多数の避難者収容が可能な小・中学校等

イ 拠点避難所

避難所のうち、地域における拠点的施設となる避難所を選定し、居住環境の充実化、情報通信機器の整備等を重点的に図り、災害時に優先的に活用する施設

拠点避難所候補施設の選定要件は次のとおりとする。

- (ア) 地域ごとにバランスよく分散して配置されるよう留意する。
- (イ) 水害危険地域等の災害危険区域は避ける。
- (ウ) ヘリポート等の災害応急活動の支援機能を有する施設との位置関係を考慮する。
- (エ) 水害被害想定での避難者収容へ対応できる施設とする。

ウ 予備避難所

甚大な災害の発生により、上記避難所では被災者を収容できない場合又は避難所の利用が困難な事態に備え、市の各施設のほか高等学校等を予備避難所として確保する。

また、民間施設で予備避難所として協力を得られる場合は、予備避難所として確保する。

エ 福祉避難所

上記の避難所では生活に支障が想定される要配慮者が避難する施設

オ 地域避難所

区で定めた一時避難所

〔資料 9－1〕 指定緊急避難場所、指定避難所

〔資料 9－3〕 地域避難所一覧

〔資料 9－4〕 避難場所・避難所位置図

- (25) 避難所における感染症対策

ア 県及び市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を検討するよう努める。

イ 市は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の

避難所の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等又はホテルや旅館等の活用について検討する。

ウ 市は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努める。

4 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

〔資料5－5－6〕災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

〔資料5－7－4〕仮設住宅・トイレ設置業務応援協定書

〔資料9－5〕応急仮設住宅建設候補地一覧表

5 小・中学校における避難計画

小・中学校においては、多数の児童・生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、学校の立地条件等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難計画を立てておく。

(1) 防災計画

ア 学校長は、地震災害が発生した場合に児童・生徒等の安全を確保するため、市の防災計画を踏まえ、防災計画を作成しておく。

イ 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と児童・生徒への伝達の方法
- (ウ) 教育委員会、その他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員への連絡及び招集方法

- (d) 児童・生徒の避難・誘導と所在確認の方法
- (e) 児童・生徒の帰宅と保護の方法
- (f) 児童・生徒の保護者への引き渡し方法
- (g) 児童・生徒の救護方法
- (h) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (i) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (j) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (k) 防災訓練の回数、実施時期、実施方法
- (l) 教職員、児童・生徒に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (m) 災害後における応急教育に関する事項
- (n) その他、学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に職員室、事務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具並びに、消火用水や消火器等の点検を行う。
- イ 定期的に非常階段、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を点検する。

(3) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童・生徒等の避難・誘導と所在確認の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (7) 児童・生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (4) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (7) 遠足等校外活動中における災害発生の場合にも対応できるものとする。
 - (2) 登下校時、在宅時における災害発生の場合にも対応できるものとする。

6 住民による避難対策

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを家族で話し合い、定めておく。
 - ア 家の中でどこが安全か。
 - イ 救急医薬品や火気などの点検
 - ウ 災害時要配慮者の避難は誰が責任を持つか。
 - エ 避難場所、避難順路はどこにあるか。
 - オ 避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか。
 - カ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - キ 昼の場合、夜の場合の家族の分担

7 在宅避難者等の支援

- (1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそ

れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 市が実施する対策

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第12節 孤立防止対策

総務課、福祉課、高齢者福祉課、商業観光課、道路河川課

第1 基本方針

市域の東部に山地が広がり、これを結ぶ道路網は山間や谷に沿っている。こうした地形条件は、一度災害が発生すれば山間地等に孤立地域の発生を余儀なくさせることから、その対策を推進する。

第2 主な取組み

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- (2) 孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の回路確保に配慮した整備を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき災害時要配慮者や観光客の状況、実態について、平素から把握しておく。
- (4) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- (5) 孤立が予想される地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- (6) 孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

- (1) 防災行政無線等
防災行政無線（移動系・同報系）、全国瞬時警報システムの整備及び衛星通信等により、災害時の孤立地域や山間地域等への情報通信機能を確保する。
- (2) コミュニティFM放送
コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）により、山間地域等への情報通信機能を確保する。
- (3) アマチュア無線との協力体制整備
須坂アマチュア無線クラブの協力による、非常時の通信体制を補完しており、孤立化地域の通信途絶に際し活用が図れるよう、無線局の分布等を把握する。

2 災害に強い道路網の整備

山間地等の孤立化が懸念される地域への連絡路となる市道について、代替ルートの有無等の地域条件を考慮し、優先順位を定め、順次防災工事等による安全対策を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 災害時要配慮者等の把握

風水害等により孤立が予想される地域については、地域防災マップや新・地域見守り安心ネットワーク等により高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握し、非常時の迅速な救護活動に備える。

(2) 観光客等の把握

観光地においては、観光客が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等についての実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要であるため、第2編第1章第34節「自主防災組織等の育成に関する計画」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

また、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備 蓄

孤立が予想される地域では、道路の寸断等の事態に備え、生活関連物資の備蓄に配慮する。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

総務課、財政課

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- (1) 備蓄・調達目標に基づき、食料品等の備蓄・調達体制を整備し、災害直後の食料の供給体制の強化を図る。また、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 非常食料品等の家庭内備蓄の推進を図る。
- (3) 災害時の相互応援協定に基づき、食料の調達体制を整備する。
- (4) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 備蓄・調達目標の設定

県地域防災計画に基づき、備蓄目標を設定する。

○備蓄・調達目標：人口5%の3食分の3日分（人口約50,000人に対し22,500食分）
- (2) 備蓄・調達品の内容

乾パン、缶詰、レトルト食品、カップめん等、調理を要しないか又は調理が容易な食品を主体とする。
- (3) 備蓄・調達体制の整備

ア 備蓄・調達実施計画の策定

備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、市による現物備蓄、市内流通業者等の協力による在庫の活用等、分担を定め、備蓄・調達体制を確立する。

備蓄実施に当たっては、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

イ 当面の調達体制の整備

当面の調達手段として、パン製造所、副食・調味料等の購入先等について、あらかじめ調査し、定めておく。

また、災害時、県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

(4) 備蓄庫等の整備

避難所となる小・中学校の空き教室について備蓄が可能か研究を行うとともに、備蓄庫の整備について検討する。

〔資料17－1〕備蓄庫整備・備蓄品目

2 家庭内備蓄の推進

- (1) 自らの命は自ら守るという認識のもと、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

3 食料品等の供給計画

- (1) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- (2) 応援協定に基づく要請、連絡、調達等の実施方法の具体的検討をする。
- (3) 輸送手段、集積場所等について、具体的検討をする。

〔資料5－8－1〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

〔資料5－8－2〕災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

〔資料5－8－4〕災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

〔資料5－8－6〕災害時における協力に関する応援協定

第14節 給水計画

営業課、上下水道課

第1 基本方針

被害を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- (1) 老朽管等のダクタイル鋳鉄管への転換並びに緊急遮断弁による配水池の貯留水確保やその他予備水源の活用を図り、飲料水等の確保・調達体制を整備する。
- (2) 生活用水・飲料水等の家庭内確保の推進を図る。
- (3) 災害時の相互応援協定に基づき、応急給水体制を確保する。

第3 計画の内容

1 応急給水源の確保・整備

(1) 配水池等の整備

配水池等の整備を図るとともに、老朽管等の布設替えを推進し、被災時に緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水の確保をする。

地下水源施設については、自家発電装置等を借り上げ、停電時の揚水に対応する。

(2) 予備水源の把握

非常時に飲料水として利用可能な状態にするため、予備的水源を確保する。

(3) 応急給水用資機材の備蓄

応急給水用資機材としての備蓄・調達計画は、次のとおりである。

給水車	2,000 L	1 台		
給水タンク	1,000 L	2 個	組立式給水タンク	1,000 L 2 基
給水ポリタンク	20 L	65個	非常災害用浄水機	1 台
非常用飲料水袋	6 L	3,000個		

2 飲料水等の供給計画

- (1) 被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討や給水車、給水タンクによる給水計画を策定するなど、給水体制の確立を図る。
- (2) 給水タンク、ポリタンク等の給水用資機材の確保を行う。

3 家庭内備蓄の推進

広報や防災訓練等を通じ、家庭における次のような生活用水・飲料水の備蓄についての推進に努める。

- (1) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による家庭内の飲料水の備蓄を行う。

- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸について、その維持、確保に努める。

4 応援協力体制の整備

長野県市町村災害時相互応援協定、姉妹都市等との災害時相互応援協定による災害時の応急給水体制を整備する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

総務課、財政課

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品の著しい不足が生じる。この事態に備え、最低限必要となる生活必需品については、市による備蓄・調達体制を整備し、災害直後の被災者の生活を支援する。

第2 主な取組み

- (1) 備蓄・調達目標に基づき、生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害直後の生活確保に対応する。
- (2) 生活必需品等の家庭内備蓄の推進を図る。
- (3) 災害時の相互応援協定に基づき、生活必需品の調達体制を整備する。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 備蓄・調達目標の設定

県地域防災計画に基づき、被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。

○ 備蓄・調達目標：人口の5%相当
- (2) 備蓄・調達体制の整備

ア 備蓄・調達実施計画の策定

備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、備蓄に努める。

イ 当面の調達体制の整備

当面の調達手段としては、必要に応じて業者からの購入により対応を図るものとし、購入先等についてはあらかじめ調査し、定めておく。

また、災害時、県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (2) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

3 家庭内備蓄の推進

市民は最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

4 応援協力体制の整備

長野県市町村災害時相互応援協定、姉妹都市等との災害時相互応援協定による災害時の生活必需品調達体制を整備する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

消防本部・消防署

第１ 基本方針

大規模災害により危険物施設等の損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、施設管理者による保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。また、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

第２ 主な取組み

- (1) 危険物施設（給油取扱所、屋外タンク貯蔵所等）における災害を未然に防止する。
- (2) 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- (3) 火薬類取扱施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第３ 計画の内容

１ 危険物施設災害予防計画

- (1) 防火対象物等の行政指導

管理権原者及び防火管理者等に対し、防火・防災管理体制を確立するよう立入検査等を通じて、次の事項を重点に行政指導を強化する。

- ア 火気使用設備の安全確保
- イ 危険物の安全な取り扱いと適正な管理
- ウ 消火・警報・避難設備等の適正管理
- エ 防火管理者・防災管理者の育成・指導
- オ 従業者への防火・防災教育、自衛消防隊の育成
- カ 消防設備等の点検整備

２ 放射性物質使用施設災害予防計画

放射性物質使用施設等における災害の発生及び拡大を防止するため、対象施設管理者、関係機関等との連携を強化し、次の予防対策を推進する。

- (1) 所管する放射性物質使用施設の把握
- (2) 対象施設管理者、関係機関との連絡体制の整備
- (3) 救助・避難体制の整備
- (4) 防災用資機材の整備

３ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等災害予防計画

- (1) 地震発生時の対応等、適切な措置について、注意を喚起する。
- (2) 火薬類取扱施設等の実態の把握と周辺住民の避難誘導體制の確立を図る。
- (3) 風水害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関の指導を行う。

第17節 電気施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

電気は、住民生活にとって欠くことのできないライフラインであることから、関係機関と連携して、災害に強い電気供給システムの整備を推進する。ライフライン途絶による社会不安や、生活への支障を除去するためには、住民に対しての情報提供が大切なことから、関係機関との連携を強化する。

第2 主な取組み

- (1) 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- (2) 関係機関及び部の実務担当者を交えた連絡体制を整備する。
- (3) 応援協定による連携体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

2 連絡体制の整備

災害時の被害状況把握と応急復旧のための連絡体制を確立する。

3 関係機関との応援協定による連携

中部電力パワーグリッド(株)との間において、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第18節 上水道施設災害予防計画

営業課、上下水道課

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取り組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

災害時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平時より事前に検討を行う。

- (1) 石綿セメント管や老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 既設施設の耐震化の推進を図る。
- (4) 復旧資材の備蓄を行う。
- (5) 配水管等の管路図の整備を行う。
- (6) 施設の被害調査等に必要な器材の整備を行う。
- (7) 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。
- (8) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- (9) 予備電源の確保を図る。

第19節 下水道施設等災害予防計画

道路河川課、営業課、上下水道課

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもその機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- (1) 都市下水路の事業により、雨水整備区域の一層の整備促進を図る。
- (2) 緊急連絡の体制を整えるとともに、災害時の復旧体制の確立を図る。
- (3) 緊急用・復旧用機材の計画的な確保に努める。
- (4) 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- (5) 管渠及び処理施設の系統の多重化に努める。

第3 計画の内容

1 雨水排除整備の推進

「下水道基本計画」に基づき、雨水排除区域について検討を行い、都市下水路による雨水整備を行う。

2 連絡体制、復旧体制の確立

(1) 災害対策要領等の作成

災害時の対応を定めた災害対策要領などを策定し、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急措置等をあらかじめ定めておく。また、同要領に定められた対応が確実に機能するように訓練を実施する。

(2) 応援体制の整備

テレビカメラ調査実施業者等の協力を得て、ライフラインの早期確保を図るための体制を整備する。また、他の地方公共団体との広域応援体制を確立する。

3 緊急用機材の計画的な確保

発電機などの緊急用、復旧用機材を計画的に確保する。

4 下水道施設台帳等の整備

下水道施設台帳の適切な調製・保管に努める。また、台帳のデータベース化を図り、確実に迅速なデータ調査及び検索が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

必要に応じて系統の多重化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第4 ライフラインの確保

災害時において、ライフラインの、都市ガス施設、通信・放送施設、鉄道施設は生活をする上で重要である。

これらライフラインの、災害対策の遅れは災害の混乱と災害応急対策に大きく影響がでるため、これらを未然に防止するよう関係機関ごとに連携、連絡体制を図る。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- (1) 緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- (2) 通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は混雑するおそれがある。このため、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

2 実施計画

- (1) 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。
- (2) 通信施設の整備に当たって、防災関係機関との情報伝達手段について配慮する。
- (3) 非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

3 市防災行政無線施設の維持管理

(1) 保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と住民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備の更新及び機能の向上

ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。

イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

第21節 鉄道施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- (1) 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- (2) 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- (3) 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

〔長野電鉄株〕

(1) 計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 橋梁・電車線の鉄柱等整備

年1回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施する。

イ 線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施する。

ウ 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・復旧訓練を実施する。

エ 災害用資材の整備を行う。

オ 落石、雪崩等の危険箇所に設置してある落石警報装置の点検整備を行う。

第22節 災害広報計画

総務課、政策推進課

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うため、被災者、住民及び報道機関等に対する情報の提供体制、放送要請体制を整備する。

第2 主な取組み

- (1) 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- (2) 報道機関等への情報提供及び放送要請体制を整備する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、市・県及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整え、とともに、災害に関する各種情報の広報体制を整備する。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(1) インフォメーション窓口等の整備

被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるような体制の整備に努める。

(2) 広報体制の整備

被災の状況、避難に関する指示、応急措置の状況等が住民にゆきわたるよう、広報車、同報系防災行政無線等、広報設備の整備充実を図る。

(3) 放送等による広報体制の整備

（株）Goolight、（株）ながのコミュニティ放送（FMぜんこうじ）との協力関係の構築を図る。

(4) ホームページ等情報の整備

Lアラート（災害情報共有システム）、須坂市ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制を整備する。

インターネットサーバ須坂市ホームページ上では、緊急時の避難場所等の情報やその他緊急情報をリアルタイムに提供する。

(5) 各種情報提供

被災者及び住民等に対して、各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

(6) 伝言サービスの普及

日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び放送要請

災害時における、報道機関からの取材の要請への対応、災害対策本部等からの報道要請体制を整備する。

(1) 窓口の一本化

取材対応による業務への支障、情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制をとる。

(2) 放送要請体制の整備

災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

農林課、道路河川課

第1 基本方針

本市は、その地形・地質条件から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による災害が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、市及び関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- (1) 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、安全対策を実施するとともに、適切な警戒避難体制の整備を図る。
- (2) 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 治山対策

(1) 崩壊地復旧事業

市域は、林野面積が多く、特に松川、百々川及び鮎川の上流域には、崩壊地及び荒廃地が極めて多いので、国、県並びに隣接町村の協力を得て、林野保全の推進と土砂流出を防止するため、崩壊地復旧事業を促進する。

〔資料11－1〕山地に起因する災害危険箇所

(2) 造林事業

市域内の林野面積は、10,195haで林野率68%となっており、そのうち未立木地は632ha、6%でほとんどを林地が占めている。また、国有林を含め全森林面積の39%が保安林として指定されている。

逐年造林事業が推進されるよう、保安林改良事業、公団造林等、国、県、市による造林事業を実施し、また、計画的な伐採と立木の育成の指導等、関係機関と協力しながら造林対策を進める。

〔資料11－4〕保安林指定区域

2 地すべり対策

長野県は、地質構造上、全国屈指の地すべり地帯となっている。市内には、地すべり等防止法による危険区域の指定はないが危険箇所はあり、また、第三紀層地帯は、大地震発生等に伴う地すべり発生の危険性があることから、次の防止対策を講ずる。

〔資料11－2〕地すべり危険箇所

〔資料11－3〕土砂崩壊危険箇所

(1) 防止対策

危険地域の把握に努め、地すべり等防止法に基づく指定を活用し、県及び関係機関と協力し、防止工事を実施する。

(2) 防災対策

関係機関等は、危険地域の実態把握に努めるとともに、地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。

3 土石流対策

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に急しゅんな山岳地帯を水源とする急流河川の上流地帯は雨量が多く、溪岸浸食と林野崩壊による土砂が急勾配の谷筋に多量に堆積し、豪雨のつど流れ出し、川床を高め、耕地、宅地に氾濫し、昭和56年8月の台風15号災害では、宇原川沿いの地域に大きな被害を与えている。

〔資料7－3〕重要水防箇所図

〔資料11－5〕土石流危険溪流一覧表

〔資料11－6〕土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流）

〔資料11－7〕土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(1) 砂防事業の推進

市内の土石流危険溪流のうち、砂防指定区域に指定される溪流は6河川である。県及び関係機関との協力のもと、土石流危険溪流に対し、災害発生危険度や人家の状況等を把握し、必要により砂防指定区域への指定を進め、砂防事業の推進を図る。

〔資料11－8〕砂防指定区域

(2) 監視体制の充実化

関係機関は、雨量観測施設や土石流発生監視装置の設置を推進し、監視体制の近代化、充実化に努める。

(3) 避難警戒体制の整備

ア 予警報体制の整備

「土砂災害警戒情報」（長野県建設部砂防課）に基づき、雨量観測装置を設置し、同報系防災行政無線、広報車、打鐘等を活用した伝達体制を整備する。

イ 避難体制の整備

土石流危険区域の住宅の分布、人員構成などを把握し、安全に避難できるよう避難経路、避難場所、避難方法などを定め、避難体制を確立する。

ウ 住民への知識普及

(7) 危険区域の周知

広報、防災マップ等の配布等により、地域住民への土石流危険区域の周知を図る。

(4) 防災知識の普及

危険区域及び周辺住民に対し、土石流危険溪流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。

特に、土石流発生の目安となる降雨状況や雨量基準、土石流発生の前兆現象等、降雨

時の対応や心構えについての知識普及を徹底する。

4 急傾斜地崩壊対策

市内には、83箇所の急傾斜地で崩壊の危険性がある箇所がある。崖崩れによる災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、次の防災施策を講ずる。

〔資料11－7〕土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

〔資料11－9〕急傾斜地崩壊危険箇所

〔資料11－10〕急傾斜地崩壊危険箇所位置図

(1) パトロール等の実施

危険箇所について防災パトロールを定期的の実施し、現況の把握に努める。

(2) 避難警戒体制の確立

ア 避難指示体制

崖崩れの発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な避難指示等を行えるような基準及び伝達方法等について定め、避難計画を確立する。

イ 避難活動体制

避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等について、あらかじめ住民への周知を徹底させる。

5 土砂災害警戒区域等の対策

土砂災害警戒区域が指定され、また、土砂災害特別警戒区域内には、住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(1) 土砂災害特別警戒区域については、次の処置を講ずる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(2) 土砂災害警戒区域については、以下の処置を講ずる。

ア 地域ごとに情報伝達、警報・注意報の発表・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。

イ 土砂災害警戒区域内に災害時要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

6 雪崩対策

第5編第1章「雪害対策」による。

第24節 防災都市計画

道路河川課、まちづくり課

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- (1) 都市計画法に基づく用途地域の指定等により、秩序ある市街地の形成を図る。
- (2) 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- (3) 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 都市計画法に基づく用途地域等の指定

市街化区域内の土地について、用途地域の指定により、建物用途、建ぺい容積率等について規制し、秩序ある市街地の形成を図っている。

今後の市街化の動向等を踏まえ、適切な土地利用、計画的な市街地の形成が図られるよう、適宜市街化区域、用途地域の見直しを行い、防火地域、準防火地域の指定等について検討する。

〔資料12－1〕用途地域指定状況

2 防災空間の整備拡大

震災時、延焼防止空間として機能するとともに、避難経路、避難場所あるいは救済活動拠点等として重要な役割を担う道路・公園について、積極的かつ効果的な整備に努める。

(1) 計画的な公園・緑地の整備

「緑の基本計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

〔資料12－2〕公園・緑地整備状況

(2) 道路空間・ネットワークの充実化

市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

〔資料12－3〕計画道路等整備状況

3 面的開発事業による都市整備

市の中心市街地は道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い地域となっており、これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善するとともに、土地

の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を推進する。

(1) 市街地再開発事業の推進

都市機能が集中し、老朽化した住宅が密集する中心市街地について、市街地再開発事業を推進し、防災性の高いまちづくりを実現する。

(2) 土地区画整理事業の推進

都市化の進展に伴い、市街地は周辺部へと拡大する傾向にあり、市街化区域内の未利用地の開発については、土地区画整理事業を促進し、道路や公園、下水道等が適切に配置された、秩序ある市街地の基盤を形成する。

第25節 建築物災害予防計画

総務課、財政課、文化スポーツ課、道路河川課、まちづくり課

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

また、本市には多数の県・市指定文化財が分布しているほか、市街地には蔵づくりの町並みが残り、まちづくりを進める上での貴重な財産となっている。これら文化財や歴史的建築物の安全性の確保についても併せて推進し、次代への継承に努める。

第2 主な取組み

- (1) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- (2) 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- (3) 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

- (1) 公共施設の風害対策
強風による屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (2) 一般建築物の風害対策
一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導、啓発に努める。
- (3) 建築物の所有者の風害対策
屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。

2 文化財等の災害対策

市指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であり、また市街地の歴史的建築物は、老朽化し密集している。

風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の立地条件や周囲の環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全確保に努める。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく。

(1) 文化財の保護対策

市文化スポーツ課は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

〔資料13－1〕指定文化財（建造物）一覧表

ア 文化財の管理指導

所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進

自動火災警報機の設置促進や転倒防止装置等、防災施設の設置促進等について、助言を行うとともに、それに対する助成制度について導入を検討する。

ウ 区域内の文化財の所在の把握に努める。

(2) 蔵づくりの町並み保全対策

市街地に残る蔵づくりの町並み地区については、街なみ環境整備事業等との連携を図りながら、次のような防災対策について検討を行う。

ア 建築物の防火化の推進

(ア) 改修事業等に際し、防火性の向上に努める。

(イ) 「須坂市須坂伝統的建造物群保存地区防災計画」策定について検討を行う。

イ 自主防災体制の充実化

自主防災組織の結成の促進を図るとともに、防災知識の普及、防災訓練の実施等により防災体制の強化に努める。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

道路河川課

第1 基本方針

風水害発生時に道路及び橋梁が被災した場合、災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保に当たっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図るとともに、機能に重大な支障が生じた場合の代替性を強化する。

また、被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との連携を強化する。

第2 主な取組み

- (1) 災害危険箇所の把握・改修に努め、風水害等に対する安全性を確保する。また、被災の応急活動及び復旧活動に関し、実施体制を整える。
- (2) 優先的に交通機能を確保すべき重要交通路を指定する。

第3 計画の内容

1 災害に対する安全性の確保

道路整備計画により災害に対する安全性に配慮した整備を行う。

2 災害予防・応急対策実施体制の整備

災害による道路施設の被害の軽減を図り、交通を確保し、また大規模な災害により交通が途絶した場合においても、応急復旧が図れるよう次の体制整備を図る。

(1) 巡回点検

主要道路を重点として、定期的に巡回点検を行う。

路線内危険箇所については、付近住民による通報制度を取り入れるほか、応急対策資器材等の備蓄に努める。

(2) 機材の点検整備

災害後の道路施設の応急復旧は重要な対策となるので、災害時の使用機材の整備点検に努める。

(3) 須坂市建設業協会との協力体制整備

応急復旧に備えて、須坂市建設業協会との協力体制の整備を図る。

3 重要交通路の指定

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、直ちに調査し、復旧対策を実施すべき道路として、重要交通路を指定する。

(参考 第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」第3 3重要交通路の確保)

第27節 河川施設等災害予防計画

道路河川課

第1 基本方針

市の西部に千曲川が流れており、山岳地帯から流れ出る中小河川として、1級河川の百々川、鮎川、仙仁川、灰野川、松川、八木沢川及び奈良川の7河川、準用河川の宇原川（上流）、仙仁川（上流）、山崎川、古川及び押堀川の5河川の計12河川がある。

これら河川堤防などの河川施設等は、風水害の発生に伴い破堤等につながる事が予想されることから、日常から点検・整備等を行い安全の確保に努める。

〔資料14－1〕河川・ため池等の状況

第2 主な取組み

- (1) 堤防等の点検を行い、洪水等に対して安全性の向上を図るため、河川施設の整備を推進する補強を行う。
- (2) 浸水想定区域の公表及び浸水想定区域内の災害時要配慮者施設等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

- (1) 重要水防区域の指定
過去の災害実績や堤防の強度等を勘案し、特に注意を要する地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工事等の検討を行い、災害に備える。
- (2) 河川改修の促進
河川改修は、年々計画的に実施されているが、いまだ未整備の箇所が各所にあり、局地的集中豪雨等による水害が懸念される。県及び水防関係機関との協力のもと、危険箇所の調査点検を行い、河川改修の促進を図る。

第28節 ため池災害予防計画

道路河川課

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取り組み

- (1) 巡回点検等により、ため池の現状について把握するとともに、応急用資材を整備する。

防災重点ため池等、決壊による下流への影響が大きいため池については、作成済みのハザードマップを活用して地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

※防災重点ため池：下流に人家や公共施設等が存在し、市が指定したため池

- (2) 浸水想定区域の公表及び浸水想定区域内の災害時要配慮者施設等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 ため池災害予防

- (1) ため池台帳の整備

ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池台帳」を整備し、変更が生じた場合は県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。

- (2) ため池管理者、市等との緊急連絡網を作成する。
- (3) 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。
- (4) 応急資材等の整備

必要に応じ、土のう、杭等の応急用資材を準備し、応急対策へ備える。

- (5) ハザードマップを活用し、住民への周知を図る。

第29節 農林水産物災害予防計画

農林課、道路河川課

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流出、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流出が予想されるとともに、農作物の病虫害発生や生育不良、家畜・水産物のへい死被害なども予測される。

これら被害の軽減を図るため、農地の災害予防、予防技術対策、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

第2 主な取組み

- (1) 低地部の農地について、たん水防除対策等を施し、水害への安全性を強化する。
- (2) 農産物等対策指針に基づく災害予防技術について、農業農村支援センター等と協力し、農業者等に対し周知徹底を図る。
- (3) 市森林整備計画に基づき、健全な森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 農地防災対策

ア たん水防除対策

千曲川沿岸低湿地帯約700haについて、農地、農業用施設、農作物等のたん水防除対策として、福島、福島北、相之島及び中島排水機場の活用を図る。

イ 河床変動対策

各種河川の出水による河床の変動は、用水の取水不能及び排水不能となり思わぬ災害となる。また、そのまま放置すれば破堤の原因ともなるので、取水及び排水施設の整備復旧のほか、河床のしゅんせつを推進する。

(2) 農業気象対策

市は、県が作成する農業気象通報等を、定期的に各関係機関、団体等を通じて農家に周知し、農業気象災害予防の徹底に努める。

ア 凍霜害対策

- (7) 市は、常襲地域の霜道、霜穴を了知し、予防に万全を期するよう全農家を指導する。
- (4) 霜注意報が県（地域振興局）から伝達された場合、市は、関係機関と協議し同報系防災行政無線、(株)Goolight、広報車等により全農家に伝達する。
- (7) 凍霜害の予防期間を毎年4月中旬から5月31日までとする。

イ 干害、風水害、ひょう害、冷害等対策

- (7) 災害発生が予想される場合若しくは確認された場合は、対策会議を開催して予防措置に万全を期する。

(1) 必要に応じて、同報系防災行政無線、(株)Goolight、広報車等により情報、警報の伝達を行う。

(2) 災害予防技術の周知徹底

県により策定されている農作物対策指針に基づき、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者に対し、予防技術の周知徹底を図る。

ア 水稲

(7) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

(4) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

イ 果樹

(7) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(4) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(7) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 野菜及び花き

(7) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により、被害の未然防止に努める。

(4) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

エ 水産物

増水、濁水による養殖魚のへい死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 健全な森林づくりの推進

市森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。また、壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

(2) 林産物生産・流通施設等の安全対策

県と連携をとり、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

第30節 二次災害の予防計画

農林課、道路河川課、消防本部・消防署

第1 基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制整備が不可欠である。

風水害においては、時間の経過とともに災害が拡大する場合も多く、二次災害の防止対策については万全の体制で望む必要がある。

また、倒木流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- (1) 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- (2) 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- (3) 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、災害時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

消防法に定める危険物施設については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」に定める管理責任者等への保安教育、立入検査の実施等により、防災体制の一層の強化に努め、応急対策用資機材の備蓄を推進するとともに、災害時の緊急点検体制を整備する。

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり等に備え、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく。

また、地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

第31節 防災知識普及計画

総務課、消防本部・消防署、学校教育課

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市及び関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

市及び関係機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- (1) 住民等に対する実践的な防災知識の普及を図る。
- (2) 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- (3) 学校における実践的な防災教育を推進する。
- (4) 市職員に対する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- (5) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動の推進に努める。

(1) 知識普及の主要項目

- ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ウ 警報等や、避難指示等の意味や内容
- エ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるタイミングを逸することなく適切な行動をとること

と

カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ケ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識

コ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識

サ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識

シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識

ス 正確な情報入手の方法

セ 要配慮者に対する配慮

ソ 男女のニーズの違いに対する配慮

タ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

チ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

ツ 各地域における避難対象区域、土砂災害警戒区域等に関する知識

テ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

ト 浸水想定区域については洪水ハザードマップを作成し、住民へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

(2) 知識普及の方法

ア 印刷物等による普及

市報、その他印刷物等による。

特に防災マップ、災害時の行動マニュアル等、防災活動を行う上でより実践的な資料の充実を図り、市民に配布する。

防災マップ等の配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。

浸水想定区域については洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

イ 各種会議、講習会等による普及

各種団体の協力を得て、会議、講習会、展示会等の機会を通じて、防災知識の普及を図る。

県所有の地震体験車の活用を図り、市民が地震の揺れを体験できる機会を設定する。

また、企業に対しても、地域の一員として講習会、研修会等への参加を呼びかける。

ウ 報道機関による普及

㈱Goolight、ながのコミュニティ放送（FMぜんこうじ）を主体として、必要により新聞、テレビ、ラジオ等を活用する。

エ その他

広報車、同報系防災行政無線等を活用する。

オ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

カ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

キ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

ク 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実践又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・設営訓練を積極的に実施する。

(3) 企業における防災知識普及の推進

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等、防災活動を推進するよう努める。

(4) 県及び市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要配慮者を収容している施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要であるため、これら施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。

(1) 市所管の防災上重要な施設

市所管の防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、また災害時要配慮者に対する配慮等、防災思想の普及徹底を行う。

(2) その他防災上重要な施設

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動がとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設における防災訓練も実施する。

3 学校等における防災教育の推進

小・中学校、高等学校並びに保育園、幼稚園において児童・生徒及び幼児が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。

(1) 防災訓練の実施

市民防災の日（8月23日）又は防災週間（8月30日～9月5日）に防災訓練を実施する。
また、大規模災害にも対処できるように市及び関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 防災教育の推進

消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) 児童・生徒等への防災教育の実施

児童・生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用し次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 災害時要配慮者に対する配慮

(4) 教職員の防災意識の高揚

教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 職員及び関係者に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで市職員はもちろん、その他関係者に対して、次の防災知識の普及を図る。

(1) 防災業務に従事する職員に対し、防災関係法令、事務等に関する講習会、研究会等を開催し、防災に必要な教育と知識の普及を図る。

- (2) 水防又は消防業務に従事する職員に対しては、災害発生時の即時適切なる措置がとれるよう、関係法令及び防災計画の習得、実務の訓練又は講習会、研究会等を開いて指導する。
- (3) 非常勤の消防団員に対しては、毎年計画的に防災知識の向上と技能習得のための訓練を行い、知識普及を図る。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

- (1) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。
- (2) 国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (3) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- (4) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第32節 防災訓練計画

総務課、消防本部・消防署

第1 基本方針

地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、地域、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれのある状況下での防災対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第2 主な取組み

- (1) 年1回以上防災訓練を実施し、関係機関と連携した各種訓練を行う。
- (2) 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、事後評価を行う。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

(1) 総合防災訓練

関係機関、住民、並びに関係団体の参加により訓練を実施する。

ア 実施時期

防災の日（9月1日）又は、その前月とする。

イ 実施場所

訓練効果を考慮し、毎年計画的に選定する。

ウ 実施方法

災害時に適切な行動がとれるよう、また、防災知識の修得ができるような訓練を総合的に組合わせ実施する。

(2) その他訓練

以下の訓練については、総合防災訓練で実施するほか、必要に応じて関係機関と連携して、別途実施する。

ア 防災図上訓練

関係機関が、災害における人員、資材等の機動力整備体制を事前に確認し、整備、調節する目的をもって実施する。

実施内容については、その都度協議し作成する。

イ 水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、毎年出水期前に須坂建設事務所長と協議のうえ実施する。

ウ 消防訓練

消防署及び消防団は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓

練、火災防御訓練、救急救助訓練、避難誘導訓練、消防教養訓練、消防操法技術訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と並行して行う。

エ 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救出、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に又は関係機関と共同し市民の協力を得て、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

オ 通信訓練

市は、県及び関係機関の協力を得て、災害時に関係機関相互の通信が円滑に行えるよう、送受信、感度交換訓練等を行う。

カ 避難訓練

(7) 市が行う訓練

災害時に市が発令する避難情報に基づいて居住者等がとるべき行動の迅速化、円滑化を図るため、市が中心となって警察官、その他関係機関職員等が参加し、地域住民の協力を得て避難訓練を行う。

(イ) 防火管理者が行う訓練

学校、幼稚園、病院、工場、事業所等消防法第8条に規定する防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を行う。また、防火管理者を置かない施設における管理者も、前記に準じて避難訓練を行う。

なお、学校、幼稚園、保育園における避難計画は、あらゆる状況を想定し綿密に立案するとともに、年2回以上訓練を行う。

キ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

市は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

ク 情報収集及び伝達訓練

市は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

ケ 広域防災訓練

市は、相互応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(3) 区及び自主防災組織が実施する訓練

区及び自主防災組織は、市民防災の日（8月23日）又は防災週間（8月30日～9月5日）に訓練を実施する。また、市、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

(4) 事業所等が実施する訓練

事業所等は、市民防災の日（8月23日）又は防災週間（8月30日～9月5日）に訓練を実

施する。また、市、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には事後評価を行う。

(1) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災態勢の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第33節 災害復旧・復興への備え

各部課

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- (1) 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- (2) 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- (3) 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (2) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (3) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (4) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要であり、これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

3 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第34節 自主防災組織等の育成に関する計画

総務課、消防本部・消防署

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、災害時要配慮者への役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、災害時要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織は、今日的な社会環境の中でも、その重要性を増しているといえる。

このため今後とも、より積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2 主な取組み

- (1) 各区及び事業所等における自主防災組織の組織化を促進する。
- (2) 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の明確化を図る。
- (3) 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- (4) リーダーに対する研修等組織を活性化するための対策を講じる。
- (5) 自主防災組織相互の応援体制の確立を図る。

第3 計画の内容

1 自主防災組織の組織化

地域住民による自主防災組織の強化を進め、共助の促進、自主防災意識のかん養を図っていく必要がある。

また、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

市は、自主防災組織の結成の促進のため、防災知識の普及活動と併せて組織の結成に積極的な働きかけを行うとともに、事業所等に対しても防火管理者を主体とした防災組織の結成を呼びかける。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 災害時要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の推進及び整備・点検

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公会堂等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。

自主防災組織のリーダー等に対する研修会を実施する等、リーダーの資質の向上を図る。

自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

5 各防災組織相互の協調

地域に複数の自主防災組織が存在する場合、災害時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

第35節 企業防災に関する計画

産業連携開発課、商業観光課

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- (1) 施設・設備の点検を定期的の実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- (2) 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 市が実施する計画

ア 企業の事業継続計画（BCP）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応じられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

イ 出前講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識

の向上、防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上を図る。

ウ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

エ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(2) 企業が実施する計画

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

オ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第36節 ボランティア活動の環境整備

福祉課

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できない事態が予想される。

このため、災害応急対策に関する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動が行えるよう、市、県、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- (1) ボランティアの事前登録を、社会福祉協議会（市災害ボランティアセンター）、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- (2) ボランティア活動の環境整備を推進する。
- (3) 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- (4) 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- (5) 災害中間支援組織、NPO等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- (6) ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図る。

- (1) 市は、市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (2) 市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等は、災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア活動の環境整備

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

- (1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。
- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (3) 市は、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。
- (4) 市は、市社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

また、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に市災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

- (5) 市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置等について、平時から市との連携により、その体制確保に努める。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

- (1) 長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等とボランティア関係団体相互間の連携を深めるため、市社会福祉協議会等と連携し、連絡協議会等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。
- (2) 長野県災害時支援ネットワークは、在宅避難、避難所等の生活の場所ごとの分野及び保健医療福祉・要配慮者等の課題・分野ごとに、関係するNPO等との平時からの連携体制の構築に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

市は、県、日本赤十字社長野県支部須坂市地区、市社会福祉協議会、長野県災害時支援ネッ

トワーク等と協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第37節 風水害対策に関する調査研究

総務課

第1 基本方針

本市は、急しゅんな山地を流れる急流河川により形成された扇状地、千曲川沿いの低地よりなり、台風、豪雨等による風水害を受けやすい自然条件を有し、過去、幾多の災害に見舞われてきた。

こうした風水害の予測、防止策等について、既に、国、県等において多様な研究が行われているところであるが、近年、ライフライン施設に対する依存の増大、都市における居住地域の進展等により、災害要因が多様化しており、関係各機関との協力連携の上、より科学的な調査研究を行い、多様な風水害に対応することのできる総合的な風水害対策の実施を図る必要がある。

第2 主な取組み

- (1) 風水害に関する情報の収集・整理等を行う。
- (2) 防災上の課題の調査・研究を行う。
- (3) 防災関係機関への協力を行う。

第3 計画の内容

1 災害情報の収集・整理

防災関係機関と防災計画の情報交換を行い、防災対策に関する有効事例を把握し、市の防災対策への活用を検討する。

2 主な研究・調査課題

過去の災害教訓や各種調査から把握されている市の防災上の課題について、地域の変貌や調査技術の進展に合わせて、総合的に調査・研究を行い、防災対策への活用を検討する。

3 防災関係機関への協力

国、県が行う、各種調査研究、観測施設の設置等に協力し、市域防災データの蓄積に努める。

第38節 観光地の災害予防計画

総務課、商業観光課

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- (1) 市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- (2) 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 市は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) 市は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 市は、災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 市は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 市は、観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。

第39節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

総務課、市民課、消防本部・消防署

第1 基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定める。

第2 主な取組み

住民等の提案により市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

1 地区防災計画等の策定

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 住民及び事業者による防災活動

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第40節 須坂市動物園の猛獣等脱出事故防止計画

まちづくり課、臥竜公園管理事務所

第1 基本方針

市営動物園で飼育する猛獣等の飼育舎外への脱出事故を防止するため、平時からの点検業務の充実を図るとともに、脱出事故の発生に備え、関係団体との連携を図り、緊急処理体制を整備する。

第2 主な取組み

猛獣舎、捕獲器具等の点検を徹底するとともに、脱出事故発生時に際しての連絡体制の整備、職員の教育訓練等を実施し、防止対策に努める。

第3 計画の内容

1 日常の点検

- (1) 猛獣舎（トラ、熊等）の監視及び点検を常時確実に実施し、脱出事故防止に努める。
- (2) 猛獣舎の清掃作業終了後、飼育係職員は施錠の有無を指示と呼称により確認する。
- (3) 各飼育舎の総合的な点検は、飼育係職員により毎月2回、1日と15日に実施し、異常を発見したときは直ちに臥竜公園管理事務所に報告し、修理等の確な措置を講ずる。
- (4) 毎日の最終給飼後は、飼育主任又は同代理職員が各飼育舎の施錠の有無の点検を行い、それ以後における開錠は原則として行わない。ただし、開錠の必要が生じた場合は、臥竜公園管理事務所長の許可を受けて行うことができる。

2 捕獲器具等の点検整備

脱出事故発生の際に使用する捕獲器具及び銃は、常時使用できる状態で備え、整備点検に努めるとともに安全に管理する。

3 連絡体制の確立

脱出事故の発生及び発生のおそれがある場合には、情報を正確かつ迅速に伝達し、又は伝達を受理するため、平素から関係機関等との連絡体制を整備し、緊密な相互連携を保持する。

4 教育及び訓練

- (1) 脱出事故防止のため、職員に対し所要の教育を適宜実施する。
- (2) 効果的な活動ができるよう脱出事故を想定して、随時模擬訓練を実施する。

第 2 章

災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度予測することが可能であり、災害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要であり、須坂市洪水タイムラインに沿った対応を行う。特に、災害行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行う必要がある。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する	総務部情報作戦担当、産業対策部農林班、まちづくり対策部道路河川班
(2) 住民に対し適切な避難誘導を実施する	総務課総務班、消防部
(3) 災害を未然に防止するための活動を実施する	総務課総務班・財政班、まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 警報等の種類及び発表基準

ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときは「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときは「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときは「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに長野地方气象台により発表される。

〔資料3-1〕警報等の種類及び発表基準

イ 水防法に基づく警報等

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報、注意報、特別警戒水位到達情報、土砂災害警戒情報及び水防活動のため発する警報をいい、長野地方气象台、長野県及び水防関係機関より発表される。

〔資料3-1〕警報等の種類及び発表基準

ウ 消防法に基づく警報等

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに通報、また、一般に警戒を促すため発表する警報をいい、長野地方气象台及び市長より発表される。

〔資料3-1〕警報等の種類及び発表基準

エ その他の情報

大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等警報の危険度分布、早期注意報（警報級の可能性）、全般・関東甲信地方・長野県気象情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意の各情報

〔資料3-1〕警報等の種類及び発表基準

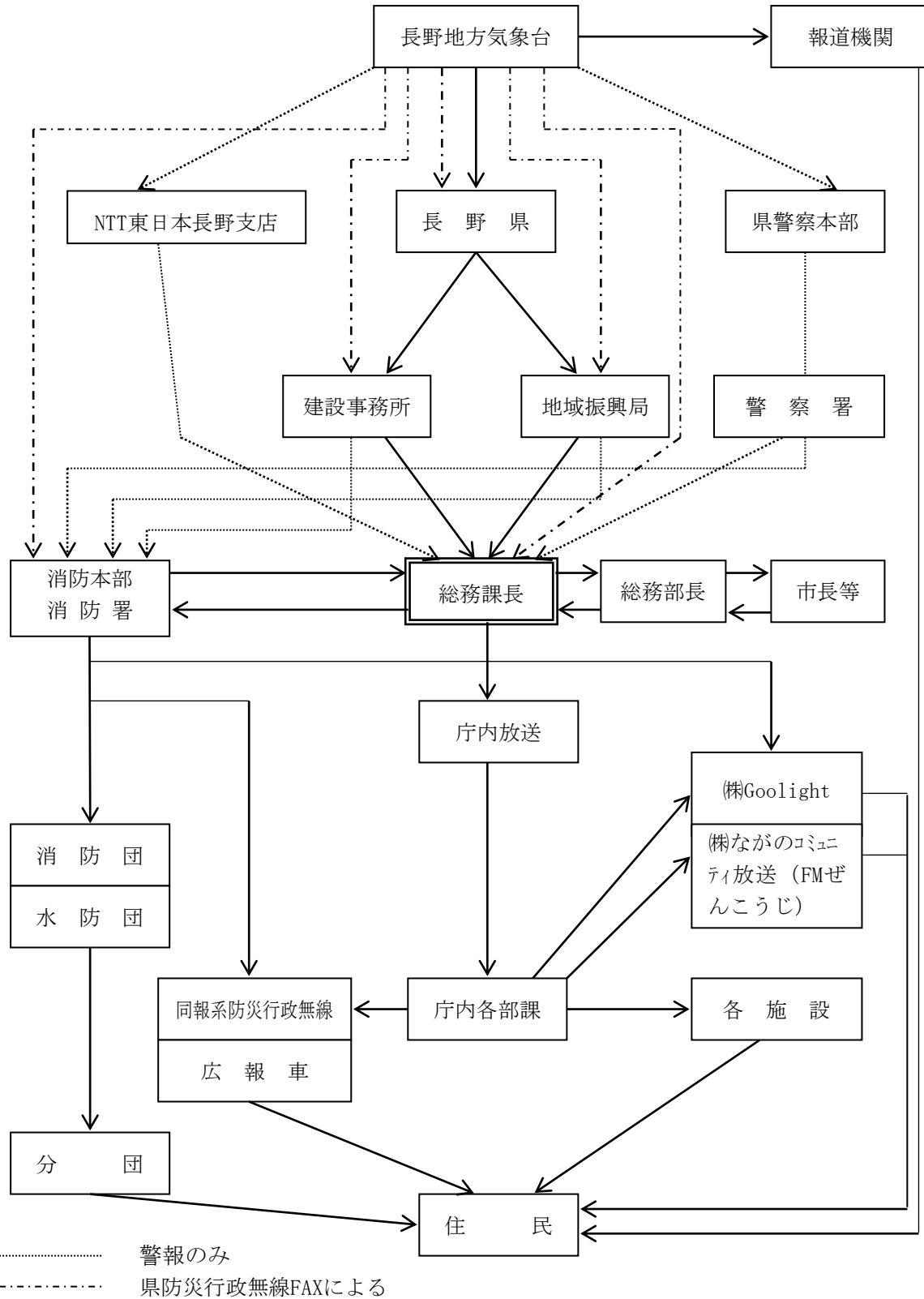
(2) 警報等の伝達系統

市における長野地方気象台から発表される気象警報等及び水防関係機関より発表される水防警報等の受理伝達は、次のとおりとする。

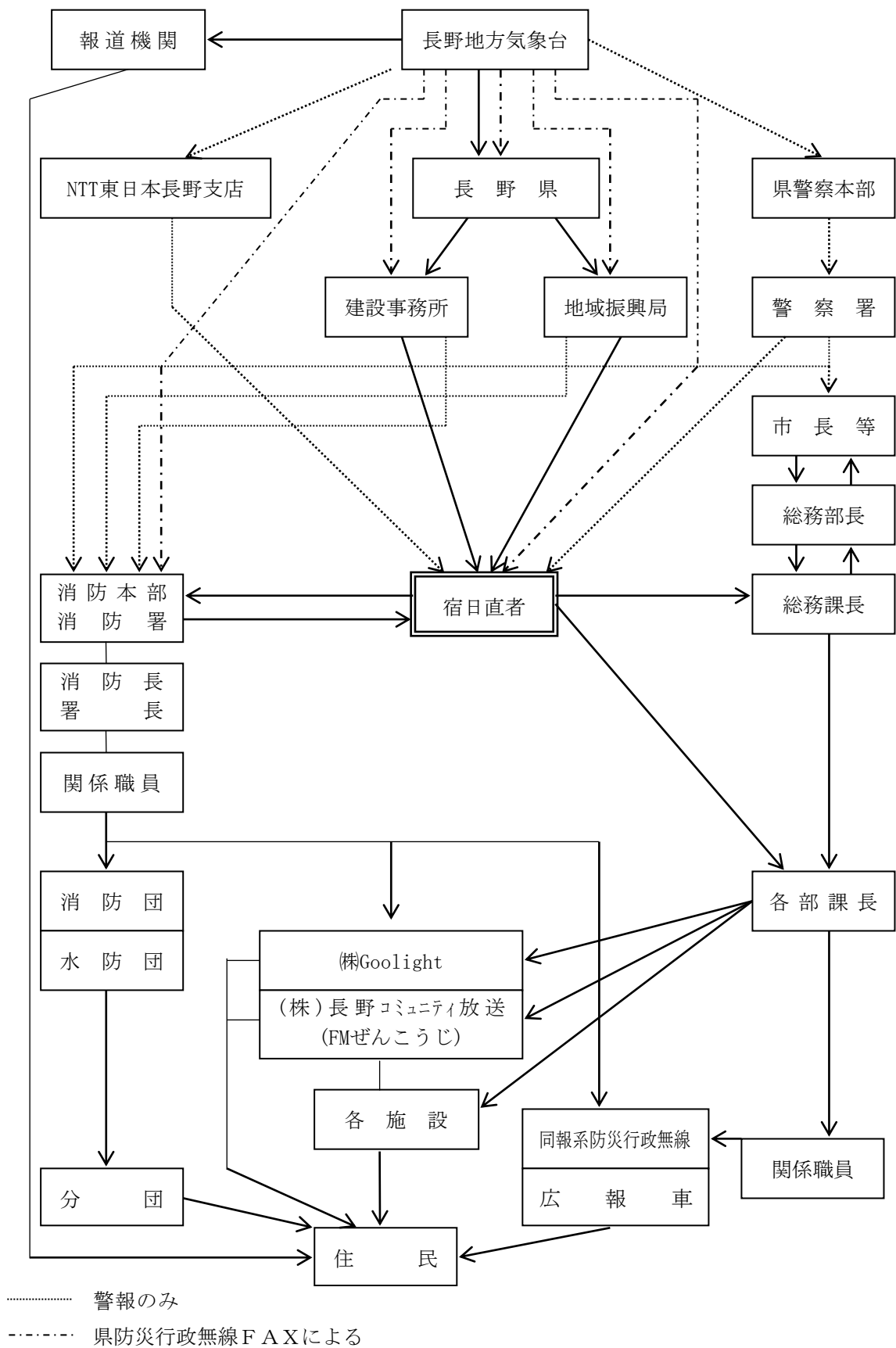
〔資料3-2〕 警報等の発表機関

ア 気象警報等

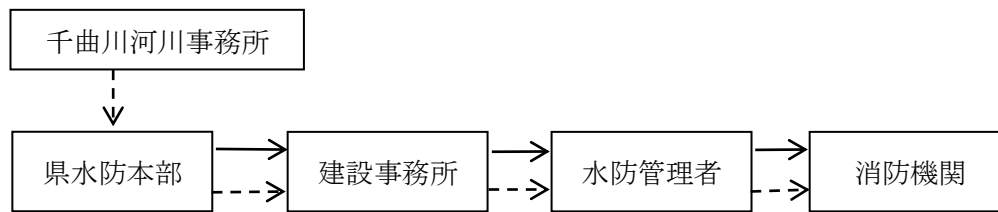
(7) 勤務時間中



(イ) 勤務時間外（夜間、休日）



イ 水防警報伝達系統



----- 国土交通大臣が行うもの —— 知事が行うもの

(3) 伝達責任者及び措置

ア 勤務時間中の取扱い

(7) 伝達責任者

注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務課長とする。ただし、農畜林産物に関するものは農林課長とする。

(4) 措 置

- a 総務課長は、受領した警報等を直ちに総務部長、市長等及び関係部課長に連絡する。
- b 連絡を受けた関係部課長は、取るべき措置について市長の指示を受け、総務課長に連絡するとともに、その措置に当たる。
- c 総務課長は、bにより連絡を受けたときは、庁内放送により各部課等の長に通知する。
- d 各部課等の長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに住民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。

イ 勤務時間外の取扱い

(7) 伝達責任者

勤務時間外及び休日における警報等の伝達責任者は宿日直者とする。

(4) 措 置

- a 宿日直者は、受領した警報等を直ちに関係部課長に通知するとともに、市長に報告する。
- b 以下、アの勤務時間中の取扱いに準じて措置する。

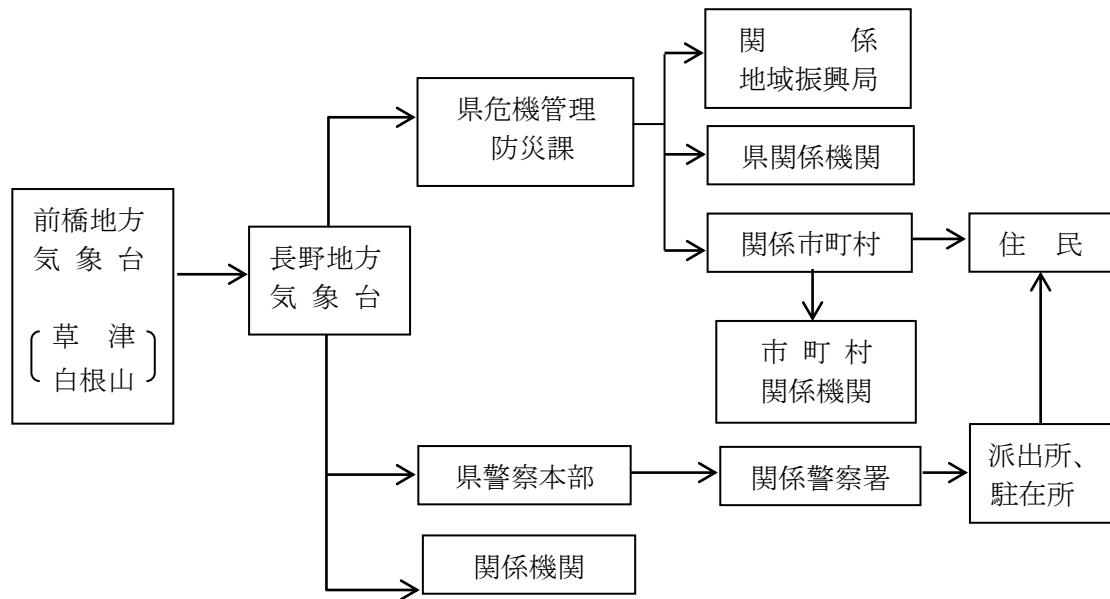
(4) 異常現象発見時の措置

災害が発生あるいは拡大するおそれのある異常現象を発見した者は、直ちに市職員、警察官等にその状況を通報する。通報を受けた市職員、警察官等は、直ちに气象台、その事象に関係ある機関に通報し、その現象を確認する。

(異常気象の例)

- (7) 突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等の気象現象
- (4) 河川、池沼の水位の異常な上昇
- (7) 火山噴火による降灰、地震現象

(5) 火山情報等の伝達系統



2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて第2編第2章第12節「避難受入及び情報提供活動」により、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(3) 住民に対して避難指示を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行う事や、避

難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- (5) 災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (6) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (9) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (10) 地域住民の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (11) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (12) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (13) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(14) 住民が実施する対策

避難の際には出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行し避難する。

3 災害の未然防止対策

災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

- (1) 備蓄品の確認と応援協定等の要請先を確認する。
- (2) 水防長は水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所については応急対策として水防活動を実施する（第2編第2章第8節「消防・水防活動」による。）。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、あらかじめ定められた分担、様式、連絡ルート等に基づき迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 被害状況の調査及び報告	全ての対策部・各班
(2) 通信手段の運用	総務部情報作戦班・後方支援担当

第3 活動の内容

1 被害状況の調査及び報告体制

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

(2) 災害情報の収集報告責任者

災害時の情報収集及び被害報告を迅速・的確に処理するため、次のとおり情報の収集及び報告責任者を置く。

各責任者は、文書、電話、口頭、防災行政無線、消防無線等により、通常は総務部長を通じ市長に報告するか、災害対策本部設置後は、本部室長を通じ本部長に報告する。

ア 市の総括責任者

総 務 部 長 （本部室長）

イ 各部等の責任者

(ア) 総 務 課 長 （総務部 本部室総務班長）

- (イ) 政策推進課長 (総務部 広報班長)
- (ロ) 福祉課長 (健康福祉対策部 福祉救護班長)
- (ハ) 市民課長 (市民環境対策部 市民班長)
- (ニ) 文化スポーツ課長 (社会共創対策部 避難・文化班長)
- (ホ) 農林課長 (産業対策部 農林班長)
- (ヘ) 道路河川課長 (まちづくり対策部 道路河川班長)
- (ニ) 学校教育課長 (教育対策部 避難・教育班長)
- (ヘ) 消防次長 (消防部 班長)
- (コ) 営業課長 (水道対策部 庶務班長)

ウ 各地区ごとの責任者

各地区の責任者は区長とし、区長は、その地区の災害、被災状況を関係機関に報告する。

(3) 被害調査・報告の方法

ア 調査・報告活動

- (ア) 被害調査は全ての被害の概況について、その程度のいかににかかわらず調査するものとし、各区長、施設管理者等の協力を得て各担当課（担当班）が取りまとめ、総務部長（本部室長）へ報告する。
- (イ) 総務部長（本部室長）は、各部課等（各部）からの被害報告を直ちに市長（本部長）並びに県及び関係機関に報告する。ただし、緊急を要する報告等の場合は、総務部長（本部室長）に連絡の上、直接担当部課等（担当部）から県に連絡する。
- (ロ) 報告系統は、県地域防災計画の定めるところによる。

イ 調査事項別の担当部課及び関係機関（報告先）

調 査 事 項	担 当 課（担 当 部）	報告先及び協力機関
概 況 速 報	総 務 課（総 務 部 本 部 室）	地域振興局総務管理課
人 的 及 び 住 家 の 被 害	（税務課）（総務部本部室）	〃
避 難 指 示 等 避 難 状 況	総 務 課（総 務 部 本 部 室）	〃
社 会 福 祉 施 設 被 害	福 祉 課（健康福祉対策部） 高齢者福祉課（教育対策部） 子 ども 課	保 健 福 祉 事 務 所
農、畜、水産業被害	農 林 課（産 業 対 策 部）	農業農村支援センター
農地、農業用施設被害	〃 〃	地域振興局農地整備課
林 業 関 係 被 害	〃 〃	〃 林 務 課
公 共 土 木 施 設 被 害	道路河川課（まちづくり対策部）	建 設 事 務 所
土砂災害等による被害	〃 〃	〃
都 市 施 設 被 害	まちづくり課（まちづくり対策部）	〃
下水道施設被害（直営水道施設）	営 業 課（水 道 対 策 部）	千曲川流域下水道事務所

水 道 施 設 被 害	〃	〃	地域振興局環境・廃棄物対策課
廃 棄 物 処 理 施 設 被 害	生活環境課（市民環境対策部）	〃	〃
感 染 症 関 係 被 害	健康づくり課 医療保険課（健康福祉対策部）	〃	保健福祉事務所
医 療 施 設 被 害	〃	〃	〃
工 業 関 係 被 害	産業連携開発課（産業対策部）	〃	地域振興局商工観光課
商 業 ・ 観 光 施 設 被 害	商業観光課	〃	〃
教 育 関 係 被 害	教育委員会（教育対策部）	〃	教育事務所
文 化 財 被 害	文化スポーツ課（社会共創対策部）	〃	〃
市 有 財 産 被 害	財政課（総務部）	〃	地域振興局総務管理課
火 災 関 係 （ 火 災 即 報 ）	消防本部（消防部）	〃	〃
火災等即報（危険物に係る事故）	〃	〃	県危機管理・消防防災課

〔名簿－７〕 災害一般被害調査班

〔名簿－８〕 福祉課・高齢者福祉課関係被害調査班

〔名簿－１２〕 まちづくり推進部職員配備計画及び被害調査班

〔名簿－１３〕 農林課職員配備計画及び被害調査班

〔名簿－１４〕 教育委員会関係被害調査班

〔名簿－１５〕 水道局職員配備計画及び被害調査班

(4) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、市において被害調査ができないときは、(3)のイに示す協力機関に定める県出先機関等に応援を求める。

イ 県への報告が困難となった場合

次に掲げるような災害に際し、県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(7) 県において災害対策本部を設置した災害

(i) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ii) (7)又は(i)に定める災害になると思われる災害

被害等の種別	担当課（担当部）	報 告 先
概況速報 人的及び住家の被害 避難指示等避難状況	総務部 総務班	総務省消防庁 TEL 03-5574-0119 FAX 03-5574-0190

2 通信手段の運用

(1) 有線通信施設使用可能時の通信連絡

有線施設による通常の通信施設の運用が可能な場合は次の通信手段により行う。

ア NTT電話による関係機関との連絡

NTT電話の通信可能時における関係機関との連絡は、次表による。

機 関 名	N T T 電 話	N T T F A X
長 野 地 域 振 興 局	233－5151	234－9504
長 野 保 健 福 祉 事 務 所	223－2131	223－7669
北 信 教 育 事 務 所	234－9549	234－9557
千曲川流域下水道事務所	283－4170	283－4175
須 坂 建 設 事 務 所	245－1670	245－8620
須 坂 警 察 署	246－0110	245－0110
須 坂 市 役 所	245－1400	246－0750
〃 宿 直 室	245－1400	
〃 総 務 課	248－9000	(246－0750)
〃 道 路 河 川 課	248－9006	248－9040
〃 農 林 課	248－9004	246－5667
〃 水 道 局 営 業 課	248－9012	} 246－4773
〃 水道局上下水道課	248－9013	
〃 〃 (夜)	(245－1402)	(246－8159)
消 防 本 部	245－0119	248－4460
塩 野 浄 水 場	245－1402	246－8159
(株) G o o l i g h t	246－1222	246－1683
(株)ながのコミュニティ放送 (FMぜんこうじ)	225－8800	225－8801

イ 災害時優先電話

災害時における緊急を要する場合の通信連絡を確保するため、あらかじめNTT東日本長野支店長に対して、災害時優先電話の承諾を受けておく。

ウ Goolight、コミュニティFM放送による通信災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、緊急を要する通信連絡のため、Goolight、コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）を利用する。

(2) 非常の状態の通信連絡

有線通信施設が被害を受け不通となった場合は、災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、次の通信施設を利用し通信の確保を図る。

ア 須坂市防災行政無線の使用

被害状況の報告、応急活動の指示命令の伝達等、災害対策本部と災害現場、現地災害対策本部との通信連絡には、移動系防災行政無線を使用する。

また、地域住民への情報伝達・提供手段として同報系防災行政無線を使用する。

イ 長野県防災行政無線の使用

気象地震予警報等の受理、被害報告、緊急物資等の要請など県及び他市町村との連絡には、長野県防災行政無線（次表）を使用する。

機 関 名	無 線 電 話	無 線 F A X
県危機管理部	231-8711, 231-5204（衛）	231-8741
長野県災害対策本部室	231-8731～231-8735 231-5231～231-5234（衛）	
長野地域振興局総務管理課	245-8711	245-8741
長野地方災害対策本部室	245-8731～245-8733	245-8741
長野保健福祉事務所総務課	245-8724	245-8746
須坂建設事務所維持管理課	248-8737	248-8745
須坂市消防本部	644-8-101, 644-8-102	644-79

ウ コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）の利用

地域住民への情報伝達・提供手段として利用する。

エ 衛星携帯電話の利用

災害時に外部関係機関と連絡をとる手段として利用する。

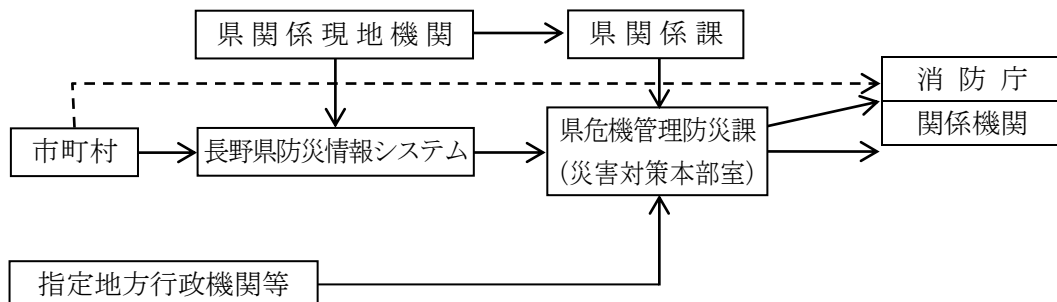
機 関 名	衛 星 電 話
市総務課	8816-234-52027（災害対策本部） 8816-234-52028（災害現場用）
消防本部	090-2651-5795

■災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報

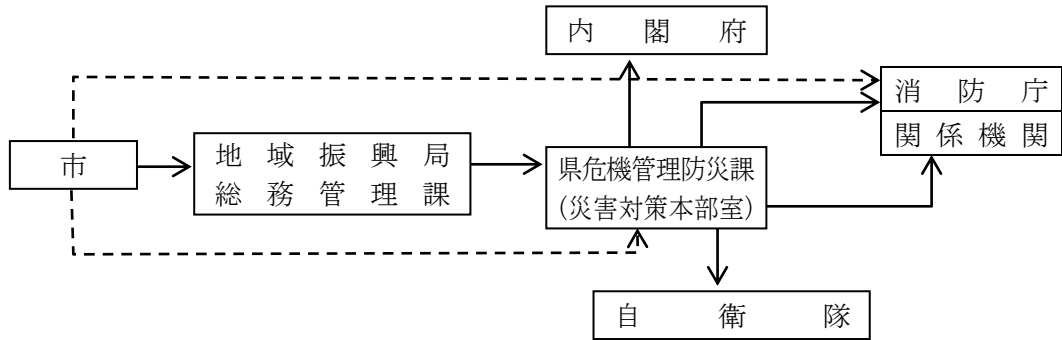
長野県防災情報システム クロノロジーを使用

市は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。県危機管理防災課は人的被害についてクロノロジーに入力があった場合、関係機関に口頭・電話等で連絡する。



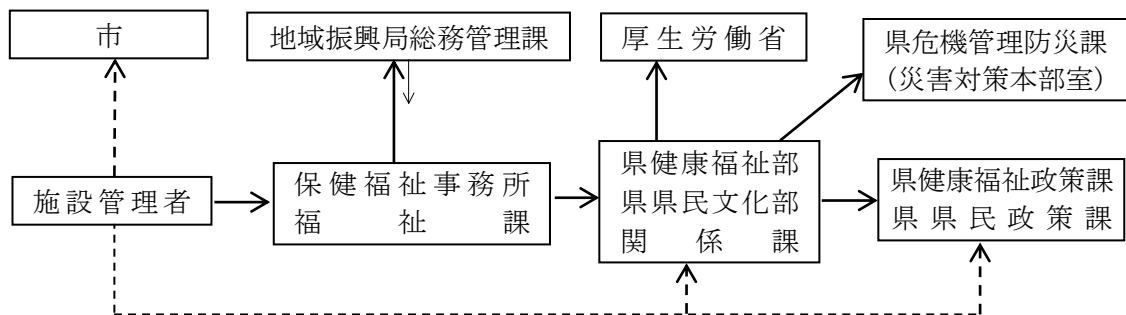
(2) 人的及び住家の被害状況報告

避難指示等避難状況報告



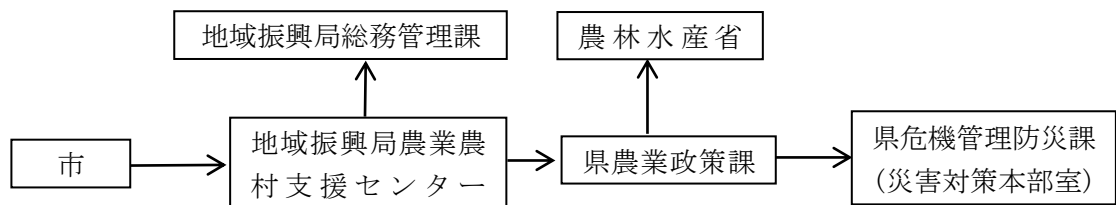
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告

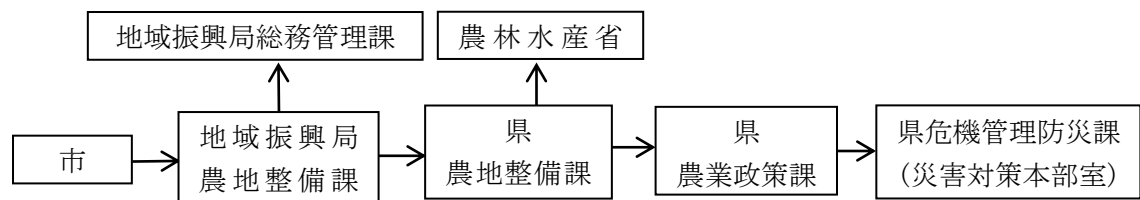


(4) 農業関係被害状況報告

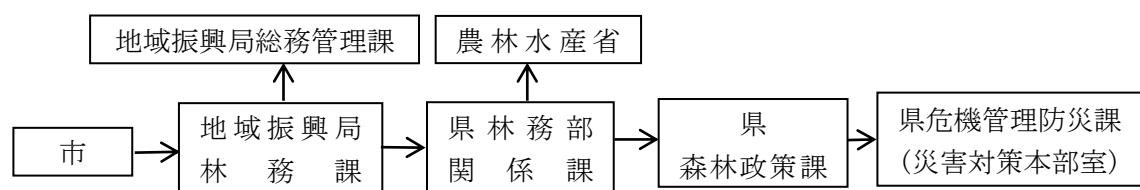
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）

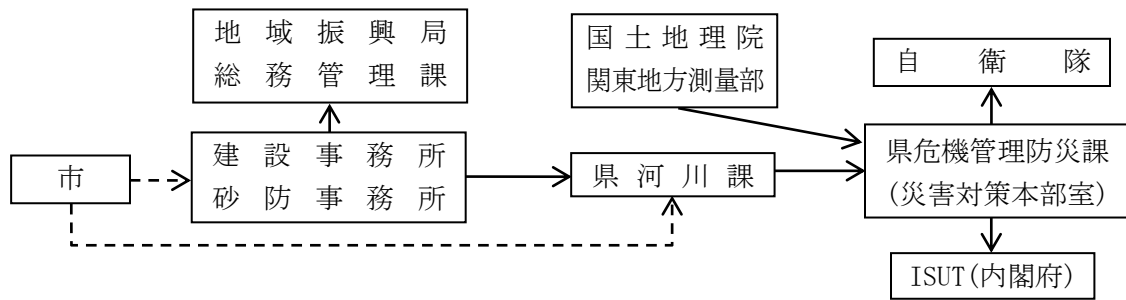


(5) 林業関係被害状況報告

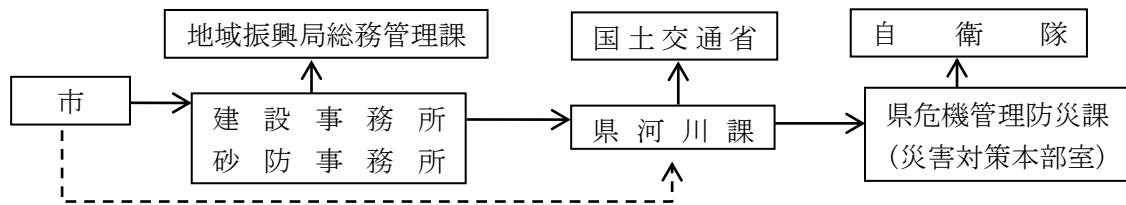


(6) 土木関係被害状況報告

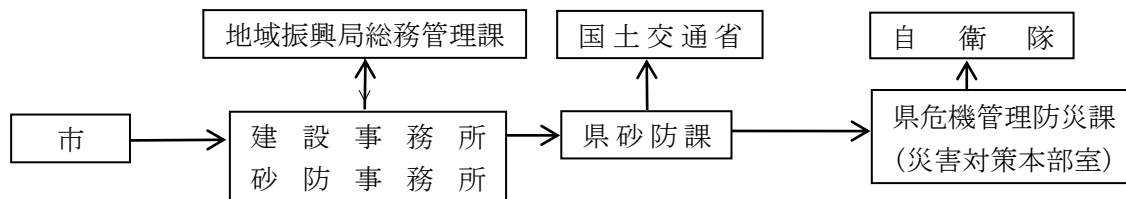
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



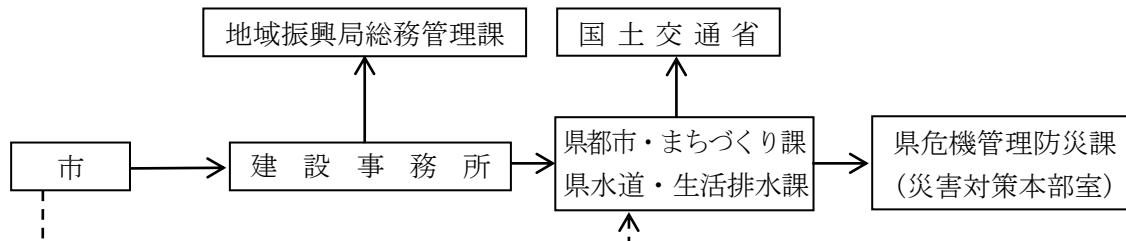
イ 公共土木施設被害状況報告等



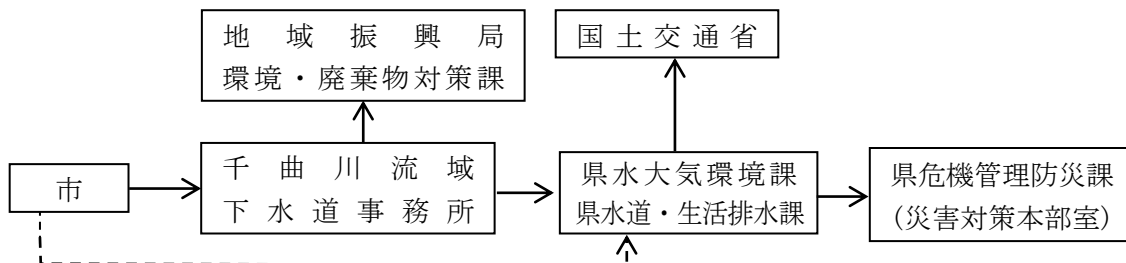
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS



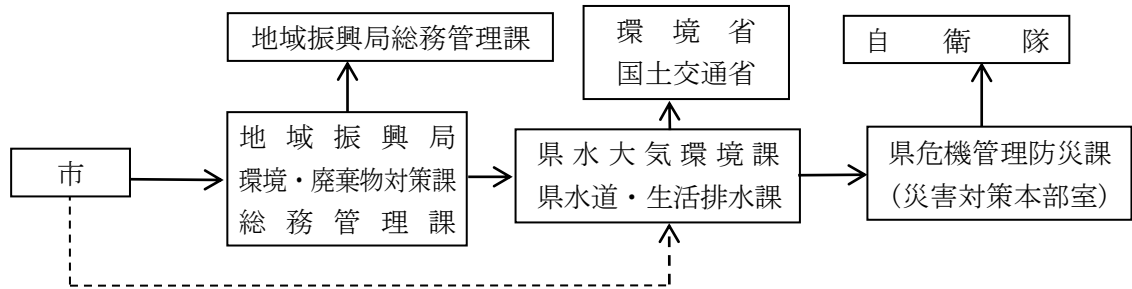
(7) 都市施設被害状況報告



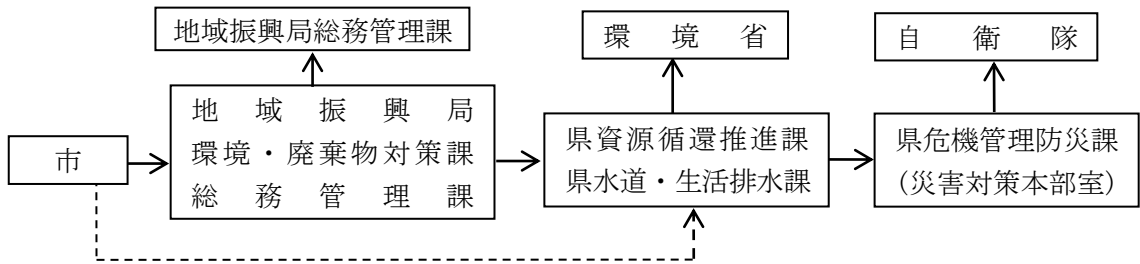
(8) 下水道施設被害状況報告



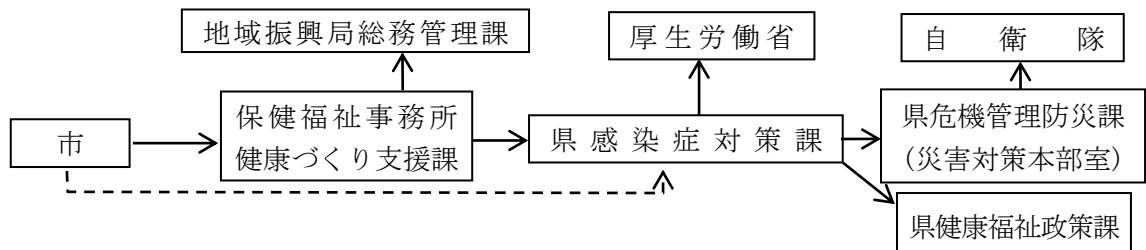
(9) 水道施設被害状況報告



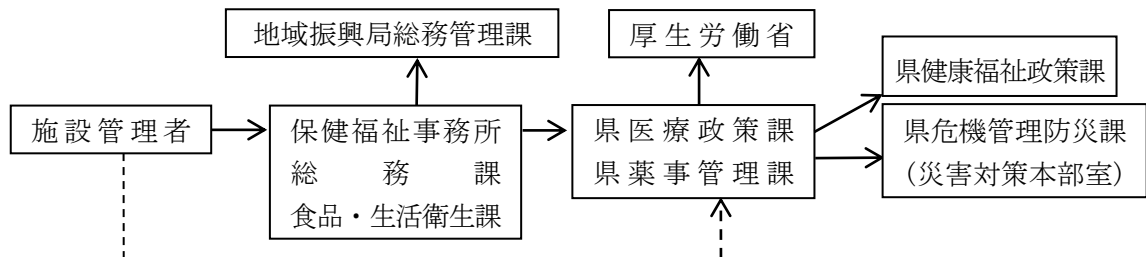
(10) 廃棄物処理施設被害状況報告



(11) 感染症関係報告

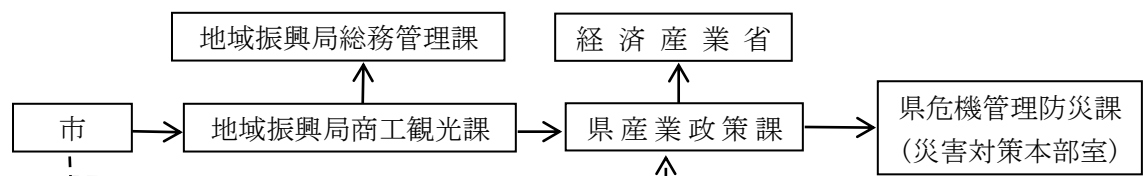


(12) 医療施設関係被害状況報告

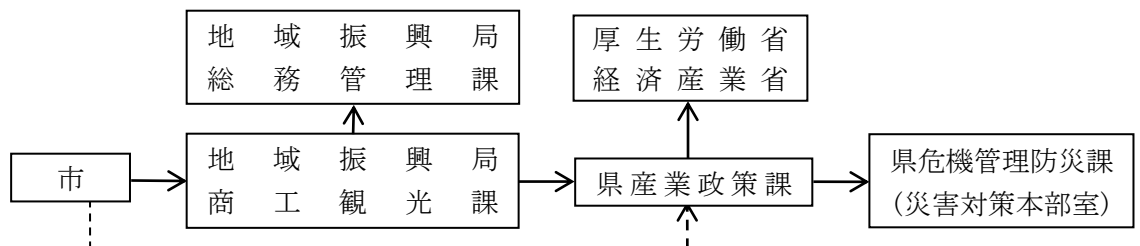


注：国民健康保険診療施設を除く

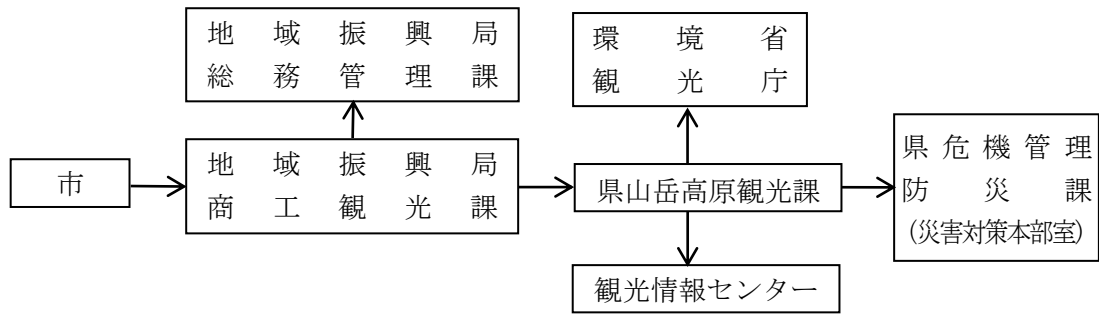
(13) 工業関係被害状況報告



(14) 商業関係被害状況報告

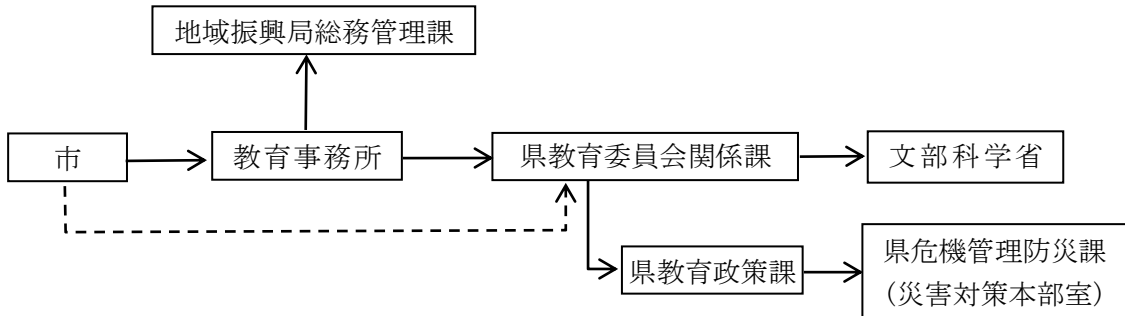


(15) 観光施設被害状況報告

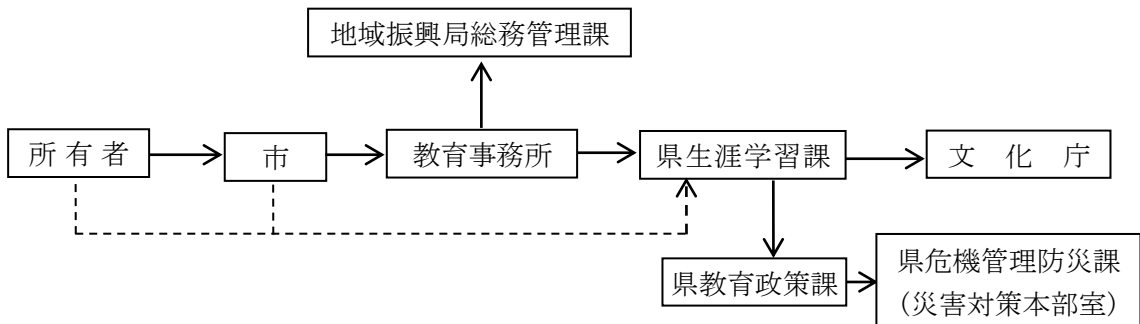


(16) 教育関係被害状況報告

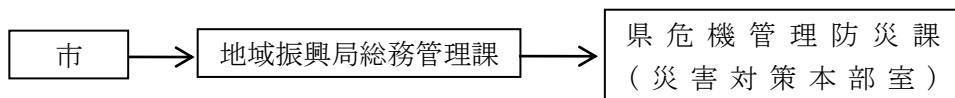
ア 市施設



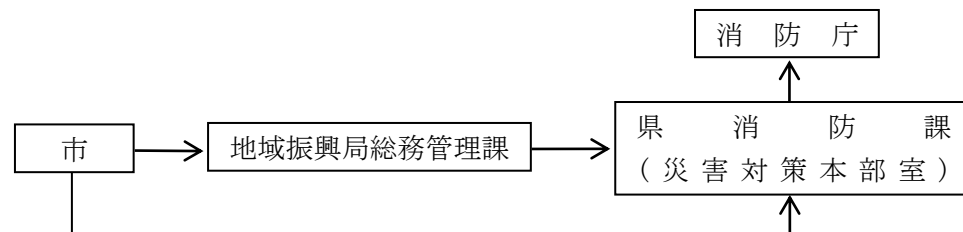
イ 文化財



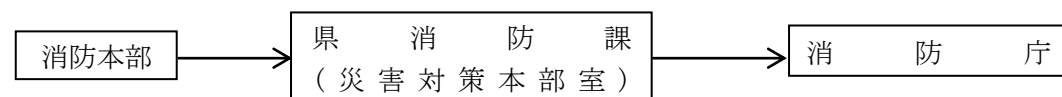
(17) 市有財産（注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。）



(18) 火災即報



(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

災害が発生し被害が生じた場合、あるいは災害発生のおそれのあるときに、災害応急活動を迅速かつ組織的に推進するため、初動期の活動体制の早期立ち上げが非常に重要となる。警報等の内容あるいは被害状況等に応じた、関係職員の参集の基準及び方法について明確な計画を定め、災害応急活動を実施する。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 職員配備	総務部総務班
(2) 災害警戒本部、災害対策本部の設置	

第3 活動の内容

1 活動・配備体制

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき所要の職員の動員を行い、活動体制を整える。

■市職員の配備体制

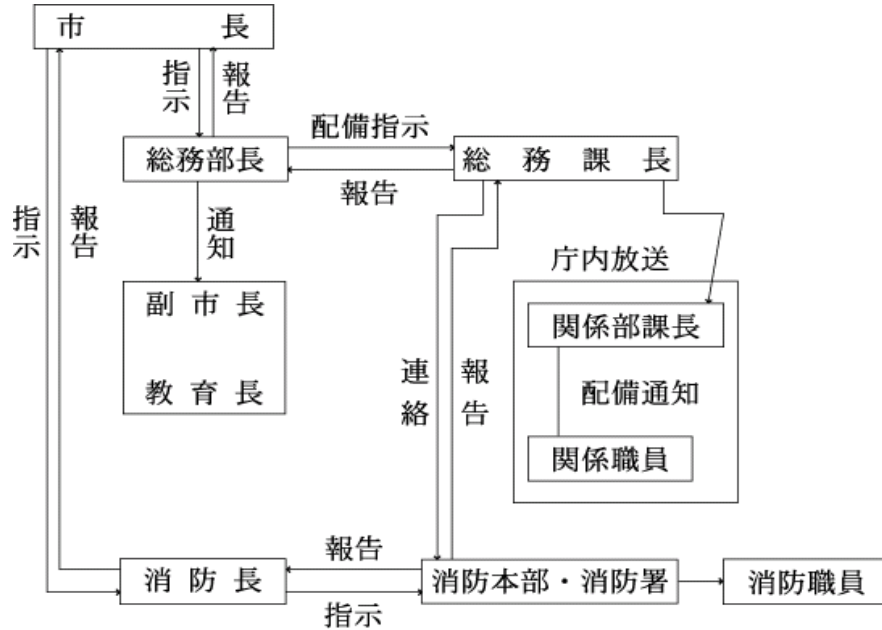
種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
初動警戒 配 備	気象予警報等が発表され、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があるとき。	情報収集及び連絡活動を主として実施し、状況により第1配備に円滑に移行し得る体制とする。
第1配備 (警戒配備)	1 大雨、強風、洪水等の注意報・警報が発表され災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他必要により市長が指令したとき。	情報収集及び連絡活動のほか、特に関係のある部課等の少数人員で直ちに応急措置を講じ、状況により第2配備に円滑に移行し得る体制とする。
第2配備 (非常配備)	1 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 2 市内に局地的な災害が発生したとき。 3 その他必要により市長が指令したとき。	第1配備につく部課等のほか災害応急対策に関係のある部課等の所要人員で情報収集、連絡活動及び災害応急対策を実施し、事態の推移に伴い、直ちに第3配備に切り換え得る体制とする。
第3配備 (緊急配備)	1 市災害対策本部が設置されたとき。 2 市災害対策本部は設置されないが激甚な災害が発生し、第2配備では処理できないものと市長が指令したとき。 3 大雨、暴風、暴風雪、大雪等の特別警報が発表されたとき。	災害応急対策に関係のある部課等の全職員及び応援を求められた部課等の職員が当たる。

〔資料2－4〕市職員災害配備人員配備基準

〔資料2－5〕市職員災害配備人員一覧表

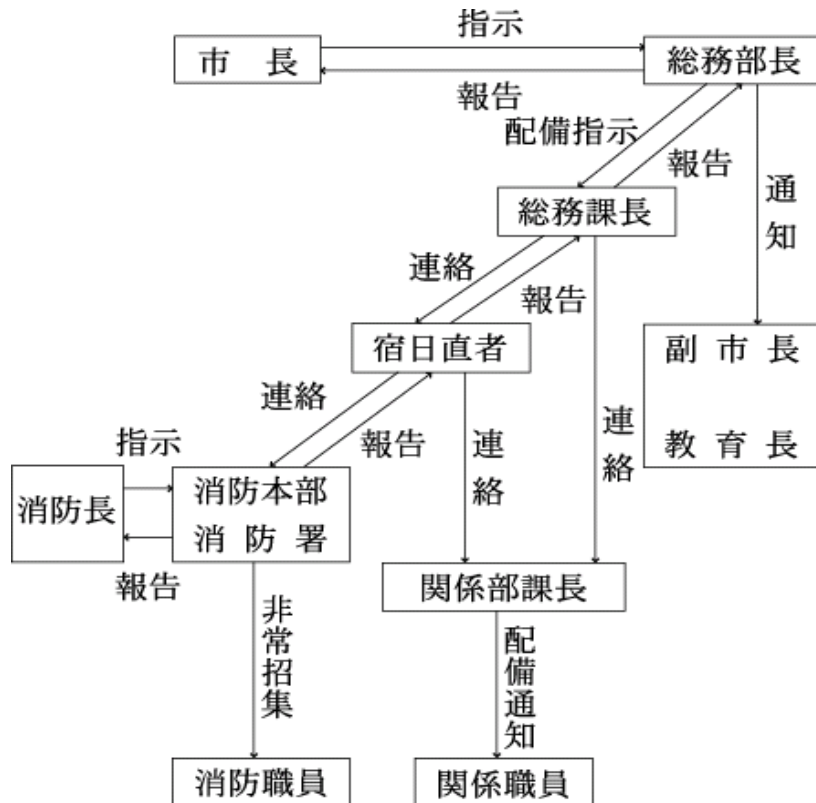
2 配備指令の伝達及び招集の方法

(1) 勤務時間中



(2) 勤務時間外

ア 連絡系統



イ 招集連絡方法

(7) 市長は、勤務時間外又は休日等において、職員配備を速やかに行うため、次の方法に

〔須坂防〕

より職員を招集する。

1 電 話	電話加入者又は電話呼出の容易に可能な職員に対して個々に連絡し登庁させる。
2 その他	同報系防災行政無線及び他の職員からの伝達による。

(イ) 職員は、招集があったときは、直ちに市役所又はあらかじめ定められた場所及び指示された場所に集合するものとし、常にこれに応ずる用意をしておかなくてはならない。

(ロ) 災害応急対策に関係ある職員の配備計画表及び住所一覧表を作成しておく。

3 警戒体制

(1) 初動警戒体制の時期及び配備

気象予警報等が発表され、今後の状況の推移に注意を要するときには、情報収集及び連絡活動に必要な関係職員が配備につく。

(2) 警戒体制の時期

次に掲げるいずれか一つ以上の状況に至ったときで、市長が必要と認めた場合は、警戒体制の配備により、災害応急活動に対応する。

ア 気象業務法に基づく大雨、強風、洪水又は大雪の各注意報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。

イ 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、暴風雪又は各警報が発表され、災害が発生するおそれのあるとき。

ウ 暴風、大雨、大雪、洪水、その他自然現象又は火事、爆発等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 警戒体制の配備

ア 警戒体制をとったときは、第1配備の職員が配備につく。

イ 市長は、警戒体制をとったあとは、災害の種別又は程度により、当該災害に関係のない部課の職員の配備を解き、又は配備につくべき職員以外の職員を配備につかせることができる。

(4) 配備の内容

情報収集及び連絡活動を主として行い、状況により第2配備に移行し得る体制とする。

(5) 警戒配備の解除

気象予警報が解除され、災害の発生がないと認められた場合又は警戒の必要がないと認められたときに解除する。

4 非常体制

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に掲げる状況のときで、必要があると認めたときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

ア 暴風、大雨、洪水等の警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれがあり応急対策の必要があると認められたとき。

- イ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- ウ 災害救助法が適用されたとき。
- エ その他激甚な災害が発生するおそれのあるとき。

(2) 災害対策本部の解散基準

本部長は、次の基準により災害対策本部を解散する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められるとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- ウ その他本部の設置を不要と認めたとき。

(3) 配備体制

ア 配備の種別及び配備の時期

災害対策本部が設置された場合は、次の基準により本部長が定める。

配備種別	配 備 の 時 期
非常配備	1 気象警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 2 その他の状況により本部長が必要と認め指令したとき。
緊急配備	1 激甚な災害が発生したとき。 2 大雨、暴風、暴風雪、大雪等の特別警報が発表されたとき。

イ 配備内容及び人員

非常配備は第2配備とし、緊急配備は第3配備とする。ただし、本部長は災害の状況により異なった配備指令を発することができる。

(4) 災害対策本部の活動要領

- ア 災害対策本部は、市役所内に設置する。
市役所が災害により使用不能となったときは、防災活動センターなどに設置する。
- イ 本部室長は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。
- ウ 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を本部連絡員を通じ、本部室長に連絡する。
- エ 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- オ 各部長は、所属職員を指揮し、所掌事務を遂行する。
- カ 各部長は、必要に応じ部に班長を置くことができる。
- キ 本部長は、必要に応じ本部員会議を招集する。
- ク 各部長は、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、本部室に派遣させる。
- ケ 本部長は、災害の状況により各部の編成その他について変更することができる。

(5) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

- ア 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- イ 各本部員は、それぞれ所掌事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出る。

(6) 現地災害対策本部

ア 本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めるとき、災害地に現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。これらの職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 標 識

ア 災害対策本部を設置したときは、「須坂市災害対策本部」、現地災害対策本部を設置したときは、「須坂市現地災害対策本部」の標示をする。

イ 災害応急対策活動に従事する職員は、活動服、ヘルメット、腕章を着用し、使用する車両には標識をつける。

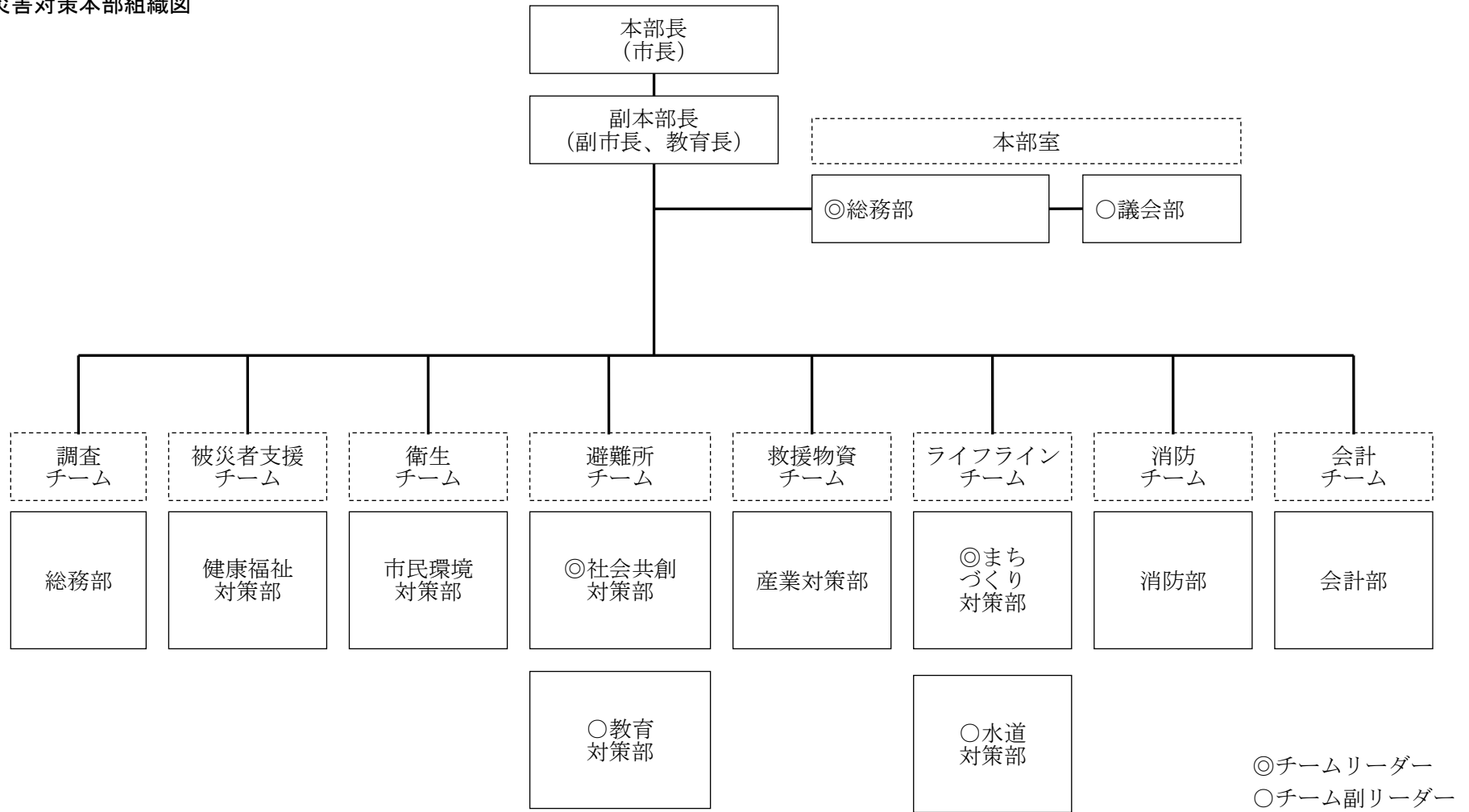
(8) 災害対策本部設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、その旨を速やかに職員、住民、県、防災関係機関に周知する。

(9) 災害対策本部組織と事務分掌

災害対策本部の組織構成は次のとおりであり、また各部の事務分掌は、〔資料2－6〕災害対策本部組織及び事務分掌に示すとおりである。

■災害対策本部組織図



第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

本部長は、災害の状況を的確に判断し、法令及び協定等に基づき、速やかな応援要請を行うとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮する。

また、他市町村等に災害が発生した場合は、被災地の被害状況等の把握に努め、速やかに応援体制を整える。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 被害規模・状況に応じ広域受援計画に基づき応援を要請	総務部総務班・後方支援担当、まちづくり対策部道路河川班・まちづくり班、水道対策部庶務班・施設班、消防部、災害時応援協定の主務対策部の班
(2) 応援職員の受入れ体制確立	総務部総務班・後方支援担当、応援と受ける対策部
(3) 他市町村への応援体制確立	総務部総務班・後方支援担当、応援派遣する対策部

第3 活動の内容

1 消防に関する応援要請

(1) 県内市町村長に対する応援要請

災害の規模及び被害状況等から、市の消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件等から県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的と認める場合は、総務部長（災害対策本部設置後は本部室長）は、市長（災害対策本部設置後は本部長）の指示を受け、受入れ体制を定め、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村長に対し応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

市長（災害対策本部設置後は本部長）は、前項の消防相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認める場合は、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊の要請は緊急消防援助隊長野県隊応援等実施計画に基づく応援

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

(3) 隣接市町村長等に対する応援要請

災害の規模及び被害状況等から、市の消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件等から隣接の他市町村等に応援を要請することがより効果的と認める場合は、総務部長（災害対策本部設置後は本部室長）は、市長（災害対策本部設置後は本部長）の指示を受け、受け入れ体制を定め、消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村長等に対し

て応援を要請する。

2 消防以外に関する応援要請

(1) 知事及び県内他市町村長に対する応援要請

災害の規模及び被害状況等から、市の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件等から県及び県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的と認める場合は、災害対策基本法第67条、第68条及び長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、次の要領により応援を要請する。

ア 応援要請体制

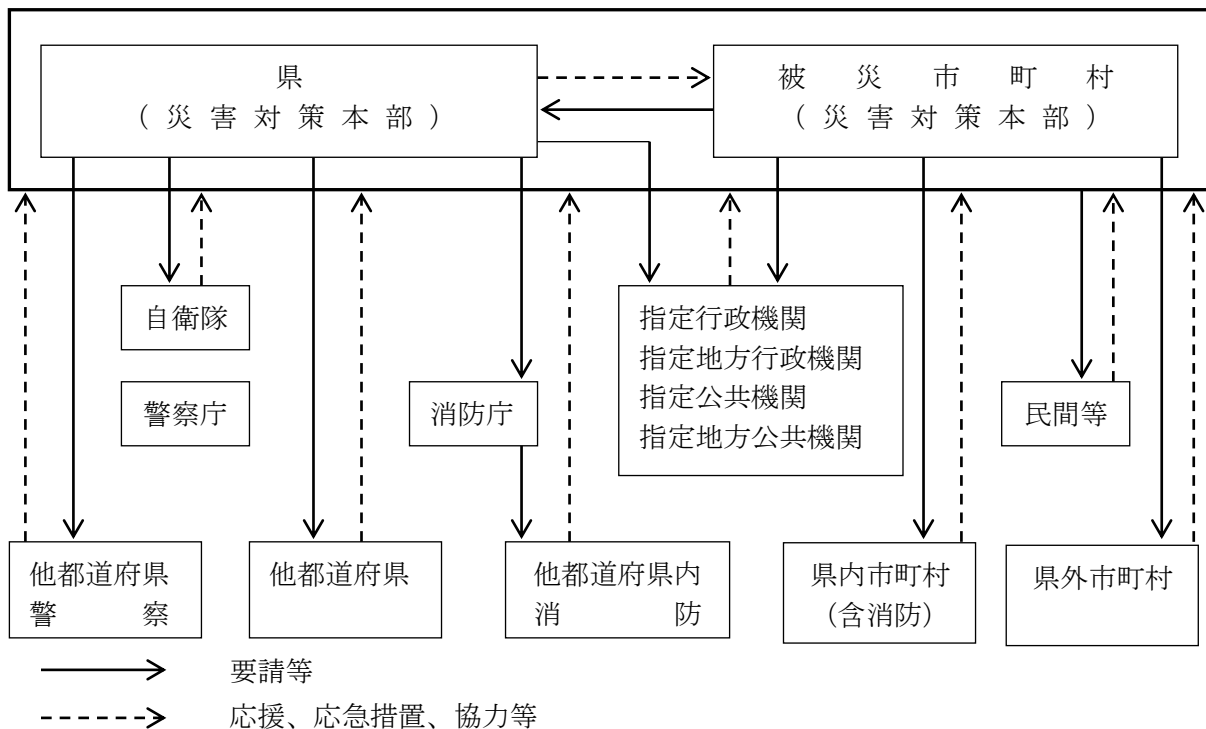
総務部長（災害対策本部設置後は本部室長）は、市長（災害対策本部設置後は本部長）の指示を受け、受入れ体制を定め、知事及び他の市町村長に対し応援を要請する。

イ 応援の要請事項

- (7) 応援を要請する理由及び災害の状況
- (4) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣機関等
- (7) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (2) その他必要な事項

■長野県市町村災害時相互応援協定連絡系統

広域相互応援体制図



(2) 指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

市長（災害対策本部設置後は本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合、災害対策基本法第29条第2項の規定により、職員の派遣を要請する。

派遣要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 派遣を要請する理由

- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 姉妹都市等の長に対する応援要請

市長（災害対策本部設置後は本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合は、災害時の相互応援協定に基づき、姉妹都市等の長に対し応援要請を行う。

(4) 自衛隊の派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

3 その他協定等に基づく応援要請

各部は、関係機関等の応援協定等に基づき、災害応急対策活動を要請する。

須坂市災害時応援協定（事業者等）一覧

2023年6月1日

種別	協 定 名	内 容	主務課	資料	付記
市町村相互応援協定	災害時の相互応援協定（神奈川県三浦市）	応急対策及び復旧対策の相互応援	総務課	5-1-1	
	災害時の相互応援協定（新潟県新発田市）	応急対策及び復旧対策の相互応援	総務課	5-1-2	
	長野県市町村災害時相互応援協定（県内市町村）	県内の被災市町村に対する応援活動	総務課	5-1-3	
	消防相互応援協定（吾妻広域町村圏振興整備組合）	県境付近における、消防応援活動	消防本部	5-1-4	
	消防相互応援協定（上田市）	消防団の相互の応援活動	消防本部	5-1-5	
	長野県消防相互応援協定（県内消防本部）	県内の被災市町村に対する消防応援活動	消防本部	5-1-6	
	災害時の相互応援協定（宮城県塩竈市）	応急対策及び復旧対策の相互応援	総務課	5-1-7	
	災害時における相互援助協定（岐阜県羽島市）	応急対策の人員、物資等の相互援助	総務課	5-1-8	
	災害時における相互応援に関する協定（神奈川県海老名市）	応急対策の職員、物資等の相互応援	総務課	5-1-9	
	大規模災害時における相互応援に関する協定（兵庫県朝来市）	応急対策の職員、物資等の相互応援	総務課	5-1-10	
国等との協定	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局長、国土交通省北陸地方整備局長）	災害時における情報交換等	総務課	5-2-1	
	長野県防災行政無線の管理運用に関する協定（長野県知事）	県防災行政無線の適切な管理及び運営	総務課	5-2-2	
	長野県広域防災拠点施設に関する協定（長野県知事）	県受援計画に基づく広域防災拠点の開設と運用	総務課	5-2-3	
広報	災害時における放送要請に関する協定（㈱ながのコミュニティ放送）	電気通信設備、無線等が通信できない場合の放送	総務課	5-3-1	
	災害時における「ケーブルテレビ放送並びにインターネットでの情報伝達」に関する協定（㈱Goolight）	ケーブルテレビ放送、インターネットでの情報伝達	総務課	5-3-2	
救助	災害時の医療救護活動に関する協定（（一社）須高医師会）	災害時の医療救護活動	健康づくり課 医療保険課	5-4-1	
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定（須高歯科医師会）	災害時の歯科医療救護活動	健康づくり課 医療保険課	5-4-2	

種別	協 定 名	内 容	主務課	資料	付記
	災害時の薬事における医療救護活動に関する協定（北信薬剤師会）	災害時の薬事に関する医療救護活動	健康づくり課 医療保険課	5-4-3	
避難	災害時における須坂市内の郵便局と須坂市の協力に関する協定（須坂郵便局）	災害時の情報提供、郵便、簡易保険の取り扱い、避難場所、物資集積場所の提供等	総務課	5-5-1	
	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書（長野県理容生活衛生同業組合須高支部）	災害時の避難生活が長期化した場合、ボランティアによる理容業務提供	文化スポーツ課 学校教育課	5-5-2	
	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書（長野県美容業生活衛生同業組合須高支部）	災害時の避難生活が長期化した場合、ボランティアによる美容業務提供	文化スポーツ課 学校教育課	5-5-3	
	災害避難施設等に関する支援協定（菅平峰の原グリーン開発㈱）	建物、駐車場及び敷地等の提供、被災者の避難収容のための施設提供他	総務課	5-5-4	
	洪水発生時における屋上施設等の使用に関する応援協定（㈱綿半ホームエイド須坂店）	一時的避難場所として屋上施設の提供、物資供給及び駐車場の提供	総務課	5-5-5	物資
	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定（（公社）長野県宅地建物取引業協会）	民間賃貸借住宅の提供支援	まちづくり課	5-5-6	
	災害時における動物救護活動に関する協定（（一社）長野県獣医師会須高支部、長野県動物愛護会長野支部）	避難所における動物収容、応急処置、一時預かり	生活環境課	5-5-7	
	福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 睦会）	福祉避難所として「須坂やすらぎの園」の使用及び施設職員を中心とした避難所運営	福祉課	5-5-8	
	福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人 グリーンアルム福祉会）	福祉避難所として「グリーンアルム複合施設」の使用及び施設職員を中心とした避難所運営	福祉課	5-5-9	
	災害時における宿泊施設等の指定避難所に関する協定（須坂温泉㈱、㈱古城荘）	災害時に宿泊施設等を指定避難所として使用	総務課	5-5-10	
	災害時における相互協力に関する協定（長野刑務所）	一部施設を避難場所、防災拠点として使用	総務課	5-5-11	○
	洪水発生時における屋上施設の使用に関する協定（社会福祉法人 夢工房福祉会）	一時的避難場所として屋上施設の提供	総務課	5-5-12	
	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定（長野県建築士会長野支部）	避難施設等の応急危険度判定	まちづくり課	5-5-13	調査
	災害時における避難施設等使用に関する協定（ディーアイシージャパン㈱）	災害時における避難施設等として使用	総務課	5-5-14	
	災害時等における社会福祉施設等の福祉避難所に関する協定（各福祉施設）	福祉避難所として福祉施設の使用及び施設職員を中心とした避難所の設営運営	高齢者福祉課	5-5-15	
	災害時等における須坂中央駐車場広場の一時使用に関する協定（岡田産業㈱）	災害時、一時的避難場所として使用	総務課	5-5-16	
輸送	緊急・救援輸送に関する協定（北信地区輸送協議会）	食糧、生活必需品等の輸送	総務課	5-6-1	
	災害時情報連絡及び運送業務に関する協定（須坂タクシー協会）	災害時の情報の収集、被災者の運送、支援物資の運搬	総務課	5-6-2	
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便㈱）	支援物資の受入及び輸送等	総務課	5-6-3	○

種別	協 定 名	内 容	主務課	資料	付記
応急 対策	災害時における復旧協力に関する協定 (須坂市建設業協会)	災害時の緊急応急対応	道路河川課	5-7-1	
	災害その他緊急時における出動協力に 関する協定 (須坂市水道工事協同組 合)	水道災害時の緊急応急対応	営業課 上下水道課	5-7-2	
	災害時その他緊急時における出動協力 に関する協定 (長野森林組合)	災害時の緊急出動	農林課	5-7-3	
	仮設住宅・トイレ設置業務応援協定 (長野県プレハブ協会)	仮設住宅・トイレ設置業務	生活環境課	5-7-4	
	し尿収集業務応援協定 (長野県環境整 備事業協同組合)	災害時におけるし尿収集運搬業務	生活環境課	5-7-5	
	仮設トイレ設置業務応援協定 (㈱環境 クリエーション)	仮設トイレ設置業務	生活環境課	5-7-6	
	災害時における電気設備等の復旧に関 する協定 (長野県電気工業工業組合 須高地区)	電気設備等の応急復旧業務	総務課	5-7-7	
	災害時における測量及び設計業務等の 復旧に関する協定 (須高地区災害復旧 対策連絡協議会)	災害時における測量及び設計業務等の 復旧業務	道路河川課	5-7-8	
	災害時における電気の保安に関する協 定 ((一財) 中部電気保安協会長野支 部)	災害応急対策業務	総務課	5-7-9	
	災害時におけるL P ガスに係る協力に 関する協定 ((一社) 長野県L P ガス 協会長野支部、(一社) 長野県L P ガ ス協会)	災害時のL P ガスに係る保安の確保及 び供給	総務課	5-7-10	
	災害時における応援協力に関する協定 (長水生コンクリート事業協同組合)	大規模火災等の災害時等における消火 用水及び資材用砂・砂利等の供給等	消防本部	5-7-11	
	災害時における資機材レンタル協力に 関する協定 ((一社) 日本建設機械レ ンタル協会長野支部)	災害時 (災害対策本部設置時) におい て、資機材のレンタル業務	総務課	5-7-12	
	災害時における相互協力に関する協定 (中部電力㈱長野営業所)	災害発生時の相互協力	総務課	5-7-13	
	災害時における相互協力に関する協定 (東日本電信電話㈱長野支店)	災害発生時の相互協力	総務課	5-7-14	
	災害廃棄物等の処理に関する基本協定 (大栄環境㈱)	災害廃棄物の処理に関すること	生活環境課	5-7-15	
	災害時における被災建築物等の解体撤 去に関する協定 (協同組合長野県解体 工事業協会)	災害時における被災建築物等の解体撤 去	生活環境課	5-7-16	
	災害の復旧・復興等事業の支援業務の 実施に関する協定 ((一社) 日本補償 コンサルタント復興支援協会)	災害の復旧・復興等の事業の支援	生活環境課	5-7-17	
	災害廃棄物の処理等に関する協定 ((一社) 長野県資源循環保全協会)	災害廃棄物撤去、収集、最終処理	生活環境課	5-7-18	
	災害時等における応援協力に関する協 定 ((一財) 日本笑顔プロジェクト)	災害時及び平時における応援協力	総務課	5-7-19	
	災害時におけるトレーラーハウス提供 に関する協定 (㈱カンパiland・ジ ャパン)	災害時においてトレーラーハウスを避 難所、福祉避難所、応急仮設住宅、ボ ランティアセンター等として提供	総務課	5-7-20	
	災害時における井戸水の給水協力に関 する協定書 (㈱ニットー、須坂食品工 業㈱、㈱長印須坂青果市場、丸和自動 車整備工場、㈱アップルアイビー)	災害時における飲料に用いない生活用 水の給水協力	総務課	5-7-21	

種別	協 定 名	内 容	主務課	資料	付記
	災害時における復旧支援協力に関する協定（公益財団法人日本下水道管路管理業協会）	下水道管路施設復旧支援協力	上下水道課	5-7-22	
	災害時等における協力に関する協定（一般社団法人長野市薬剤師会）	水道水質検査等の協力	上下水道課	5-7-23	
	災害時における空調機器の応急対策に関する協定（信越空調株式会社）	災害時において避難所等へ空調機器の設置	総務課	5-7-24	
物資	災害時における応急生活物資供給等に関する協定（ながの農業協同組合）	応急生活物資の調達及び供給	総務課	5-8-1	
	災害時における応急生活物資供給等に関する協定（生活協同組合コープながの）	応急生活物資の調達及び供給	総務課	5-8-2	
	メッセージボード搭載自動販売機の運用及び災害時における協力に関する協定（北陸コカ・コーラボトリング㈱）	市民への情報提供及び災害時の飲料等供給	総務課	5-8-3	
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定・災害時における駐車場の一時使用に関する協定（イオンリテール㈱イオン須坂店）	救援物資の供給及び避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-4 5-8-5	避難
	災害時における協力に関する応援協定（㈱S・S・V西友須坂店）	救援物資の供給及び避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-6	避難
	災害時における協力に関する応援協定（㈱デリシア須坂西店）	救援物資の供給及び避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-6	避難
	災害時における協力に関する応援協定（㈱ソルヤ須坂西店）	救援物資の供給及び避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-6	避難
	災害時における協力に関する応援協定（㈱デリシア須坂井上店）	救援物資の供給及び避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-6	避難
	災害時における協力に関する応援協定（㈱西源（ラ・ムー須坂・長野東インター店））	救援物資の供給及び避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-6	避難
	災害時における協力に関する応援協定（須高農業協同組合Aコープすこう店）	避難場所として駐車場の提供	総務課	5-8-6	
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（長野県石油商業組合、長野県石油商業組合北信支部）	緊急車両、重要な施設及び避難所等への優先給油及び優先供給	総務課	5-8-7	
	災害時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）	災害時における物資の供給	総務課	5-8-8	
その他 対策	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン新潟・長野エリア統括部長野営業所）	最新版のゼンリン住宅地図複製・コピー利用の許諾及びWEBで利用できる電子地図の提供	総務課	5-9-1	
	災害時の情報伝達に関する協定（J A R L長野県支部須坂クラブ）	災害時の情報収集及び情報伝達	総務課	5-9-2	
	災害時における動物救護活動に関する協定（犬処ケンケン須坂本店）	動物救護所において動物救護の活動（衛生対策に関すること）	生活環境課	5-9-3	
	須坂市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定（（社福）須坂市社会福祉協議会）	須坂市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること	福祉課	5-9-4	
	災害時における被災者支援に関する協定（長野県行政書士会長野支部）	大規模災害時、被災者支援のため行政書士業務相談等を行う	総務課	5-9-5	
	災害時における相談業務に関する協定（長野県弁護士会）	災害時における被災者支援のための相談業務に関すること	総務課	5-9-6	

4 応援受入れ体制の整備

他の地方公共団体等へ応援を要請する場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援隊の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

5 応援派遣体制の整備

- (1) 市長は、他の市町村長から応援を求められた場合は、本市の災害対応に支障のない限り応援協定に基づきこれに応ずる。
- (2) 応援職員の派遣に当たっては、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。
- (3) 応援に際しては、次の体制に基づき活動する。

ア 情報収集及び応援体制の確立

市は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。

イ 指揮

応援側は要請側の指揮の下で、緊密な連絡をとりながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担にならないよう、自給自足の応援体制を原則とし、また、応援期間が長期に及ぶ場合は職員の交代等について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

6 経費の負担

- (1) 国又は他市町村から当市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に基づく所定の方法による。
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターによる支援を要請する。

第2 主な活動

項 目	担 当
ヘリコプター要請・運用	総務部総務班・情報作戦担当、消防部

第3 活動の内容

1 要請の対象となる事由

- (1) 偵察による情報収集
- (2) 災害時の救助
- (3) 重度傷病者の救急搬送
- (4) 災害応急対策要員の搬送
- (5) 林野火災の空中消火
- (6) 医薬品などの緊急物資の輸送

2 ヘリコプターの要請担当

県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、ドクターヘリ、海上保安庁ヘリコプター	総務部情報作戦担当又は消防部警防班
---	-------------------

3 出動要請の要領

要請に当たっては、次の事項について可能な限り状況を調査し、急を要する場合は、電話で要請する。（文書による手続が必要な場合は、事後速やかに行う。）

(1) 要請事項

- ア 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
- イ 活動に必要な資機材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ 資機材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

(2) 要請者が措置する事項

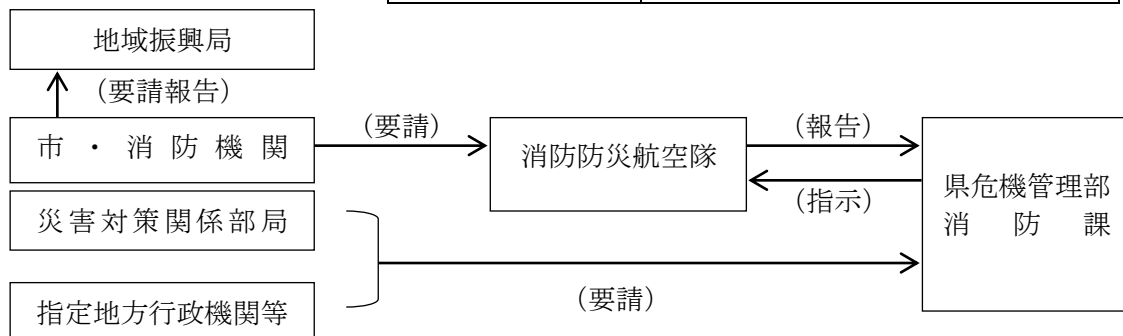
- ア 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- イ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- ウ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

4 ヘリコプター要請手続

ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、消防防災航空隊に出動を要請する。

(1) 消防防災ヘリコプター 消防防災航空隊（センター）連絡先

電 話 (速 報)	N T T 0263-85-5511, 5512 県防災行政無線 554-79, 554-78
F A X (詳細内容送付)	N T T 0263-85-5513 県防災行政無線 554-76

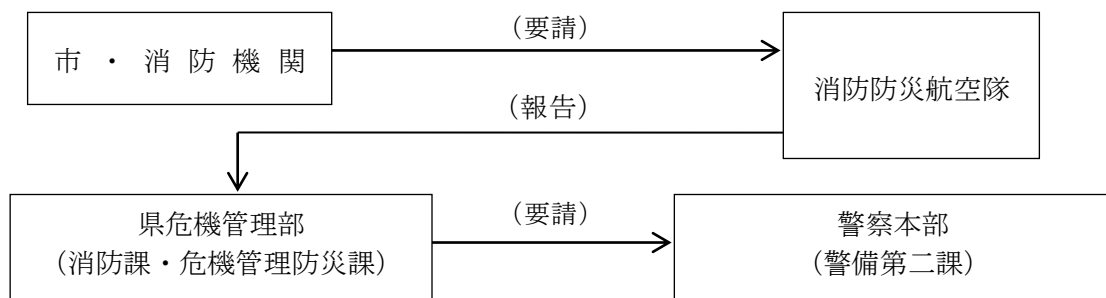


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(2) 県警ヘリコプター

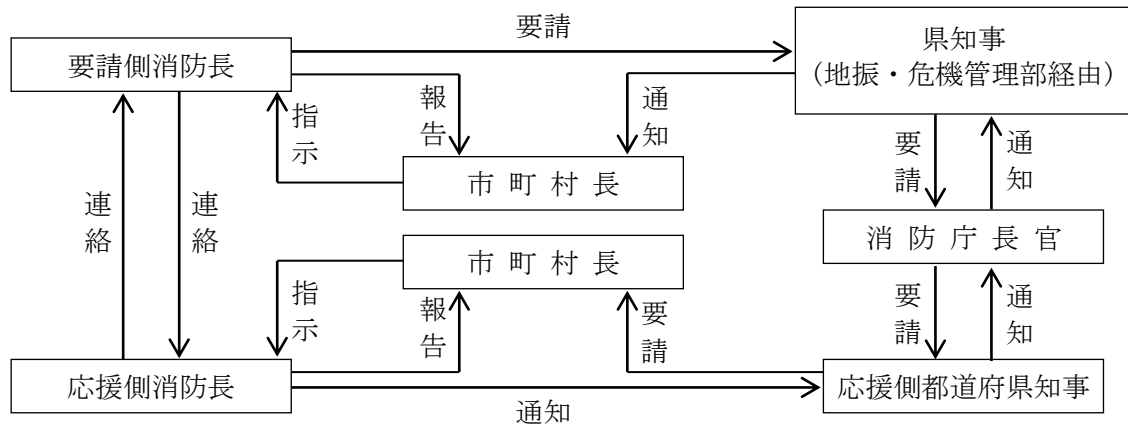
消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県危機管理部が県警ヘリコプターの出動を要請する。



(3) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

ア 広域航空応援要請手続



イ 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

- (7) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- (4) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

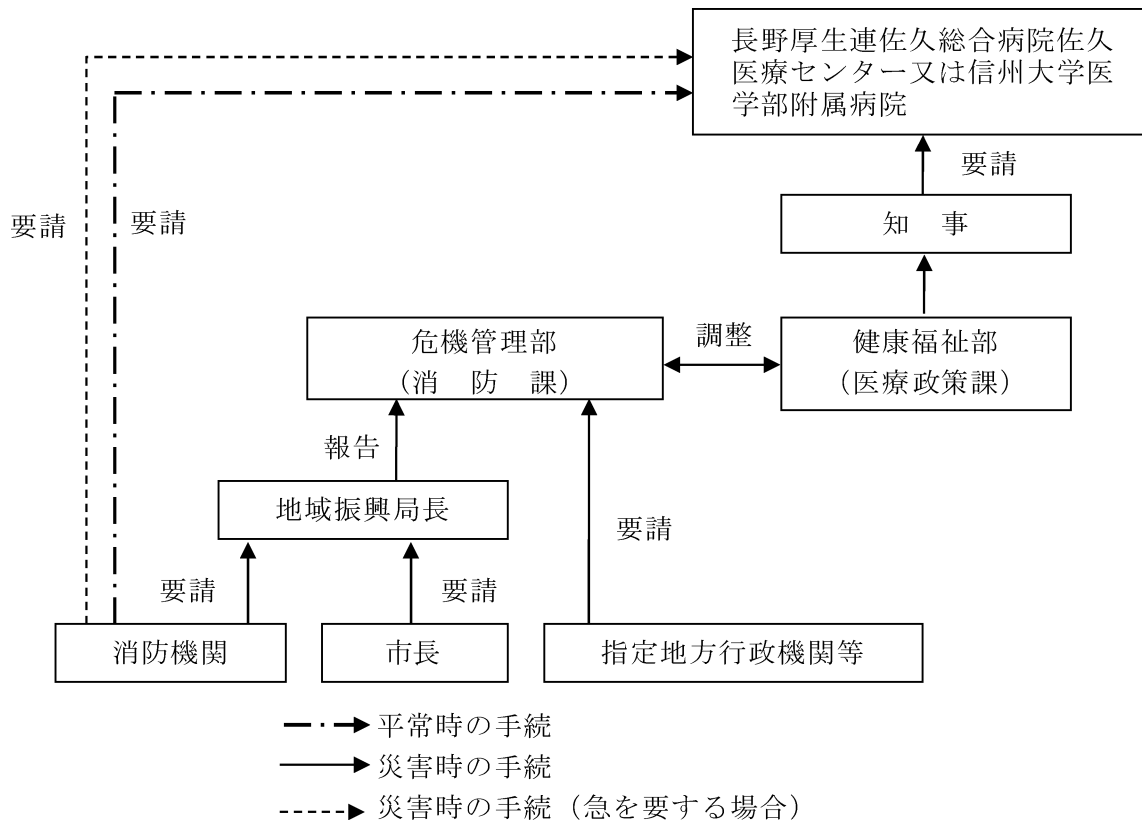
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(4) 自衛隊ヘリコプター

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



5 臨時ヘリポートの開設

市内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定に当たっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。

ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。

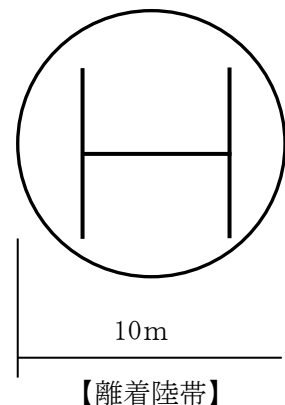
(1) 連絡事項

消防防災航空隊に次の事項を連絡する。

- ア 所在地（番地まで）
- イ 正確な位置（地図1／5万）
- ウ 離着陸帯、同周辺の見取り図（大きさ、障害物、付近の不時着適地等）

(2) ヘリポートの整備方法等

- ア 上空から確認しやすいよう、離着陸帯（直径約10m）を石灰等で表示する。
- イ 離着陸帯の中心から半径30mの範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）を撤去あるいは固定する。
- ウ ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。
- エ 各出入口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- オ 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から40～50m離し設置する。



カ 着陸に際しては、着陸帯から20～30m離れた風上側に誘導員を配置する。

(3) 避難所と共用する場合

災害の状況等により、避難所とヘリポートを共用する必要がある場合は、避難者を速やかに体育館等安全な場所へ誘導するほか、ヘリポートへの立入禁止を徹底し、避難者の安全を確保する。

6 市内ヘリポート等

(1) 市内ヘリポート等

〔資料6－1〕市内ヘリポート一覧表による。

(2) 市内拠点ヘリポート

県民須坂運動広場

第６節 自衛隊の災害派遣

第１ 基本方針

大規模な災害が発生したときには、市自らの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、災害対策基本法第68条の２の規定により県知事に対して自衛隊の派遣要請要求を行い、適切な救助活動を行う。

第２ 主な活動

項 目	担 当
(1) 自衛隊要請	総務部総務班・後方支援担当
(2) 派遣部隊との連絡調整	
(3) 部隊の撤収	
(4) 経費の負担	

第３ 活動の内容

１ 派遣要請

(1) 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索・救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助
水防活動	護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援

救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

2 要請の要件

市長は、次の場合に自衛隊の派遣要請を検討する。

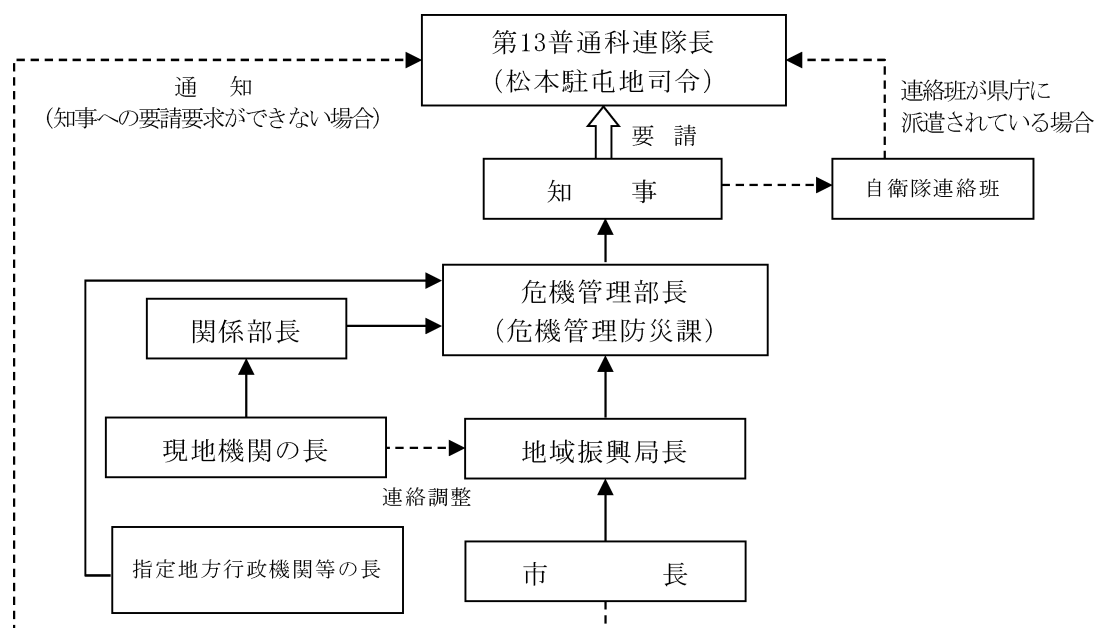
（自衛隊の災害派遣の要件）

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

3 派遣要請の要求手続

- (1) 市長〔災害対策本部設置後は本部長（担当は本部室総務班）〕は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長に派遣要請を求める。
- (2) 市長は、(1)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要請をする。
- (3) 市長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、同通知を行ったときは、速やかに知事にその旨を通知する。

■要請系統



■第13普通科連隊あて先・連絡先

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長

松本市高宮西1-1

連絡先

時 間 内	時 間 外
○第3科長 N T T 0263-26-2766 防災行政無線 81-535-79	○駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766 防災行政無線 81-535-61
F A X N T T 0263-26-2766 防災行政無線 81-535-76	F A X N T T 0263-26-2766 防災行政無線 81-535-62

4 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 災害派遣を要請した場合は、派遣部隊の効果的な活動を確保するため、県の現地連絡調整者に協力し以下の準備を行う。

- ア 本部事務所
- イ 宿泊施設
- ウ 資材置場、炊事場
- エ 駐車場
- オ ヘリポート
- カ 作業箇所及び作業内容
- キ 作業箇所別必要人員及び機材
- ク 作業箇所別優先順位
- ケ 資材の調達方法

- (2) 市長は、連絡交渉の窓口及び連絡責任者を明確にし、現地連絡調整者に報告する。

- (3) 派遣部隊に対する要請等は、全て現地連絡調整者を通じて行う。

- (4) 現地連絡調整者

県が災害対策本部を設置していない場合	地域振興局長等
県が災害対策本部を設置した場合	地方部長
県が現地本部を設置した場合	現地本部長 (県災害対策本部が定めた者)

5 派遣部隊の撤収

市長は、派遣部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

6 費用負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 救助・救急活動	消防部
(2) 医療救護活動	健康福祉対策部保健衛生班

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

消防機関、警察等関係機関が、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。また、大規模災害発生時においては、救急・救助需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(1) 実施責任者

災害時における救助・救急活動の責任者は、消防長とする。

(2) 活動体制

ア 被害状況の早期把握及び応援要請

消防本部・署は、警察署及び医療機関等と連携し、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請を行い、住民の安全確保を図る（応援要請は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に基づく。）。

ウ 効率的出動・搬送体制の確保

消防本部・署は、警察署及び道路管理者との連携並びに出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な活動を行う。

エ 効率的救助活動体制の構築

消防本部・署は、救助活動に当たり、警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接

な連携を図り、現場の状況に応じた迅速かつ効率的な救助を行う。

オ 的確な傷病者の搬送

消防本部・署は、救急活動に当たり、健康福祉対策部、警察署、医療救護班等との密接な連携により医療機関、救護所又は臨時救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

カ ヘリコプターによる搬送・救助の必要のあるときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」に基づき、また、自衛隊の派遣の必要のあるときは、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に基づき要請する。

キ 自発的な被災者の救助・救急活動

住民同士の又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療救護活動

災害のために医療機関の機能が停止し、又は著しく混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、応急的に実施する医療救護活動は次により行う。

(1) 総括責任者

被災者の医療救護活動は、健康福祉対策部長を総括責任者とし、現場にそれぞれ責任者を置く。

(2) 対象者

ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 助産を必要とする状態（災害日前後7日以内に分娩した者を含む。）にあるにもかかわらず、災害のため助産の途を失った者

(3) 救護所の設置

ア 災害対策本部は、災害及び被災者の状況を把握し、医療救護班本部と協議のうえ、関係機関と検討し、必要に応じて中学校等に救護所を設置する。

イ 人的被害が甚大な場合は、現地に現場救護所を開設して応急救護に当たる。

(4) 医療救護班の派遣

ア 災害対策本部は、必要に応じ、須高医師会・須高歯科医師会・北信薬剤師会（以下「三師会」という。）との医療救護活動に関する協定に基づき、医療救護班を編成し派遣するよう要請する。

イ 医療救護班の業務内容はおおむね次のとおりである。

(7) 傷病者の程度の判定

(4) 傷病者の搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定

(7) 傷病者に対する救急処置

(エ) 遺体の確認及び検案

(カ) 救護活動の記録

(カ) その他医療救護活動に関する必要な措置

ウ 医療救護班は、須坂市・小布施町・高山村と三師会において策定した須高地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、医療救護班本部と救護所に分かれて、それぞれ配置され

る要員により医療救護活動を行う。

(5) 医療救護班の役割

医療救護班本部は三師会と連絡を密にとり、救護所への参集要請を行う。救護所においては、三師会それぞれの役割に応じた医療救護活動を行う。

(6) 後方医療体制

ア 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合には、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

〔名簿－4〕市内の医療提供施設一覧表

〔名簿－5〕災害対応病院・災害用医薬品等備蓄事業者一覧表

イ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院への緊急輸送について県に要請する。

(7) 住民の応急救護活動

発災直後の応急措置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

(8) 医薬品等の確保

ア 県指定医薬品

県が指定した災害用医薬品の備蓄及び調達は、須高薬剤師会を通じて行う。

イ その他医薬品

世帯別被害状況の把握に基づき必要とされるその他医薬品については、市内業者からの購入により調達する（参照 第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」）。

ウ 輸血用血液

輸血用血液は、赤十字血液センターにおいて確保され、医療機関からの要請に基づき緊急輸送される。

長野県赤十字血液センター	長野市稲里町田牧1288－1 TEL 214-8070
--------------	-----------------------------

エ 県及び関係機関への応援要請

県指定医薬品及びその他医薬品について、必要に応じ県又は関係機関に対し備蓄医薬品等の供給を要請する。

(9) 整備書類

※須高地域災害時医療救護活動マニュアル資料編参照

※医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

多くの人的、物的被害を及ぼす火災への対応として、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携し、迅速かつ効果的に実施する。また、豪雨等による堤防その他の施設の損壊を警戒・防ぎよし、浸水などの被害への対策を図るため、水防活動を実施する。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 消防活動	消防部
(2) 水防活動	消防部

第3 活動の内容

1 消防活動

消防活動は、消防法、須坂市消防計画及び須坂市消防団規則により行う。災害発生時の活動は、災害規模等によるが消防長の命令により行う。

(1) 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生時には火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況などの情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模火災の発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎよ計画等により、重要防ぎよ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

(2) 動員、出動

ア 動員責任者

消防部員及び消防団員の動員は、消防部長及び消防団長が行う。

イ 動員の方法

消防部員及び消防団員の動員の方法は、電話及び直接伝達等の迅速確実な方法で動員し、緊急の動員は同報系防災行政無線、打鐘、サイレン等により行う。

なお、災害が発生し、又は災害の危険があることを知った非番職員及び団員は、進んで上司と連絡をとり、自らの判断により指定場所へ参集する。

〔資料7－6〕消防信号

ウ 出 動

(7) 消防署の出動区分

調査出動	火災の真偽が不明又は火災とまぎらわしい煙等を発見したとき
第1出動	火災覚知と同時に出動する

第2出動	最高指揮者は、次のいずれかにより出動を命ずる (1) 気象条件が一般火災条件を上回る場合 (2) 火災発生地点の燃焼力が大きい場合 (3) 覚知までの時間又は、消防隊到着までの時間が大きい場合 (4) 大規模建築物又は、危険物保有施設である場合
第3出動	最高指揮者が、第2出動後、なお火災の延焼拡大のおそれがあるとみとめるとき
特命出動	出動区分によらず最高指揮者の命令により出動する
応援出動	次のいずれかによって出動する (1) 長野県消防相互応援協定及び消防相互応援協定による応援要請を受けたとき (2) 緊急消防援助隊の応援要請を受けたとき (3) 姉妹都市等から応援要請を受けたとき

(イ) 出動部隊

	第1出動	第2出動	第3出動
須坂市 消防署	ポンプ車 当直隊 2隊	ポンプ車 非直隊 2隊	ポンプ車 非直隊 2隊

(ウ) 消防団の出動

消防署の出動区分に準ずるが、その区域は次による。

調査出動	消防署からその区域を管轄する消防団に火災の真偽が不明又は火災とまぎらわしい煙等を発見した場合、確認のため出動の要請があったとき
第1出動	火災発生地の分団及び隣接の部
第2出動	火災発生地の分団及び隣接の分団
第3出動	火災発生地の分団及び隣接の分団と出動命令を受けた分団

〔資料7－1〕消防団管轄区域及び出動区分計画

(3) 応援要請・応援部隊の誘導計画

ア 応援要請

市長は、速やかに被害状況等の把握を行い、消火活動に関して応援要請の必要があると認めたときは、他の市町村長等への応援を第2編第2章第4節「広域相互応援活動」、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

イ ヘリコプターの要請

第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」による。

ウ 応援部隊の誘導

応援を要請した際の応援部隊の誘導は次による。

- (7) 応援部隊の集結場所を指定し、地元消防団員による誘導員を派遣しておく。
- (4) 応援部隊の水利誘導は、延焼防止線に最も近く、水量豊富な自然水利又はプール、ため池、防火水槽等に誘導する。

(4) 火災防ぎょ活動

ア 火災防ぎょ活動

- (7) 火災の現場活動は、人命救助を第一とする。
- (4) 消火活動は、延焼阻止を主眼とする。

イ 消防水利の統制計画

各分団は、警戒区域ごとに自然水利の水量及び消火栓の給水能力、水压等を考慮して到着順に消火栓と自然水利とに区別した水利統制計画を定めておく。

なお、消火栓の火災現場における使用は、おおむね次のとおりとする。

第1到着隊 火点最寄り消火栓 1～2口

第2到着隊 火点最寄り消火栓で第1到着隊使用の下流又は同一水道管でないもの。

ウ 飛火警戒計画

飛火によって第2次、第3次の火災が続発し、大火になるおそれのある場合を予測して、各分団は警戒計画を樹立しておく。

- (7) 警戒部隊は、第2次出動、第3次出動による部隊又は応援部隊が当たる。
- (4) 警戒部隊は、高所における見張員を設けるほか、巡ら隊を計画する。
- (7) 警戒部隊は、常に風下方面に重点をおくよう計画する。

エ 防ぎょ線の計画

延焼拡大を防止するために、次により防ぎょ線の計画を樹立する。

(7) 防ぎょ線の区別

- a 小防ぎょ線 初期火災、輻射熱、飛火等を防止する延焼阻止線
- b 防ぎょ線 火災、輻射熱、飛火等を防止する延焼阻止線
- c 大防ぎょ線 大火災を防止する延焼阻止線

(4) 防ぎょ部隊の配置

- a 部隊（分団、部）の配置と担当方面の指定
- b 各部隊の受け持ち水利と誘導方法
- c 応援部隊の受入れ（集結）場所とその配置
- d 各部隊のホース延長数と進入路（部所）

2 水防活動

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合は、これを警戒し、防ぎょし、また、被害を軽減するため、「須坂市水防計画」に基づき、水防体制を確立し、水防活動を実施する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、情報の収集・提供を行い、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 避難受入れ活動	総務部総務班・情報作戦班、健康福祉対策部各班、社会共創対策部各班、まちづくり対策部まちづくり対策班、教育対策部各班
(2) 広域相互応援体制の確立	健康福祉対策部各班

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

- (1) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする避難情報の周知

要配慮者の態様に応じ、(株)Goolight、FMぜんこうじ、防災防犯メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

- (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

- (3) 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所の設置、あるいはホテル等の宿泊施設の借り上げを検討する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の装備具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 情報提供体制の確保

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(4) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

ア 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

イ 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

ウ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

エ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関、社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的、応急的な避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が必要になることが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

公安委員会、警察署、道路管理者と協力し、道路の被害・使用可否の状況、啓開状況、復旧状況等を相互に連絡し、共有する。陸上交通の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 緊急輸送活動の優先順位	総務部総務班、消防部
(2) 緊急交通路等の確保	総務部総務班、まちづくり対策部道路河川班
(3) 輸送拠点の確保	総務部総務班、後方支援班
(4) 輸送手段の確保	総務部総務班・後方支援担当・庶務財政班

第3 活動の内容

1 緊急輸送の対象活動及び優先順位

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮して行うものとし、原則として次の優先順位により実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急交通路等の確保

(1) 緊急交通路の確保

緊急交通路の確保は、県が主体となり、次の活動を実施する。

ア 災害時は、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否を判断する。

イ 緊急交通路を確保する必要がある場合、県公安委員会は、通行可能な緊急規制対象道路を緊急交通路と指定し、一般車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 被災した緊急交通路は、県警察が行う緊急交通路確保計画との整合を図りながら、関係機関との連携のもと第1次確保路線より、順次応急復旧を実施する。

(2) 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関との連絡協議の上、効率的な応急復旧を推進するものとし、市は次の区間について、応急復旧を実施する。

ア 緊急交通路接続道路の確保

市は、県が指定し確保する緊急交通路に接続する道路を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

イ 代替路線の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道、公共道路等で、指定道路に代わるべき道路を確保するものとし、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

(3) 重要交通路の応急復旧

避難所、物資輸送拠点等への接続道路の確保については、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」により実施する。

3 輸送拠点の確保

災害時の物資輸送拠点は、ヘリコプターによる物資の輸送の可能な場所を指定する。

また、各避難所での必要物資を的確に把握し、物資輸送拠点から避難所への円滑な輸送活動を実施する。

(1) 物資輸送拠点

ア 勤労青少年ホーム創造の家

イ 勤労青少年体育センター

(2) 拠点ヘリポート

県民須坂運動広場

4 輸送手段の確保

(1) 市所有車両

災害時における効率的な輸送を確保するため、市対策本部を設置した場合は、本部後方支援担当が車両（消防機関の車両及び各課等の特殊車両を除く。）を集中管理する。

(2) その他車両の調達

市において車両の確保が困難な場合は、次の順位により借り上げて実施するもののほか、地域振興局長又は自衛隊に応援を要請して車両の確保を図る。

ア 公共的団体の車両

イ 営業者の車両

ウ その他自家用車両

(3) 緊急通行車両の認定手続

ア 新規届出車両

災害時に緊急通行車両として、認定を受ける必要が生じた場合は、知事（地域振興局）、県公安委員会（警察署）に申出書を提出し、証明書、標証の交付を受ける。

イ 事前届出車両

「緊急通行車両事前届出要領」に基づき、県公安委員会に事前に申請し届出済証が交付

されている車両については、届出済証を県あるいは警察（警察本部交通規制課、警察署、検問所等）に提示し、証明書、標証の交付を受ける。

〔資料8－1〕緊急通行車両事前届出要領に基づく届出車両

〔資料8－2〕緊急通行車両標章

(4) 燃料の確保

本部庶務財政班は、緊急輸送車両の燃料の供給について、協定締結先である長野県石油商業組合北信支部に対して、優先給油を要請する。

(5) ヘリコプターの要請

ヘリコプターによる緊急輸送の活用が有効と考えられる場合は、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保する。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、生活に支障をきたし、自らの資力で除去が困難な者について、市により援助を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 障害物除去処理	市民環境対策部生活環境班、まちづくり対策部道路河川班
(2) 除去障害物の集積、処分	

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものについては市が除去し、被災者の保護を図る。

(1) 実施体制

ア 道路施設上障害物

道路法による道路における障害物の除去は、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」により、それぞれの管理者が実施する。

イ その他施設、敷地内の障害物

(ア) 原則として、その所有者又は管理者が実施するが、次に示す事項に該当する場合の障害物の除去は市長が実施する。

(イ) 災害救助法が適用されたときは、知事が実施するが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が実施する。

(ウ) 障害物の除去対象

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- c 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。

(2) 除去の方法

市長は現地に技術者を派遣し、地元消防団及び区民の協力を得て実施する。

障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 市内に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ 除去作業に際し重機、人員等の必要が生じた場合は、協定に基づき、須坂市建設業協会に応援を要請する。

ウ 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

2 除去障害物の集積、処分

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、関係機関の協力を得て、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(1) 集積場所の確保

市は、災害の状況により障害物等が多量に発生し、集積場所の設置が必要と認められるときには、用地管理者等と協議の上、おおむね次の場所を確保し、保管又は処分する。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対する適切な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適切な場所

ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(2) 障害物の集積、処分の方法

ア 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

イ 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 応援協力体制

ア 市内の各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ 集積・処分作業に際し重機、人員等の必要が生じた場合は、協定に基づき、須坂市建設業協会に応援を要請する。

ウ 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

第12節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 避難行動の原則を周知	総務部情報作戦班
(2) 避難行動の考え方の周知	総務部情報作戦班
(3) 防災気象情報等と避難指示等の連携	総務部情報作戦班
(4) 警戒区域の設定	総務部総務班、まちづくり対策部道路河川班、消防部
(5) 避難誘導活動	総務部情報作戦班・広報班、消防部
(6) 避難所を開設・運営	健康福祉対策部各班、社会共創対策部各班、教育対策部各班
(7) 住宅の確保	まちづくり対策部まちづくり対策班

第3 活動の内容

1 避難行動の原則

(1) 市の責務

市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確な判断を行い、躊躇することなく避難指示等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備を行わなければならない。

また、避難指示等がどのような考え方に基いているのか、居住地等の災害リスクや災害時のとるべき行動等について、居住者等一人ひとりや施設管理者が理解し、災害のおそれがある場合に適時的確に判断できるように、平時から周知徹底を図る取組を行う。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

(2) 居住者等の避難行動

居住者等は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識をもち、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準に災害に遭わないという思い込みに陥ることなく、自らの判断で避難行動をとることが原則である。

2 避難行動（安全確保行動）の考え方

(1) 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後におこるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。

命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性があるかを認識し、次の事項をできる限り明確にしておく。

- ①災害種別ごとに、どの場所にどのような脅威があるか。
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとればよいか。
- ③どのタイミングで避難行動をとることが望ましいか。

(2) 避難行動

居住者等は、ハザードマップ等を基に、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。なお、親戚や友人の家等の自主的な避難場所へと立退き避難する場合には、それらの安全性を各ハザードマップ等で確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して避難行動開始のタイミングを考えておく。

- ①指定緊急避難場所への立退き避難
- ②「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- ③「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

3 防災気象情報等と市が発令する避難指示等の連携

避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

警戒レベル	避難・防災気象情報	発令される状況	住民等がとるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	○災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	●指定緊急避難場所への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
警戒レベル4	避難指示	○災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル3	高齢者等避難	○災害のおそれあり	●高齢者等（避難行動に時間を要する要配慮者等）は危険な場所から避難する。 ●高齢者等以外の人にも必要に応じ避難準備、自主的避難のタイミング。
警戒レベル2	洪水・大雨注意報等〔気象庁が発表〕	○気象状況悪化	●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認、避難情報の把握手段を再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報〔気象庁が発表〕	○今後気象状況悪化のおそれ	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

(1) 実施機関

本部長（市長）ほか次の者は、災害により人命、身体 の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示等を行う。

住民に対して避難指示等を発令した場合は、関係機関へ報告又は通知する。

実施事項	実施責任者	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市 長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受け た職員	水防法第29条・地すべり 等防止法第25条	洪水及び地すべり災害 全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
	警察官職務執行法第4条	自衛隊法第94条	〃 〃
緊急安全確保	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	〃
	警察官	災害対策基本法第61条	〃
指定避難所の 開設、受入れ	市 長		

(2) 河川における避難指示等の発令

河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。

（河川における避難指示等の判断基準）

避難情報	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位の上昇が予想される場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水予報河川では、洪水の危険度分布で避難判断水位の超過に相当（赤）になった場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 水位観測所の水位が急激に上昇している場合

	② 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル4】 避難指示	洪水予報河川 千曲川	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合（急激な水位上昇により氾濫のおそれのある場合） ○洪水の危険度分布で氾濫危険水位の超過に相当（紫）になった場合 ○異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合
	水位周知河川 （県管理）鮎川、百々川、八木沢川、松川、灰野川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③ 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○豊丘ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合
	その他河川法 適用河川（洪水予報河川又は水位周知河川の支川）	○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合

	河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあり、浸水の状況が床上に及ぶ場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○洪水予報河川では、洪水の危険度分布で氾濫している可能性（黒）になった場合 ○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ○異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ○決壊や越水・溢水が発生した場合	

（洪水予報河川の基準水位）

河川名	観測所	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	計画高水位（m）
千曲川	杭瀬下	0.70	1.60	4.00	5.00	5.42
	立ヶ花	3.00	5.00	7.50	9.20	10.75
犀川	小市	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03

（水位周知河川の基準水位）

河川名	観測所	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
鮎川	鮎川橋（幸高町）	1.20	1.40	1.90	2.30
百々川	百々川橋（村石町）	0.70	1.40	1.70	2.40
八木沢川	八木沢川（南小河原町）	1.20	1.40	1.60	1.80
松川	松川橋（小布施町）	0.90	1.50	2.10	2.40

(3) 土砂災害における避難指示等の発令

ア 気象情報等の活用

長野地方気象台から大雨警報が発表され、かつ長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒区域等を巡視する等情報収集を強化する。

イ 避難指示等の発令

警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、避難指示等を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難指示等を発令することを基本とする。

(土砂災害における避難指示等の判断基準)

避難情報	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予想される場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ○土砂災害が発生した場合

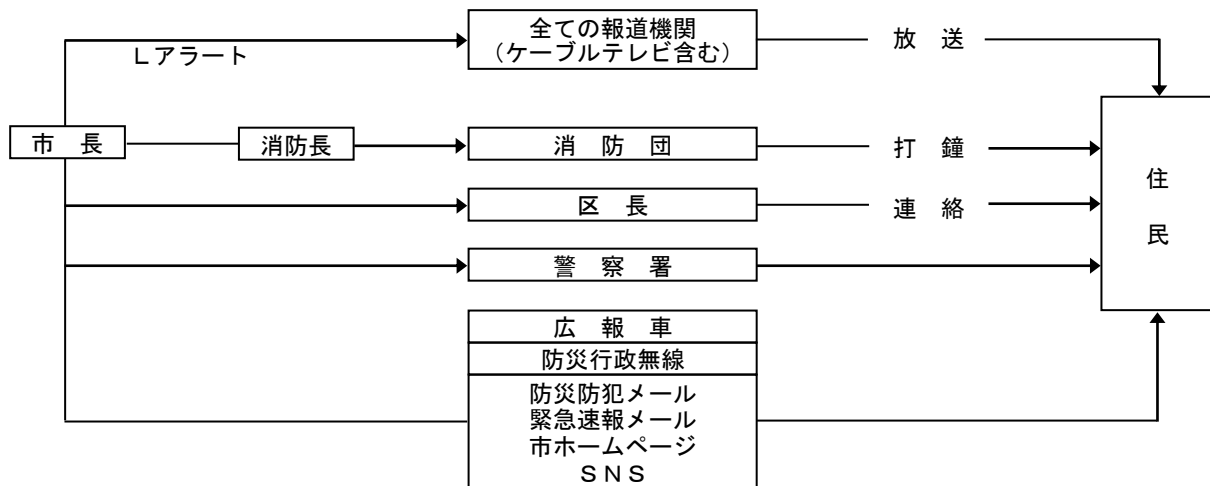
ウ 自主避難の呼びかけ

土砂災害においては、早期警戒・早期避難が重要であることから、住民に対し、前兆状況を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。

(4) 地域住民への周知

ア 地域住民への伝達

(7) 本部長は、関係者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等あらゆる広報手段を活用して伝達手段の多様化に努める。



(4) 避難の必要がなくなった場合も上記伝達方法により伝達を行う。

イ 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

- ・発令日時
- ・避難を要する理由
- ・対象地域
- ・避難先とその場所
- ・避難の時期・時間
- ・避難の経路または通行できない経路
- ・とるべき行動や注意事項
- ・危険の度合い

ウ 市長への報告

市長以外の実施責任者が避難指示等を発令したときは、直ちにその旨を市長に通報する。

4 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域の設定を行い、次のとおり実施する。

(1) 実施者及び実施者の措置

ア 市長（災害対策基本法第63条）

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りの制限、禁止及び退去を命じることができる。

イ 警察官（災害対策基本法第63条）

市長若しくはその委任を受けて職権を行う吏員が現場にいないとき又は市長から要求のあったときは、アの職権を行うことができる。この場合、その旨を市長に通知する。

ウ 自衛官

自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた自衛官は、市長若しくはその委任を受けて職権を行う者がその場にいない場合、アの執行ができる。この場合、その旨を市長に通知する。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命じることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 地域住民、関係機関等への周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び地域住民にその内容を周知する。

5 避難誘導活動

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員及び市長の指名する者が行う。この場合、誘導員は誘導員であることを標示する腕章又は灯火を携行する。

(2) 誘導の順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(3) 誘導の方法

ア 誘導に当たっての留意事項

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

イ 避難行動、要支援者の把握

避難者は、近隣の住民と助け合い、安全かつ速やかな避難行動を行う。市は、避難地域

における在宅の避難行動要支援者の被災状況や避難の状況を確認する。

6 避難所の開設・運営

市は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずる。

(1) 避難所の開設

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 避難所を開設した場合には、関係者等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に報告するよう努める。

(2) 避難所の応急措置及び仮設

ア 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

イ 指定避難所が使用不能又は収容しきれなくなった場合には、近くの公会堂、公民館、公共的団体の施設、寺院等を応急に避難所として使用するよう指定するものとし、これらの全てが不可能な場合は、天幕の設営又はバラックの仮設などの措置を緊急に実施する。

(3) 避難所の管理運営

ア 駐在員の派遣

指定避難所を開設し避難住民を収容したときは、直ちに各指定避難所に避難所担当職員を派遣し駐在させる。

駐在員は、「避難所運営マニュアル」により避難所を運営し、自治会、ボランティア、NPO等への避難所運営の協力を要請する。

イ 駐在員の事務

主な避難所運営の事務は次のとおり行う。

受入れ者等の把握	避難者受入れの際に「避難者名簿」に記入するよう指示する。また、「避難者名簿」から「避難者台帳」を作成し、避難者の入退所を管理する。また、自宅にて生活できるが、ライフライン等の停止により炊事等ができず食料の供給を受ける者について把握する。
水・食料、生活必需品等の請求、受け取り、配給	避難所の必要数を避難・文化班長（文化スポーツ課長）に連絡する。配給は、自治会等の自主運営にて行う。
運営の記録・報告	避難所の運営状況を毎日記録するとともに、避難・文化班長（文化スポーツ課長）あるいは避難・教育班長（学校教育課長）に毎日報告する。ただし、特別の事情のあるときは必要に応じて報告する。
避難所開設後の避難誘導	避難所開設後、災害の発生により避難の必要が生じた場合は、避難者と協力して、安全な場所に避難誘導を行う。

ウ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、ダンボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

エ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

カ 指定避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- キ 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- ク 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の様態に合わせ、次に掲げる事項に十分に配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (7) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
- (4) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (7) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (8) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (9) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- ケ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。
- コ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (4) 小・中学校等における対策
- ア 市内の小学校、中学校等が指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害の発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
- また、学校として教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- イ 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じて市に協力する。
- なお、市の駐在員が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
- ウ 児童・生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、児童・生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と児童・生徒のための場所を明確に区分する。
- (5) 社会体育施設における対策
- ア 市内の社会体育施設が避難所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに体育施設を開放する。そのために、夜間や休館日の災害の発生に備え、開錠の方法や施設予約者との連絡方法を周知徹底しておく。

イ 施設管理者は、避難所の運営について、協力する。なお、市の駐在員が配置されるまでの間の施設管理員の対応方法を周知徹底しておく。

ウ 施設管理者は、当施設が避難所になった場合、施設予約者に施設が使用不可能である旨を伝え、使用料等の清算をすること。

(6) 避難所以外避難者等への支援

避難所以外避難者等へも現物供給をするほか、情報等は防災行政無線や防災防犯メール等の伝達手段を利用して提供する。

ア 避難所以外避難者の支援

(7) 避難所以外避難者の状況調査

区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(4) 避難所以外避難者への支援

避難所以外避難者に対し、新たな避難先の提供、食料や物資の供給、避難者の健康管理、健康指導等を提供する。

イ 車中泊避難者への支援

(7) 車中泊避難者の状況調査

区や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所以外にいる車中泊避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

(4) 車中泊避難者への支援

車中泊避難者に対し、新たな避難先の提供、食料や物資の供給、避難者の健康管理、健康指導等を提供する。

ウ 避難所の統合・廃止

避難・文化班長（文化スポーツ課長）は、受入れ者の減少状況、住宅支援対策の進捗状況及び関係部との調整をもとに、本部長と協議し、避難所の統合又は廃止を行う。

7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な

役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

8 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用されない場合は、住宅の提供を行う。

(1) 災害救助法が適用された場合

県による仮設住宅建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

ア 県に対し、市公有地又は私有地の提供を行う。私有地を提供する場合は、市長は土地所有者と賃貸契約を行い、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

イ 被災者の状況調査を実施し、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

まちづくり対策部長を総括責任者として、次の措置を行う。

市により、仮設住宅の建設を図るものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

ウ 応急仮設住宅について

(7) 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯の3割以内

(イ) 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。なお、私有地を利用する場合は、事前に3年程度の土地使用契約を締結する。

(ウ) 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、おおむね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たりの平均価格は県の基準以内とする。

(エ) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力では住宅の確保ができない者等を、民生対策部長と協議し選定を行い、貸与期間は2年以内とする。なお、入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

エ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

9 被災者等への的確な情報伝達

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するように努める。

- (1) 市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめこまやかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 市は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努める。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (4) 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、住所を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- (5) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切な情報提供を行う。
- (6) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速

かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

- (7) 市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼす。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 孤立地域の把握	総務部情報作戦班、市民環境対策部市民班
(2) 救助・救出対策	総務部情報作戦班、健康福祉対策部福祉救護班、消防部
(3) 通信の確保	総務部総務班
(4) 食料品等の搬送	総務部総務班
(5) 道路の応急復旧	まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

1 孤立が予想される地域の実態把握

孤立の実態を把握するため、市民班長（市民課長）は、道路の被害状況等から孤立が予想される区長に対し、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶、住民の被害状況を確認し、本部室長に連絡する。

本部室は、収集した孤立地域に関する情報を、県に対して速報する。

2 救助・救出対策

(1) ヘリコプターの要請

孤立地域への支援のため、県を通じて県消防防災ヘリコプターや自衛隊等の出動を要請する。また、ヘリコプター着陸可能場所とヘリコプター運行計画を協議する。

(2) 情報の収集

孤立地域内の傷病者、要配慮者、観光客等の情報を収集する。要配慮者がいる場合は、容態、人数等に関する情報を収集し県に報告する。

(3) 救助・救出

傷病者を最優先で救出を行う。あらかじめ救出された場合の傷病者の搬送先、搬送手段について準備をする。倒壊家屋等による要救出者がいる場合は、資機材をヘリコプターで搬送し、救助作業にあたる。

孤立地域内での生活が困難な場合、土砂災害等の危険がある場合は、ヘリコプターによる避難・救出活動を行う。

3 通信の確保

防災行政無線、消防・救急デジタル無線、職員の派遣など、あらゆる手段を使って、情報伝達・通信の確保に努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、う回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

なお、災害発生当初は、地域内の備蓄食料や住民が所有する食料を融通しあって生活することを原則とする。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、被災地の状況をいち早く把握し、国から供給されるまでの間、備蓄食料を被災者等に供給する。また、災害時の応援協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 初動期の対応	総務部後方支援担当、産業対策部各班
(2) 応急期の対応	総務庶務財政班、健康福祉対策部福祉救護班、社会共創対策部各班、教育対策部各班

第3 活動の内容

1 初動期の対応

- (1) 災害発生から3日間は、住民の非常持出し食料、市の備蓄食料、災害時食料供給協定事業者等からの食料で必要な食料を賄うこととする。

また、社会共創対策部避難・文化班は、食料不足も想定し、必要量を総務部、教育対策部の協力により把握したうえで、食料を確保し、必要な場合は、供給を行う。

- (2) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2 応急期の対応

社会共創対策部避難・文化班は、食料の必要量を、教育対策部避難・教育班、総務部、自主防災組織・区長等の協力により把握するとともに、食料確保供給計画を策定し、食料の確保及び供給を行う。

- (1) 食料供給対象者

食料供給対象者		食料必要量把握担当
被災者	避難所に受け入れられた者	避難・文化班、避難・教育班
	住家が全焼、全壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者	避難・文化班、避難・教育班

災害応急対策活動従事者	総務部後方総務班
その他本部長が必要と認めた者	総務部総務班

(2) 食料の確保・輸送

社会共創対策部長と総務部庶務財政班は協力して、災害時食料供給協定事業者等に主食（にぎり飯、弁当、パン等）、副食品、粉ミルク等の供給や自衛隊の炊き出しを要請する。

食料が不足する場合や災害救助法が適用された場合は、県知事に対し備蓄食料や、流通備蓄食料の供給や輸送を要請する。

また、健康福祉対策部福祉救護班は、自治体、団体等から寄せられる救援物資を受け入れ、その活用を図る。

供給先への食料の輸送は、災害時食料供給協定事業者等に要請する。

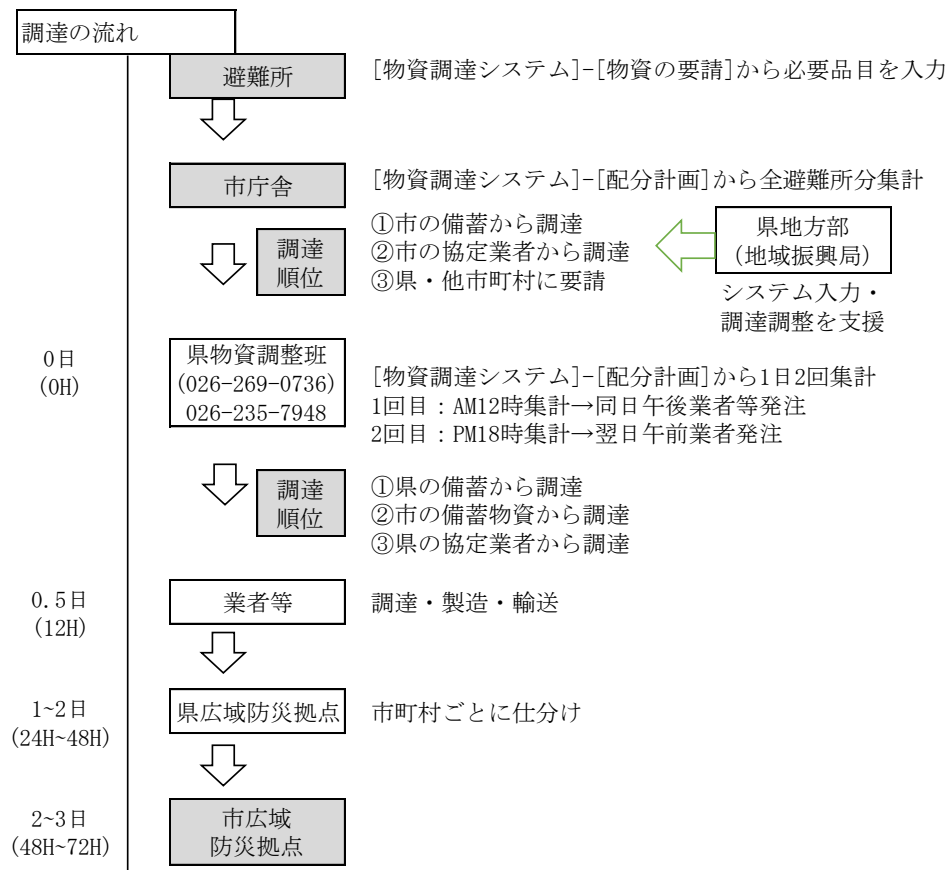
(3) 食料の供給

食料の供給先は、被災者向けは避難所とし、各避難所責任者は必要に応じてボランティア等の協力を得て配布する。

(4) 炊き出し

各避難所の意向により炊き出しを行う場合は、市は可能な限り支援する。炊き出し作業は、自主防災組織・区、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、停電時も給水できる水道施設で確保された水により行うこととし、市のみでは飲料水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市が給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害等相互応援要綱により他市町村が行う給水応援を受ける。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 飲料水の調達	水道対策部各班
(2) 飲料水の供給	

第3 活動の内容

1 総括責任者

飲料水の調達供給は、水道対策部長を総括責任者として実施する。

2 飲料水の調達

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池の貯留水、伏流水等の水源施設から確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

(1) 市が実施する対策

ア 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置を借り上げ揚水し、飲料水の確保を行う。

ウ 市で対応が困難な場合は、相互応援協定による他市町村からの応急給水により調達する。

(2) 住民が実施する対策

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

3 飲料水の供給

(1) 市が実施する対策

ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ 給水用具の確保・確認を行う。

エ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

オ 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

カ 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

(2) 供給対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(3) 給水基準

飲料水は、1人1日3リットルを基準として初期供給する。

(4) 給水方法

備蓄している給水タンク等により、避難場所及び定めた給水所で供給する。

(給水車 (2,000 L)、給水タンク (1,000 L)、給水ポリタンク (20 L)、非常用飲料水袋 (6 L)、非常災害用浄水機)

(5) 応援要請

市の施設で給水不能の場合及び市の能力では搬送給水が困難な場合は、長野県水道協議会、自衛隊、民間等の協力を得て搬送給水を実施する。

(6) 上水道施設の現況

[資料10－1] 上水道施設の現況

第16節 生活必需品の調達供給活動

第１ 基本方針

災害発生後の住民の避難所での生活必需品については、被災状況等に応じて、必要な物品を迅速かつ効率的に調達し、供給を行う。

このため、生活必需品の調達・輸送・供給に関して体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第２ 主な活動

項 目	担 当
生活必需品の調達供給活動	総務部庶務財政班、健康福祉対策部福祉救護班

第３ 活動の内容

１ 総括責任者

被災者に対する生活必需品等の調達供給は、健康福祉対策部長を総括責任者として実施する。

２ 給与又は貸与の対象者

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失、埋没及び床上浸水であって、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

３ 需要の把握

生活必需品の需要の把握は、第２編第２章第14節「食料品等の調達供給活動」に準じて行う。

４ 配給品目

次の８品目を目安とし、状況に応じて決定する。

- (1) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業着、洋服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（はし、茶わん、皿、ほ乳瓶等）
- (7) 日用品（石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉、トイレットペーパー等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

５ 給与又は貸与のための費用限度額

被害を受けた世帯等に対しては、災害救助法（県の基準）によるほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例による。

6 供給先

第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」に準じて行う。

7 生活必需品の調達

第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」に準じて、県及び協定事業者等から確保を行う。

8 配布

第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」に準じて行う。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災者の健康の確保を目的に、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 保健衛生活動	健康福祉対策部保健衛生班
(2) 感染症予防対策	

第3 活動の内容

1 総括責任者

災害発生時の保健衛生、感染症予防活動は、健康福祉対策部長を総括責任者とし実施する。

2 保健衛生活動

県と協力し、被災地区、避難所等において、主に次の内容の保健衛生活動を実施する。

- (1) 被災者の避難状況を把握し、健康福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳に反映する。
- (2) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保険情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。
- (5) 歯科衛生士の派遣による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。

3 感染症予防対策

(1) 災害防疫活動

県、医師会等と協力し、防疫活動実施のための防疫班を編成し、災害防疫活動を実施する。

- ① 予防教育及び広報活動の強化
- ② 清掃及び消毒方法の指導
- ③ ねずみ族、昆虫等の駆除
- ④ 生活用水の使用制限及び供給等
- ⑤ 避難所への防疫指導
- ⑥ 臨時予防接種を実施

(2) 避難所の衛生管理活動

社会共創対策部避難・文化班、教育対策部避難・教育班と協力し、避難所の避難者責任者に対し、避難所の良好な生活環境を保持するための衛生管理指導を行う。

①避難所の過密状況の把握

②適正なゴミの排出・保管・清掃等のルールの設定

③シャワー施設、トイレの衛生管理

④避難所における感染症の感染対策の徹底

(3) 感染症発生時の措置

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類から三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる動向が認められる場合は、長野保健福祉事務所と連携して対応する。

イ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む五類感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(4) 食品衛生対策

県と協力し、必要に応じて飲料水、提供食品の検査を行い、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体に要請する。

第18節 遺体対策等の活動

第1 基本方針

災害時において、警察と協力し行方不明を把握し、搜索を警察署、消防機関等の協力のもとに実施する。災害により多数の遺体が生じた場合、適切な対応を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 行方不明者の把握・搜索	総務部総務班、市民環境対策部市民班、消防部
(2) 遺体の安置及び対応	市民環境対策部各班

第3 活動の内容

1 行方不明者の把握・搜索

(1) 行方不明者の把握

総務部、市民環境対策部市民班は、警察と協力し、所在の確認できない住民に関する問合せや、行方不明者の搜索依頼・届出の受付及び要搜索者名簿の作成を行う。

(2) 行方不明者の搜索

総務部は、警察、消防本部・消防署、消防団等と協力し、要搜索者名簿に基づく行方不明者搜索を人員、機械器具を確保して行う。また、必要に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。

2 遺体の安置及び対応

(1) 遺体安置所の選定

災害により多数の遺体が生じた場合、市民環境対策部生活環境班は、警察署長と協議し、被害状況を考慮し、公共施設等で遺体の安置に適切な場所を選定する。

(2) 遺体安置所の設置

市民環境対策部生活環境班は、遺体安置所を設置する。遺体安置所に必要な納棺用品、ドライアイス等の葬祭用品や納棺作業員の確保については、葬祭事業者等に協力を要請する。

なお、適切な遺体安置所を確保できない場合等については、総務部と調整し、一時的な屋外施設（テント等）を設置する。

(3) 遺体の対応

発見された遺体については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則）の規定による検視又は検案を行う。遺体の対応は、警察署と連携をとり、必要に応じて葬祭事業者等に委託し、地元の協力を得て行う。市民環境対策部生活環境班は、遺体の収容、検案、安置及び引渡しを行う。

身元引受人が見つからない遺体については、警察署、区長等の協力を得て、身元引受人の発見に努める。

(4) 埋火葬の相談

市民環境対策部市民班は、遺体安置所で遺体の引渡しを受けた遺族等から埋火葬許可証の交付及び埋火葬等に関する相談に応じる。

(5) 埋火葬の実施

身元不明の遺体は、手続きを完了後、埋火葬を行う。

遺体遺留品等保管場所を設置し、遺骨及び遺留品等を一時保管する。

遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

ごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) ごみ、し尿処理対策	市民環境部生活環境班
(2) 廃棄物処理の広域応援	

第3 活動の内容

1 総括責任者

災害時における被災地の清掃は、市民環境対策部長を総括責任者として実施する。

2 ごみ、し尿処理対策

被災地における衛生的環境を確保するため、散乱したごみ、し尿等を速やかに処理し、環境衛生の万全を図るため、廃棄物の処理活動を行う。

(1) 清掃班の編成

通常行っている須坂市委託清掃協同組合及び㈱環境クリエーションに対し災害現場へ集中するよう協力を依頼する。必要に応じて臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

ア ごみ処理班

須坂市委託清掃協同組合及び㈱環境クリエーションに対し、被害地域を重点的に収集するよう、協力を依頼する。

イ し尿処理班

㈱環境クリエーションに対し、被害地域を重点的に収集するよう、協力を依頼する。

(2) 収集と処理

生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

ア ごみの収集と処理

(7) 残廃物の収集

食物の残廃物を優先的に収集する。

(4) ごみの処理

a ごみの処理は焼却場のほか必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行う。

b 粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速や

かに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

- c 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。

イ し尿の処理方法

し尿処理は、し尿処理施設で行う。

(3) 野外仮設トイレ等の設置

被災地に仮設トイレを必要とする場合は、(株)環境クリエーションに設置を要請する。

なお、野外仮設トイレを設置する場合は、立地条件を考慮し漏洩等による地下水への汚染のない場所を選定して設置する。また、閉鎖に当たっては、完全に消毒する。

(4) 費用関連事務

被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに長野地域振興局環境課へ報告する。

3 廃棄物処理の広域応援

(1) 県又は関係機関への応援要請

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、県又は関係機関に広域的な応援の要請を行う。

(2) 隣接市町村への応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 社会秩序の維持	市民環境対策部市民班
(2) 物価の安定、物資の安定供給	産業対策部産業連携開発班、商業観光班

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、市は、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等を実施する。

2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被害者の経済的生活の安定に寄与する。

(1) 市が実施する対策

ア 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 適正な価格又は条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報提供を行う。

エ 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(2) 企業が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

(3) 住民が実施する対策

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 危険物施設の応急対策	消防部
(2) 毒物・劇物施設の応急対策	
(3) 放射線物質貯蔵施設の応急対策	
(4) 火薬類取扱施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、石綿使用建築物等の応急対策	

第3 活動の内容

1 危険物施設応急対策

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる（消防法第12条の3）。

(2) 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等を行う。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するととも

に、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(4) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(7) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(4) 消防機関による活動内容

ア オイルマット、積土のうによる流出危険物の拡大防止

イ 消火活動及び延焼防止

ウ 避難もしくは避難の指示等

エ 周辺住民に対する広報

(5) 危険物施設等関係者が実施する対策

危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又はそのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 放射性物質使用施設応急対策

風水害発生時において、放射性物資を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流

出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

また、火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者と連携し消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線防護服等を装備し、放射線障害に備え次の応急活動を行う。

- (1) 消火活動及び当該放射性物質への延焼防止
- (2) 警戒区域設定による立入制限
- (3) 避難もしくは避難の指示等
- (4) 汚染の拡大防止及び除染
- (5) 医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
- (6) 地域住民等に対する広報

4 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の監視等が必要なため次の措置をとる。

- (1) 関係機関と連携し危険区域住民の避難誘導を行うとともに、危険区域内への立ち入りを禁止する。
- (2) 移動可能な火薬類の他施設への移動等について施設管理者に対して要請する。

5 高圧ガス施設応急対策

風水害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

- (1) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。
- (2) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

6 液化石油ガス施設応急対策

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動について施設管理者に要請する。

- (1) 延焼のおそれがある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう住民、関係機関に指導する。
- (2) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

7 石綿使用建築物等応急対策

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する関係機関に要請し、周辺住民の安全を確保する。

第22節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止を重点に応急対策を推進する。

第2 主な活動

項 目	担 当
電気施設応急活動	総務部総務班

第3 活動の内容

1 二次災害防止

- (1) 県及び中部電力パワーグリッド(株)からの要請に基づき、CATV、防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行う。
- (2) 中部電力(株)パワーグリッドは、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。

ア 停電による社会不安除去に関する事項

- (7) 停電の区域
- (4) 復旧の見通し

イ 感電等の事故防止に関する事項

- (7) 垂れ下がった電線に触れないこと
- (4) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

ウ 送電再開時の火災予防に関する事項

- (7) 電熱器具等の開放確認
- (4) ガスの漏洩確認

第23節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

項 目	担 当
上水道施設応急活動	水道対策部各班

第3 活動の内容

1 上水道施設応急復旧計画

応急復旧は、既設施設の修理又は仮設管の布設により行うものとし、被害の状況、作業の難易、復旧能力などを考慮して決定する。また、災害その他緊急時における出動協力に関する協定書に基づき、須坂市水道工事協同組合に出動を要請する。

なお、市の能力のみで応急復旧が困難な場合は、他市町村、建設業者、管工事業者等の応援を得て行う。

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被害の状況により支援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

第24節 下水道施設等応急活動

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、水害等の災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、水害等による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

項 目	担 当
下水道施設等応急活動	水道対策部各班

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

- (1) 市が管理する下水道施設について、その被害状況を早急に、しかも、的確に把握する必要があるため、下水道台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。
- (2) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

2 応急対策の実施体制

発災後は速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。

(1) 市が実施する対策

- ア 速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。
- ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

3 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

市は、応急機材等の活用を図るほか、災害その他緊急時における出動協力に関する協定に基づき、須坂市水道工事協同組合、公益財団法人日本下水道管路管理業協会中部支部長野県部会へ出動を要請し、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

(1) 市が実施する対策

ア 管渠

(7) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

(4) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ ポンプ場

停電によりポンプ場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場の機能回復に努める。

ウ 下水道復旧に際しての応援要請

本部長は、下水道施設に被害が発生し緊急に対応する必要が生じた場合は、災害その他緊急時における出動協力に関する協定に基づき出動を要請する。

(2) 関係機関が実施する対策

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、本部長の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

(3) 住民が実施する対策

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合は、これに協力する。

第25節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時における通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

第2 主な取組み

項 目	担 当
(1) 防災行政無線等通信施設の応急活動	総務部総務班
(2) 電気通信施設の応急活動	
(3) 放送設備の応急活動	

第3 活動の内容

1 防災行政無線等通信施設の応急活動

- (1) 関係業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間かかることが予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 市が保有する通信手段が使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

2 電気通信施設の応急活動

- (1) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)等と連携し、各社が実施する電気通信施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置、携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しが実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。
- (2) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)等は、災害発生時に被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置、携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出し等により、被災者関係の情報提供に努める。

3 放送施設の応急活動

放送事業者は、地震等が発生した場合には、放送施設の復旧など必要な措置をとる。

第26節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

第2 主な活動

項 目	担 当
鉄道施設応急活動	総務部総務班

第3 活動の内容

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

1 基本方針

(1) 長野電鉄㈱

災害が発生した場合、社規程の鉄道災害対策要綱により対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに災害対策活動に入るとともに被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、早期復旧と輸送の早期再開を図る。

2 実施計画

(1) 長野電鉄㈱が実施する対策

ア 災害対策本部の設置

イ 本部は、次の業務を行う。

(ア) 被害情報の収集と本部への伝達

(イ) 職員の非常召集

(ウ) 災害箇所の調査及び報告

(エ) 応急復旧工事用機器資材の調達

(オ) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配

ウ 災害復旧に当たっては、早期復旧に全力をつくし危険個所の点検後、安全を十分に確認したのち運送業務に当たる。

第27節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 災害広報	総務部総務班・広報班
(2) 報道対応	総務部広報班
(3) 災害相談	

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 災害広報責任者

災害広報責任者は、通常は総務課長とし、災害対策本部設置後は、総務部広報班長（政策推進課長）とする。

(2) 広報資料の収集

広報資料の収集は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」により、総務部（本部室）が収集した情報資料とするが、必要に応じ被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。

なお、取材員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(3) 広報活動

可能な限り多くの媒体を活用し、住民等へ情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、広報車、同報系防災行政無線の利用及びチラシ等、可能な限り多く

の媒体を活用し、情報を提供する。

イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、同報系防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、ＣＡＴＶ、広報車等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

なお、広報車は、市広報車、消防本部広報車の順に利用する。

ウ 広報の内容

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害の防止に関する情報
- (ロ) 避難所・経路・方法等に関する情報
- (ハ) 医療機関等の生活関連情報
- (ニ) ライフラインや交通施設・公共施設等の復旧情報
- (ホ) 交通規制等の状況に関する情報
- (ヘ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (コ) 安否情報
- (ク) その他必要と認められる情報

(4) 報道機関に対する発表

被害状況及び対策等の情報について、必要の都度報道機関に対し発表を行う。

発表は原則として議会事務局長（災害対策本部設置後は本部副室長）が行うが、必要により担当部課等（担当部）ごとに資料を提示して発表する。

(5) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。

また、緊急を要する事態を記録した写真、ビデオ等は、速やかに県に送付する。

(6) 放送（テレビ・ラジオ）要請

緊急警報放送システムの実用化に伴い、災害対策基本法第57条に基づく緊急放送を行う必要がある場合は、地域振興局を経由の上、知事に要請する。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行うとともに、個人情報に配慮する。

なお、必要に応じて専用電話・ファックスを設置する。また、状況によっては相談窓口を設け、相談職員の配置を行う。

第28節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

土砂災害等が発生した場合又は防災施設の損傷等により災害の発生が予想される場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう早急かつ適切な判断により、応急対策を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
土砂災害等応急対策	まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

1 崖崩れ等応急対策

関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により崖崩れ等の発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、早急な監視体制の整備を県、関係機関に要請するとともに、警戒避難に関する情報を住民へ提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。
- (2) 崖崩れ等の被害拡大を防止するための応急措置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

2 土石流対策

関係機関、地域住民等との連絡、派遣職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。
- (2) 二次災害に備え、県からの警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

風水害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 建築物被害把握と応急対策	総務部庶務財政班、まちづくり対策部まちづくり対策班
(2) 文化財被害把握と応急対策	社会共創対策部避難・文化班

第3 活動の内容

1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
- (2) 被害状況により建物の応急危険度判定体制を整えるため、公益社団法人長野県建築士会などの支部及び一般社団法人長野県建築士事務所協会須高支部に協力要請するほか、応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

(1) 市が実施する対策

ア 被害の状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。

イ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

ウ 住宅の応急修理

必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

(2) 建物の所有者等が実施する対策

ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに建築物等の被害状況を把握し、必要な処置を講ずる。

イ 安全性が確保されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

ウ 住宅の応急修理

災害により住家に被害を受け、生活の維持が困難な者に対し、次の基準により応急修理

を実施する。

(7) 実施責任者

まちづくり対策部長を総括責任者とする。

(4) 対象者

災害のため住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

(5) 修理方法

自らの資力をもってしては補修ができない者で、修理部分は一般的に居室、炊事場及び便所とする。

(6) 修理対象戸数

半焼、半壊世帯の3割以内

(7) 修理費用及び機関

修理費用は、一戸当たり県の基準以内とし、災害発生後1か月以内に完工する。

3 文化財

文化財は重要な財産であるので、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(1) 市が実施する対策

ア 市文化スポーツ課は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

(2) 所有者が実施する対策

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市文化スポーツ課へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市文化スポーツ課の指導を受けて実施する。

エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市文化スポーツ課等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第30節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況を把握し、必要に応じ、迂回路の選定、交通規制の措置をとるとともに、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行い、安全かつ円滑な交通機能を確保する。

第2 主な活動

項 目	担 当
道路・橋梁等の応急対策	まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

1 警戒巡回の実施

(1) 出動待機

災害の発生が予想されるとき又は災害対策本部が設置されたときは、迅速に出動体制を整え待機する。

(2) 警戒巡回

災害により警戒の必要が生じ、又は災害の発生が予想されるときは、車両等の派遣により警戒巡回を実施する。

(3) 県への報告

市内の道路及び橋梁等について、被害が認められた場合は、速やかに県に報告を行う。

2 道路交通の規制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに道路の保全、安全通行の確保のために必要があると認めるときは、交通の規制を実施する。

(1) 実施区分

道 路 管理者	国道知事（委任） 県道 知 事 市道 市 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合（道路には農道、林道を含む。）
警 察	公 安 委 員 会 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めた場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めた場合 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合

(2) 実施方法

ア 発見者の通報

道路施設の被害を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、直ちに道路管理者又は所轄の警察署に通報する。

イ 道路管理者

通報を受けた道路管理者又は被害を発見した道路管理者は、迅速に規制を実施するとともに、規制標識、規制広報、迂回路の指示及び警察への通報を実施する。

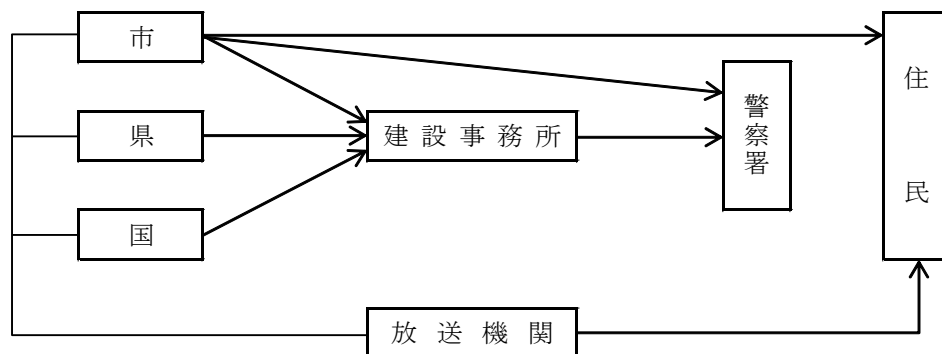
ウ 警察機関

通報を受けた警察機関は、速やかに正規の規制標識を設置し、規制に必要な指導を現地において実施する。

(3) 規制の報告及び広報

規制を行ったときは、次の要領により報告、通知及び広報を実施する。

ア 系 統



イ 報告、通知事項

禁止の制限、区間、期間、理由、迂回路等の有無等

3 重要交通路の確保

災害時、県及び関係機関により緊急交通路が指定されたときには、第2編第2章第10節「緊急輸送活動」により、優先してその応急復旧、代替路線の確保等を実施する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに調査し、災害応急措置をとる。重要交通路の確保は次の順とする。

(1) 市外との連絡道路

国 道	403号、406号
主要地方道	須坂中野線、長野須坂インター線、豊野南志賀公園線
一般県道	村山綿内停車場線、村山小布施停車場線、相之島高山線

(2) 市内各地区

一般県道	須坂停車場線、須坂中野線、新田春木線、五味池高原線、米子須坂線
------	---------------------------------

市 道	須坂駅南原線(1-1)、芝宮米持橋線(1-2)、常盤町下八町線(1-3)、高梨小山線(1-5)、園芸高校井上線(1-6)、須坂駅西口線(1-7)、村山塩川線(1-8)、馬場町沼目線(1-9)、高畑沼目線(1-10)、高梨小島線(1-14)、須坂駅旭ヶ丘線(1-15)、村山八町線(1-17)、九反田十九ヶ塙線(1-18)、井上小学校福島線(1-19)、高甫南原線(1-21)、坂田本郷線(657)、本郷松川線(1-22)、仁礼豊丘線(1-23)、東中学校塩野線(1-24)、峰の原線(1-30)、井上松宮中島線(2-70)、本郷宮原滝ノ入線(813)
-----	---

(3) その他道路

市 道	・ 一級河川千曲川右岸の村山橋から一級河川松川までの堤防道路 ・ 一級河川松川左岸の一級河川千曲川から大豊橋までの堤防道路 ・ その他の市道
-----	--

(4) 重要橋梁

市 道 橋	百々川新橋(1-17)、米持橋(1-6)、高甫橋(1-3)、臥竜橋(1-21)、九反田橋(1-17)、中鮎川橋(1-6)、参宮橋(2-73)、夏端橋(1-24)
-------	--

4 関係団体との協力

(1) 須坂市建設業協会への協力要請

道路の応急復旧作業に伴い、建設重機や人員等に関し応援の必要が生じた場合は、須坂市建設業協会と締結した災害時における復旧協力に関する協定に基づき応援要請を行う。

(2) その他公共団体等への応援要請

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合は、災害時相互応援協定等に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第31節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

災害による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- (1) 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- (2) 水防上必要な資器材の調達体制
- (3) 水門の適切な操作
- (4) 市町村における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

項 目	担 当
河川施設等の応急対策	まちづくり対策部道路河川班

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

2 ダム施設応急対策

異常出水が生じた場合、大規模地震が発生した場合、ダム施設に障害が生じた場合、またはそのおそれのある場合には、速やかに臨時点検を実施する。

その結果、ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置をとり安全を確保する。

- (1) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

風水害の場合、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、二次災害の発生に備える必要がある。関係機関等との密接な協力・連携のもと、災害発生後の適切な対応により被害を最小限に抑えるよう努める。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 道路・橋梁等の二次災害防止	まちづくり対策部道路河川班
(2) 危険物施設の二次災害防止	消防部
(3) 河川等施設の二次災害防止	まちづくり対策部道路河川班
(4) 山腹・斜面等の二次災害防止	産業対策部農林班、まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 道路・橋梁等の構造物については、第2編第2章第30節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。
- (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

3 河川施設等の二次災害防止対策

河川施設等については、第2編第2章第31節「河川施設等応急活動」に基づき、県、関係機関との連携・協力のもと、速やかに被害状況等を把握し、避難誘導や応急復旧等必要な措置を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

- (1) 大雨等により地盤に緩みが生じた場合、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などに注意する必要がある。市は県が実施した土砂災害警戒区域等の緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (2) 林野火災後の荒廃した箇所では、大雨による地すべり等の発生の危険性も考えられることから、関係機関の協力を得て必要な措置をとる。

第33節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

項 目	担 当
ため池災害応急活動	まちづくり対策部道路河川班

第3 活動の内容

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

第34節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農林水産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための応急活動を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
農林業災害の応急活動	産業対策部農林班

第3 活動の内容

1 農業災害応急対策

(1) 農業用施設の応急措置

災害により農業用施設及び農地の被害を受けた場合、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体等と連携して、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告し、応急復旧を行う。

(2) 農作物の応急対策

農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。また、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知する。

(3) 家畜等の防疫

ア 感染症の予防

家畜等の伝染性疾病的発生・まん延防止のため、県（地域振興局、家畜保健衛生所）と協力して、検査の実施及び消毒等の指導を行う。

イ 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として所有者が行う。所有者が不明なとき又は所有者が処理することが困難な場合は、県と協力して処理にあたる。

死亡獣畜の処理は、移動できるものについては、集中焼却又は埋却処理する。移動し難いものについては、保健所の指導を受ける。

2 林業災害応急対策

災害により山腹崩壊、林道の流出等の被害が発生するおそれがあるとき又は発生した場合は、県（地域振興局林務課）、北信森林管理署、森林組合等の関係機関にその旨を通知し、速やかに林業施設の応急措置の実施を要請するとともに、応急措置に協力する。

第35節 文教活動

学校教育課、子ども課

第1 基本方針

小・中学校は、多くの児童・生徒を収容する施設であり、災害時には児童・生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかに応急教育の実施、被災した児童・生徒に対する教科書の供与等を行う。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 児童・生徒等の安全確保	教育対策部避難・教育班・子ども班
(2) 避難所の開設協力	教育対策部避難・教育班
(3) 応急教育計画	教育対策部避難・教育班
(4) 応急保育計画	教育対策部子ども班

第3 活動の内容

1 児童・生徒等に対する避難誘導

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童・生徒の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあつては避難確保計画）に基づき、適切な避難誘導活動に努める。

(1) 児童・生徒が登校する前の措置

台風や大雨の情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、休業の措置をとるものとし、児童・生徒及び保護者に周知するとともに、市教育委員会にその旨を連絡する。

(2) 児童・生徒が在校中の場合

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生じる前に、安全な方法で下校又は保護者へ引渡しを行う。

イ 市長等から避難の指示があった場合、また、学校長の判断により必要が認められる場合は、児童・生徒を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童・生徒の避難状況を正確に把握し、負傷した児童・生徒に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童・生徒がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を市教育委員会に報告するとともに、保護者、市及び関係機関に連絡する。

(3) 児童・生徒の帰宅、引渡し、保護

ア 児童・生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童・生徒の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引

き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童・生徒の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 避難所の開設協力

被災地域からの避難者があった場合、学校長は、学校教育課（避難・教育班）に避難者の状況を報告する。市職員が到着するまでの間、学校教職員の協力の下、避難所の開設・運営を行う。開放スペースを指定し、避難者を速やかに受入れる態勢を整える。

3 応急教育計画

市教育委員会は、学校長と連携し、以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 被害状況の把握

学校長からの報告により、児童・生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(2) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じ教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合は、教育活動が行える体制を整える。

(3) 教育活動

ア 災害の状況に応じ、臨時休校等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

イ 被災した児童・生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

ウ 避難所等に避難している児童・生徒については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

エ 授業の再開時には、登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(4) 児童・生徒の健康管理

ア 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防等保健衛生に関する措置を講ずる。

イ 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(5) 学校施設・設備の確保

ア 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

イ 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

ウ 被害の程度が大きく、残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建

設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を行うなど授業の実施に努める。

(6) 学校給食の確保

災害により、委託業者の学校給食用物資に被害があった場合又は給食用物資の補給に支障をきたしているときは、公益財団法人長野県学校給食会に調達のあっせんを依頼して確保を図る。

4 教科書、学用品の調達及び配布

- (1) 市教育委員会は、災害により教科書、教材、学用品を失った児童・生徒数を調査し、必要量を教科書取次所と連絡をとり調達する。

市内で調達が困難な場合は、教育事務所を通じ県教育委員会に調達を依頼する。

また、市内の学校、他市町村に対し使用済みの古本の供与を依頼する。

- (2) 災害救助法適用の大規模災害の場合は、被災者の資力の有無にかかわらず、基準価格内の教科書、学用品を配布するが、小規模災害の場合は、基準価格内において調達し、児童・生徒に配布し、経費の負担は災害の都度検討し決定する。

5 災害児童・生徒に対する対策

各学校は、被災児童・生徒及び家庭状況について調査し、教科書及び学用品の配布措置を実施するとともに、教育経費の負担については、被害の状況により特別な配慮を行う。

市教育委員会は、被災した児童・生徒のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

6 園児等に対する避難誘導

教育対策部子ども班長及び各園長は、園児等の避難誘導を、1の「児童・生徒等に対する避難誘導」に準じて行う。

7 応急保育等の計画

教育対策部子ども班長及び各園長は、各保育園の被害状況をまとめ、応急措置をとり、可能な限り応急保育の実施体制を整える。

第36節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時には、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 放浪家畜、逸走犬等への対応	市民環境対策部生活環境班、まちづくり対策部公園事務所班
(2) 飼養動物への対応	市民環境対策部生活環境班、健康福祉対策部高齢者福祉班、社会共創対策部各班、教育対策部各班

第3 活動の内容

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

(1) 市が実施する対策

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の捕獲・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと、必要な処置を講ずる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

(2) 飼養動物の飼い主が実施する対策

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第37節 ボランティアの受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) ボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保	健康福祉対策部福祉救護班
(2) ボランティア活動拠点の設置と活動支援	

第3 活動の内容

1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講ずるよう努める。

(1) 市が実施する対策

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。

ウ 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

オ 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- (2) 災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策

ア 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

イ 市災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡整備を図る。

ウ 必要に応じて市に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

- (1) 市が実施する対策

ア 災害対策本部にボランティア担当窓口を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

- (2) 社会福祉協議会が実施する対策

ア 県社会福祉協議会

災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

イ 市社会福祉協議会

市と協議の上、市災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活

動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

ウ 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会

市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部が実施する対策

市災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は、県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

項 目	担 当
(1) 義援物資の受入れ・配分	健康福祉対策部福祉救護班 (大口受入れは産業対策部と協議)
(2) 義援金の受入れ・配分	健康福祉対策部福祉救護班

第3 活動の内容

1 義援金品の募集、受入れ

(1) 義援金の募集、受入れ

市は、県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会及び県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集、受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する義援物資の種類や数量を把握し、送り先を定めて周知する。

受け入れ対象は企業等の大口のものとし、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。また、物資が充足し

た時点で募集を打ち切り、その旨を周知する。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は、市、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関により組織される配分委員会に確実に引継ぐ。

配分委員会は、被災状況等を考慮の上、協議に基づき対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、市を通じ、迅速かつ適正に配分する。

(2) 義援品の引継ぎ、配分

義援物資については、市により引継ぎ、市は、区長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等災害時要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

市、県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、市に引き継ぐまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

配分委員会は、寄託された義援金は市を通じ被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

また、市は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第39節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法の適用を申請し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

項 目	担 当
災害救助法の適用	総務部総務班・広報班・庶務財政班・調査班、市民環境対策部各班、健康福祉対策部各班、社会共創対策部各班、教育対策部各班、産業対策部各班（国プッシュ支援）、まちづくり対策部各班、水道対策部、消防部

第3 活動の内容

1 被害状況の把握

- (1) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに所管の地域振興局長（総務管理課）へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 市長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- (3) 市長は、被害の認定を所定の認定基準に基づき行う。

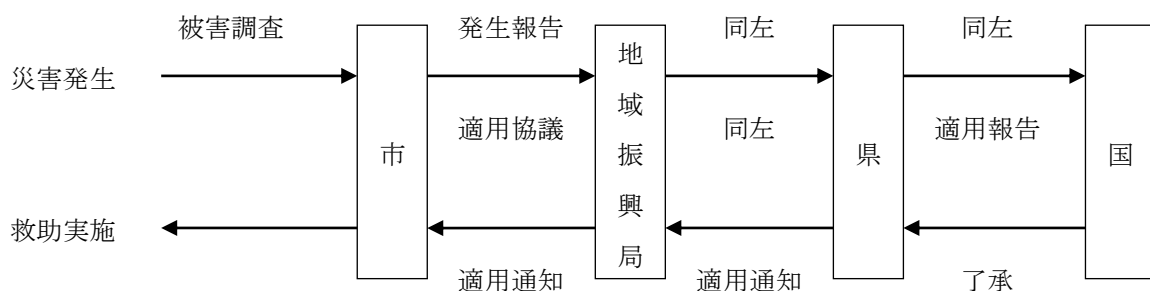
〔資料15－1〕被害等の認定基準

2 適用の手続

市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

■法の適用事務



3 救助の実施

市は県、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(1) 県が実施する対策（危機管理局）

ア 救助の役割分担

災害救助法による救助は、知事が行う。

ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市長に事務の一部を委任する。

救助の種類	県が実施する事務	市に委任する事務
避難所の設置	市からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	市からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市管理上水道の受給者への供給
被服、寝具のその他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMA T等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の搜索・処理	全て	
障害物の除去	市からの要請による資材調達	その他全て

イ 救助の実施基準

救助の実施は、別に定める基準により行う。

ウ 知事の従事命令

知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。

(2) 市が実施する対策

ア 救助の役割分担

市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ 救助の実施基準

救助の実施は、別に定める基準により行う。

第40節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

第2 主な取組み

項 目	担 当
(1) 観光地での観光客の安全確保	産業対策部商業観光班、消防部
(2) 外国人旅行者の安全確保	総務部広報班、産業対策部商業観光班

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 観光地での災害時には、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 県と連携して、県において事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

第41節 須坂市動物園の猛獣等脱出事故防止活動

第1 基本方針

災害等による飼育舎の破損等に伴う猛獣等の脱出事故に際しては、須坂市動物園の猛獣等脱出事故防止対策計画に基づき、適切な処置を施す。

第2 主な活動

項 目	担 当
動物園の猛獣等脱出事故対策	まちづくり対策部まちづくり対策班、公園事務所班

第3 活動の内容

1 対策実施体制

対策の実施に当たっては、須坂警察署、長野保健福祉事務所及び須坂市消防本部、その他関係諸機関並びに須高猟友会等関係団体と密接な連携をとり、緊急処理対策が有機的かつ効果的に行われるよう努める。

(1) 猛獣等脱出事故対策本部の設置

市長は、猛獣等の脱出事故の発生又は発生のおそれがある場合において必要があると認められる場合は、猛獣等脱出事故対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(2) 組織構成及び任務

対策本部の構成及び任務は次のとおりとする。

	構 成	任 務
本 部 長	市 長	対策本部業務の総括
副 本 部 長	まちづくり推進部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その任務を代行する。
幹 事	まちづくり課長 臥竜公園管理事務所長	総務、広報、避難誘導等対策本部業務における各機能の総括
本 部 員	まちづくり課職員 臥竜公園管理事務所職員	対策本部業務の実施
協 力 員	要請を受けた市職員及び 関係機関等の職員	対策本部業務実施の応援、協力

(3) 応援要請等

ア 対策本部長は、対策活動を行うため必要がある場合は、市職員の応援を指示するとともに関係機関等の職員の応援を要請する。

イ 応援要請等を受けた職員等は、対策本部長の統括の下において応援協力活動に従事す

る。

2 緊急処理計画

(1) 脱出事故発生時の措置

ア 通報及び指示

(7) 脱出事故の発生を発見した職員は、最も迅速な方法をもって臥竜公園管理事務所に通報するとともに、脱出動物の動向監視に全力をあげる。

(4) 通報を受けた臥竜公園管理事務所長は、臥竜公園管理事務所全職員に事故の概要を伝達し、必要部署への配置を行い、必要な指示を行う。

イ 園内放送

入園者の混乱と動揺を防止するため、園内放送により脱出事故発生状況と避難方法を周知する。

ウ 避難誘導

入園者への危害防止と恐怖感鎮静のため、臥竜公園管理事務所職員は適切な避難誘導を行い、入園者を園外の安全な場所に避難させる。

エ 園外への逃亡の防止

入園者の避難終了後直ちに各出入口の閉鎖を行い、脱出動物の園外への逃亡を防止する。

オ 概要報告

臥竜公園管理事務所長は、市長、まちづくり推進部長及びまちづくり課長に対し、口頭により事故発生の概要を報告する。

(2) 脱出動物に対する処置

ア 動向の把握

脱出動物の動向監視に全力を尽くし、努めて動物を興奮させないように留意する。

イ 誘導捕獲

飼育係職員は、嗜好飼料により脱出動物を飼育舎内へ誘導し捕獲に努めるとともに、捕獲器具により適切に捕獲する。

ウ 射 殺

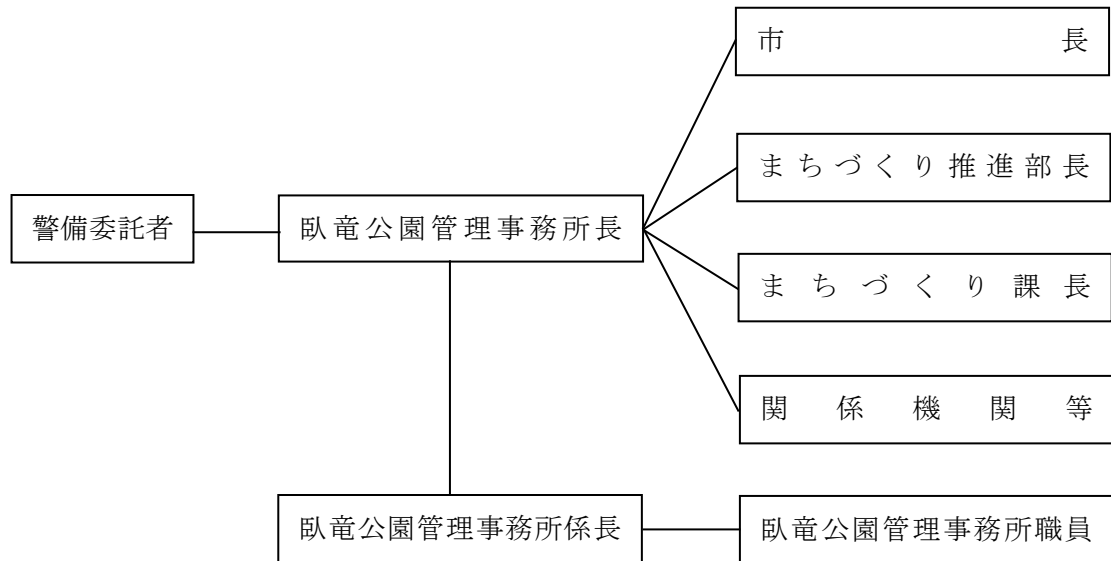
脱出動物の射殺は、緊急にして臨機の処置を要するが、人畜等に対する危害防止のため市長並びに関係機関等と協議し、処置を決定する。

(3) 園外逃亡に対する処置

万一脱出動物が園外へ逃亡した場合は、状況に応じて市職員並びに関係機関等の職員の応援、協力を要請し、脱出動物の搜索、市民への広報及び市民等の避難誘導など適切な処置を行う。

(4) 休日及び夜間における連絡系統

休日及び夜間等は、勤務職員が最少となるため、入念な監視を行うとともに、事故発生時の連絡系統を次のとおり定める。



3 事故報告

臥竜公園管理事務所長は、猛獣等脱出事故処理終結後直ちに文書により、事故の経過並びに結果をまちづくり課長を経由し市長に報告する。

第 3 章

災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

該当各課

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- (1) 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- (2) 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体等への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

市は、県と協力し迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指すかの基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(1) 基本方針の策定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県と連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

(2) 情報公開・住民参加

復旧・復興の基本方針は、住民の意向を尊重しつつ、市及び住民が協同して策定するものとし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

2 支援体制

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

財政課、福祉課、高齢者福祉課、健康づくり課、医療保険課
生活環境課、文化スポーツ課、農林課、産業連携開発課
商業観光課、道路河川課、まちづくり課、営業課
上下水道課、学校教育課、子ども課

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- (1) 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (2) 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- (3) 被災市町村からの要請により、市職員の派遣を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。実施に当たっては、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(1) 計画的かつ効率的復旧事業の推進

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(2) 改良復旧の推進

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) 土砂災害防止対策の推進

大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

(4) 復旧予定時期の明示

ライフライン関係の復旧は、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(5) 総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

(6) 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

(7) 補助事業の活用

国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

また、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。なお、緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事の迅速化に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理の実施

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

市は、災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項に留意する。

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

(2) 応援要請

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援要請を行う。

3 職員派遣

災害復旧には、迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な処置をとる。

なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(1) 職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入態勢を明示し、職員の派遣の要請を行う。

(2) 被災市町村から要請を受けた時は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員

を派遣する。

4 復旧事業の種類

被災施設の復旧については、関係法令及びそれぞれの定める計画により、おおむね次の事業について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路橋梁災害復旧事業
- (2) 上水道施設災害復旧事業
- (3) 下水道施設災害復旧事業
- (4) 農林水産業施設災害復旧事業
 - ア 農地、農業用施設災害復旧事業
 - イ 林道災害復旧事業
 - ウ 共同利用施設災害復旧事業
 - エ 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- (5) 中小企業施設災害復旧事業
- (6) 環境衛生施設災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公立医療施設災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 公立社会教育施設災害復旧事業
- (11) 公営住宅、公共施設災害復旧事業
- (12) 通信、運輸、電力等災害復旧事業
- (13) その他施設の災害復旧事業

第3節 計画的な復興

道路河川課、まちづくり課、営業課、上下水道課

第1 基本方針

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた際の再建方針として、中長期的課題の解決をも視野に入れた災害に強いまちづくりを目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- (1) 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するため、関係機関との密接な連携のもと復興計画を作成する。
- (2) 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- (3) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

また、当該計画の作成に当たっては、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

2 防災まちづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

(1) 総合的な都市・市街地整備事業の活用

復興のため市街地の調整改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建を図る上からも防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得られるよう努める。

(2) 都市防災機能の強化

防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア オープンスペースの充実化

都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

イ 共同溝化の推進

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

ウ 不適格建築物の解消

既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

3 復興計画実施上の留意点

(1) 復旧事業の迅速化

復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。

(2) 住民参加の推進

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

第4節 資金計画

財政課

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

市は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 市の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

災害復旧事業債

(2) 地方交付税

ア 普通交付税の繰上交付

イ 特別交付税

(3) 一時借入金

ア 災害応急融資（関東財務局長野財務事務所、長野県市町村振興協会）

イ 災害復旧事業貸付金（県）

第5節 被災者等の生活再建等の支援

総務課、税務課、福祉課、市民課、産業連携開発課
商業観光課、道路河川課、まちづくり課

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 主な活動

- (1) 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- (2) 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- (3) 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- (4) 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- (5) 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- (6) 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- (7) 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- (8) 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- (9) 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- (10) 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- (11) 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- (12) 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(1) 市が実施する対策

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 市営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置をとる。

オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(1) 市が実施する対策

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金等の貸付

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

4 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

5 生活保護

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(1) 市が実施する対策

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付

市は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 被災者に対する金融上の措置

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

8 租税の徴収猶予、及び減免

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(1) 市民税等

地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(1) 市が実施する対策

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

10 罹災証明書の交付

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

11 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(1) 市が実施する対策

ア 市長は必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ 住民に対し、掲示板、広報誌等を活用し広報を行う。

エ 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

農林課、産業連携開発課、商業観光課

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進するための必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- (1) 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- (2) 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林事業者に対する支援

県により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧に協力する。

(1) 県が実施する支援策

ア 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する天災により被害を受けた農林漁業者等に対しての経営資金の融資

イ 株式会社日本政策金融公庫資金

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業の災害復旧に必要な資金や経営維持に必要な資金の融資

ウ 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対する農業経営に必要な資金の融資

エ 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失の補償

2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業者の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(1) 市が実施する中小企業融資制度

ア 普通資金

- イ 特別小口資金
- ウ 経営安定資金
- エ 特別借換資金
- オ 特別災害対策資金
- カ 緊急借換資金

(2) その他の中小企業融資制度

県あるいは中小企業関係団体等を通じ利活用できる次の金融の特別措置等について、被災中小企業者に対し周知徹底を図る。

また、被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

ア 政府系中小企業金融機関

- (7) 日本政策金融公庫資金
- (4) 商工組合中央金庫資金

イ 県が実施している中小企業融資制度

- (7) 中小企業振興資金
- (4) 小規模企業発展資金
- (7) 経営健全化支援資金
- (エ) 信州創生推進資金
- (カ) 経営改善サポート資金

(3) 信用補完制度

長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

(4) 雇用調整助成金制度

企業の雇用維持のための努力を支援するため、制度の利用促進を図る。

第7節 被災した観光地の復興

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- (1) 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- (2) 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 被災した観光地に対する支援

- (1) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。